

秋田県指定有形文化財
旧松倉家住宅修復整備工事報告書

秋田市



主屋 外観 南東より



主屋 外観 南面



主屋 外観 北東より



覆屋 外観 北面



主屋 下座敷より上座敷を見る



主屋 オエより中の間、居間8帖を見る



主屋 2階座敷 北東より



主屋 小店 東より



主屋 通り庭 南より



覆屋 土間より板の間、米蔵を見る



米蔵 外観 南東より



文庫蔵 外観 南東より



米蔵 内部 南より



文庫蔵 内部 北より

序

秋田県指定有形文化財（建造物）旧松倉家住宅は、久保田城下町外町の伝統的町家の形式を今に伝える貴重な建造物です。前所有者である松倉様は秋田市の宝である同住宅に大切にお住まいになり、伝統的町家の形式が整った状態で平成23年にご寄贈くださいました。

本市では松倉様から引き継いだ宝を守り後世に伝えるため、またそのすばらしさを広く知っていただくため、令和元年度から4年の歳月をかけて修復整備工事を行いました。建築当初の姿への復原を目指しつつ傷んだ箇所の修復を行い、また、活用を考慮しながら整備いたしました。

令和5年3月21日に開館した旧松倉家住宅は、「歴史を受け継ぎ交わる。つながる。」をコンセプトに活用を進めており、親しみやすく集える場所として認知されはじめています。秋田市内の指定文化財では初めて指定管理者制度により管理・活用を行い、また、地元の方々・市民・民間企業の皆様との連携により企画・活用を進めており、建物を活かすことによってその価値がさらに高まっているものと感じております。

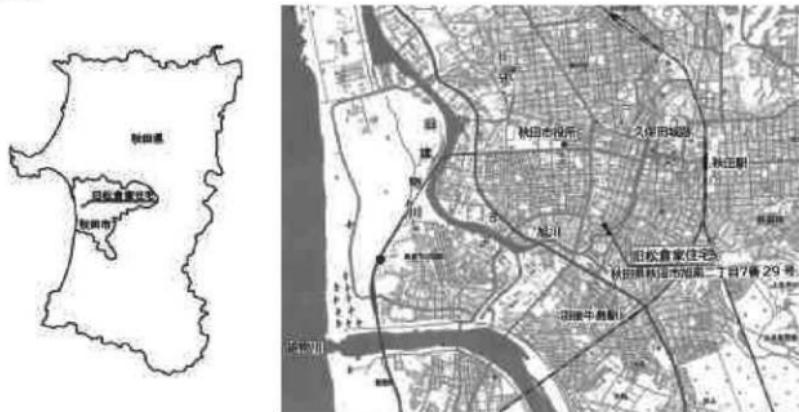
本報告書は、旧松倉家住宅の修復整備工事に関する記録をまとめたものであり、久保田城下町外町の歴史を物語る伝統的町家の資料として、今後、文化財建造物の保存活用の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、建物をご寄贈いただきました前所有者の浅間晶子様、松倉俊一様、松倉隆二様、修復整備工事・報告書作成にあたりご指導・監修を賜りました秋田市文化財保護審議会副委員長の澤田享様、ご協力・助言を賜りました五十嵐典彦様、ならびに工事関係者の皆様に心からお礼申しあげます。

令和5年3月

秋田市長 穂 積 志

案内図



例　　言

- 1 本報告書は、秋田県指定有形文化財旧松倉家住宅の修復整備に関するものをまとめて、秋田市が刊行したものである。
- 2 編集に当たっては、工事の概要の他、工事中の調査事項、判明した内容に関する各種参考資料をまとめた。
- 3 図面及び写真については、工事中に作成または撮影した多数の内から掲載した。また、図面は実測図、施工図及び説明図のうち主要なものを使用した。
- 4 表示寸法は、本文、図面とも基本的にはメートル法に依ったが、必要に応じて尺貫法(1 尺 = 10/33 メートル、1 尺 = 10 寸)を用いた。
- 5 部屋の名称は文化財指定時の資料による。
- 6 本書の編集及び担当は、下記による。

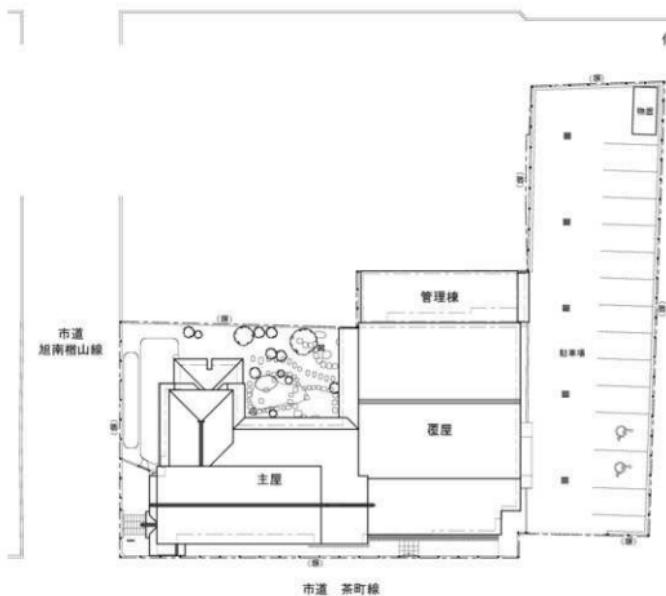
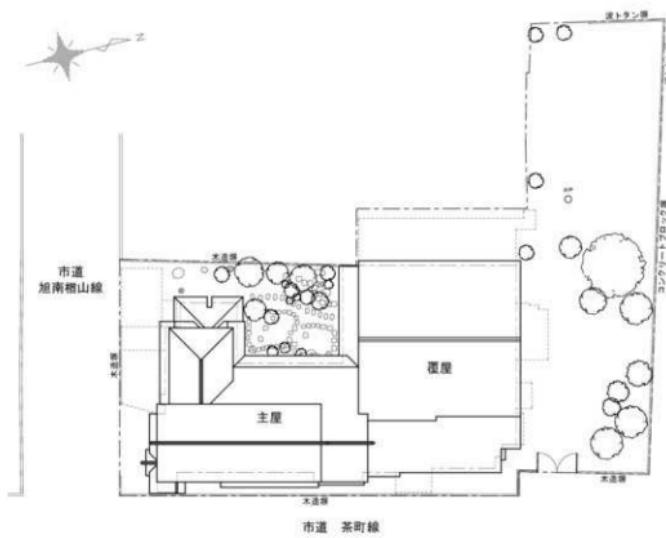
指導・監修　秋田市文化財保護審議会副委員長　澤田　享
助言・協力　元秋田県文化財保護審議会委員　五十嵐典彦
編集　秋田市觀光文化スポーツ部文化振興課
株式会社伝統建築研究所
本文執筆　第1章～4章 株式会社伝統建築研究所
　　　　　高橋　直子・植山　和宏・龍　結・横地　貴子
　　　　　第5章　秋田市觀光文化スポーツ部文化振興課
　　　　　主席主査　田中　圭紅
図面作成　株式会社伝統建築研究所
写真撮影　(竣工)　越後屋　徹
(修理前、工事中)　秋田市觀光文化スポーツ部文化振興課
　　　　　株式会社伝統建築研究所
　　　　　池田・長谷駒建設工事共同企業体

秋田県指定有形文化財 旧松倉家住宅修復整備工事報告書

本文目次

第1章 建造物の概要	1	第10項 左官工事	
第1節 馬口勞町の地理と歴史的背景	1	第11項 建具工事	
第2節 松倉家と旧松倉家住宅の概要	2	第12項 雜工事	
第3節 文化財の指定	4	第13項 附帯工事（管理棟工事）	
第4節 構造形式（竣工）	5	第14項 電気設備工事	
第1項 主屋		第15項 機械設備工事	
第2項 米蔵		第16項 外構工事	
第3項 文庫蔵			
第4項 覆屋		第3章 調査事項	40
第2章 修復整備工事の概要	8	第1節 屋敷構え	40
第1節 修復整備工事の概要	8	第2節 修理前の破損状況	40
第1項 工事の経過		第1項 主屋	
第2項 修復整備の方針		第2項 米蔵	
第3項 工事の運営		第3項 文庫蔵	
第4項 工事の工程		第4項 覆屋	
第2節 工事関係者	10	第3節 建物の形式と技法	46
第3節 工事費及び工事監理費	12	第1項 主屋	
第4節 修復整備工事の実施仕様	13	第2項 米蔵	
第1項 概要		第3項 文庫蔵	
第2項 既存建物解体工事		第4項 覆屋	
第3項 仮設工事		第4節 建物の変遷	58
第4項 解体工事		第1項 番付・墨書	
第5項 揚家工事		第2項 曰記に描かれた絵図	
第6項 基礎工事		第3項 松倉氏からの聴き取り調査内容	
第7項 構造補強工事		第4項 建物の変遷	
第8項 木工事		第5節 現状変更	62
第9項 屋根工事		第6節 構造補強	75
		第1項 構造規模	

第2項 設計荷重	参考文献
第3項 積載荷重	
第4項 耐震診断方針	図版写真編
第5項 現況の耐震診断結果	竣工／修理前／解体／組立
第6項 耐震補強方針の検討	
第7項 補強後の耐震診断結果	図面編
	竣工／修理前
第4章 資料	83
第5章 総括.....	86
第1節 久保田城下町の町家について	86
第1項 外町の町割り	
第2項 外町の火災	
第3項 外町の町家の特徴	
第2節 旧松倉家住宅の特徴	88
第1項 屋敷割	
第2項 間取りと小屋組	
第3項 2階建	
第4項 小店	
第5項 才工	
第6項 構造の特徴	
第7項 意匠の特徴	
第3節 まとめ	94
第1項 旧馬口勞町について	
第2項 松倉家について	
第3項 旧松倉家住宅について	



0 5 10m

第1章 建造物の概要

第1節 馬口勞町の地理と歴史的背景

江戸時代、秋田藩では所領の城下町も含めて侍町を内町、町人町を外町とし、久保田城下では内町と外町は旭川などで明確に区切られていた。

松倉家がある馬口勞町は、外町の南部を東西に走る通り沿いにあり、東は羽州街道となって牛島へ通じ、西は雄物川を渡り、酒田街道（羽州浜街道）となって新屋方面へ通じる交通の要衝であった。当初、城町などと共に寺内から移ってきた町である。寛永6年（1629）6月に、馬口勞町の町割りがなされたとされ、『政景日記』（秋田県指定有形文化財・秋田県公文書館蔵）には馬口勞町（元和2年9月17日条）の町名が大工町や鍛冶町と共にみえ、それ以前には成立していたことが分かる。また、当時は湊への街道は茶町筋であったが、寛永8年（1631）大町から馬口勞町へ直通させて街道とした。これが羽州街道である。

馬口勞町の名は『政景日記』には、馬呂町の1ヶ所のほかは馬口勞町と書く。馬喰町の表記もあるがいたって少ない。また、旭町に架る馬口勞町橋は『政景日記』の寛永9年（1632）6月25日が初見である。

外町は久保田町奉行の支配の元、庄屋以下の町人たちによって運営されており、寛文12年（1672）には馬口勞町には一人の庄屋が置かれていた。また、寛文3年（1663）の「外町屋敷間数絵図」（秋田県指定有形文化財・秋田県公文書館蔵）によると、馬口勞町には61軒の家数があったとされる。

外町は公役と通称される様々な負担が賦課され、寛文12年に馬口勞町が馬宿とされてから大町3町、茶町3町とともに伝馬、徒夫役にかかわることになった（伝馬は公用の人や物資を人馬によって運搬する制度で、そのための人足を負担することを徒夫役といった）。また、天和2年（1682）に町奉行から旅籠町に指定され、武士の宿泊は大町と茶町、町民・農民は馬口勞町と決められており、多くの人で賑わった町である。

馬市は『政景日記』寛永4年（1627）の条にみえ、同9年の条には「馬数百程」とあり、政景も5頭買つ



図1-1-1 馬口勞町周辺の地図

ている。馬市は毎年4月15日（あるときは5、7、9月の3回）に行われていた。馬市は維新後も継続され、明治40年新築移転した旭南小学校附近で行われた。

明治4年（1871）に廃藩置県が行われ、馬口勞町は第一大区三小区馬口勞町となり、明治10年（1877）に戸長役場が松倉家の2階に置かれた。

明治38年（1905）奥羽本線開通前には、船場町の河港新屋に到着した貨物は小舟に積換えられ、旭川を遡り、馬口勞町にあった船場に荷上げされていた。そのため、馬口勞町には旅籠が繁盛し、酒造においても慶長8年（1603）からの老舗である村山家をはじめ、4～5軒の酒屋があったと言われている。

また、「草市」は現在も続いている行事で、旧暦7月12日（現在は8月12日）に開かれ、精霊棚の飾り物等を買い求める多くの人が賑わう。

久保田城下においては大火が頻繁であったが、馬口勞町でも3度ほど大火に見舞われた。最初は享保19年（1734）11月で、酒田町・鍛冶町まで延焼し、52戸を失った。2度目は明治25年（1892）に大火があり、80戸を焼失している。そして3度目は明治37年（1904）8月27日で、町の東側の64戸を焼失、潰家が3戸、全焼土蔵5棟、半焼土蔵が1棟であった。松倉家もこの火災で被災し、土蔵2棟を除いて焼失したとされる。

第2節 松倉家と旧松倉家住宅の概要

松倉家は「過去帳」によると寛延2年（1749）に初代の記載があり、以来代々庄右衛門を名乗っている。

これまで松倉家についての詳しい記述は『秋田県の近代和風建築』に、「松倉家は「過去帳」によると寛延2年に初代の記載があり、以来代々、庄右衛門を名乗っている。現在の庄右衛門は九代目に当る。家伝によると、江戸時代は灯油を商う商家であった。現当主の祖父に当る7代目が、明治18年頃に油屋を廃業し、田を購入して地主に転身した。その規模は大略、当時の南秋田郡外旭川、川尻、八橋などに田80町歩、河辺郡大正寺に20敷町歩、山林30町歩を所有したという。』とある。

また、『秋田の今と昔』には馬口勞町の項に、「はげしい人馬の往来、そして川口の親方衆という条件に立つと、酒屋もこの町に多くなる。初代松倉庄右衛門は仙北の人で幕末から。(後略)」とあり、松倉家は幕末からこの地を住まいとした。

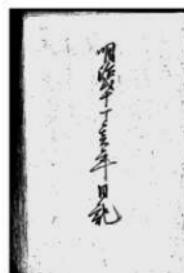
なお、寛文3年（1663）の久保田城下外町の屋敷割と人名を伝える「外町屋敷間数絵図」には、馬口勞町に面して、現在の松倉家の位置に近い場所に「庄右衛門」という名前が確認できるが、前述の過去帳の初代が寛延2年という事であることから別人であろう。

これらの資料の他、松倉家には「松倉家日記」が残されている。「月記」や「日記」、証文等複数のまとまりが一冊に和綴じされ、表紙には「月記」と書かれ、裏には「松倉庄右衛門」とある。「月記」のまとまりには、明治19年（1886）俵屋火事が詳細に記載された部分が7頁ある。その後に「明治三十一年日記」とあり、明治19年から明治36年（1903）頃までの松倉家の様子が分かる記述や各種証書、手紙などの写しが記述されている。巻末には7代目庄右衛門の時代である明治初期～昭和初期にかけての出生届、死亡届などの写しも納められている。

残念ながら明治37年の大火や、明治39年に主屋が建築された際の関係文書は確認できなかったが、松倉家の営みや暮らし向き、明治37年に焼失する以前の建物について知ることができる。



写1-2-1 松倉家日記の表紙
「月記」



写1-2-2 日記の表紙

この日記から、松倉家の家業等に係わる記述や、建物に関する部分を以下に抜粋する。（ ）内の数字は日記に仮に番をつけた頁数を示す。

- 明治20年 油営業に加え、貸金業の届出（9）
- 明治20年 馬口勞町79番地に貸家新築（17）
- 明治21年 馬口勞町の轍場組合世話係に委嘱（27）
- 明治21年 松倉家が持っている馬口勞町69番地の米蔵から盜難（31）
- 明治23年 建物坪数及居宅地価金御届として、現在地に127坪の建物を所有し、その他市内3ヶ所に土地を所有している。建物図面もあり、様子がわかる。（79）
- 明治23年 秋田市に所得税の納付をする際、「明治元年1月中からこの地に居住す」（92）
- 明治24年 油営業金高御届（107）
- 明治25年 油営業の廃業届出（123）
- 明治27年 米穀取引所において仲買営業許可願（143）
- 明治28年 馬口勞町76番地に建屋2戸御届（157）
- 明治28年 米穀取引仲買営業の廃業願（162）
- 明治34年 葉煙草貯蔵のため、土蔵の図面を添えて届出（214・215）
- 明治38年 子供の出生届けに「戸主平民貸金業 父松倉庄右衛門」とある（244）

これまで油屋は明治18年に廃業とされてきたが、日記では、明治25年（1892）に廃業届が出されている。また、油屋以外にも明治20年（1887）に貸金業、明治21年に羅羅組合（羅羅とは穀物の売買を行う事）に所属し、明治27年（1894）には米穀取引所にて正式に仲買営業許可願を出している。秋田市における米穀取引所は明治27年5月に設立されており、松倉氏は9月に営業許可願を提出している。この米穀取引所は2年後に廃業している。

また、馬口勞町においても数件の貸家や蔵、土地を所有していたようであり、米穀のみならず葉煙草貯蔵等も行っていたようである。明治38年（1905）の子の出生届に父の職業として「貸金業」と明記されている。

「秋田市詳密地図」（明治34年9月・秋田県公文書館蔵）の中に「商工人名記」があり、馬口勞町の項には11名の名前が質屋・呉服屋・木材商・穀物商などの各職業と共に書かれている。しかし、その中に松倉庄右衛門の名前はない。記載漏れと考えるべきか。

また、明治23年（1890）の記述に
「一、金九円六拾貳銭 廿三年度處稅年額
内 金四拾五錢 市内分
金九円拾七錢 市外分

一、明治元年一月中ヨリ当市内へ住居ス右之通りニ候也

明治廿三年九月十三日 秋田市馬口勞町

名前 印 秋田市長 小泉吉太郎殿

とあり、松倉家が明治元年（若しくは慶応4年（1868）から馬口勞町に居住し始めた事が確認できる。

その他、日記の後半にある家系に関する記載から、7代目庄右衛門は嘉永3年（1850）3月10日生まれで、明治15年（1882）に当主となっている。7代目が明治36年9月26日に没した後、養子であった明治3年（1870）生まれの寅之助が8代目を継いでいる。明治39年に現在の建物を建立した際の庄右衛門は8代目であることが分かる。

なお、明治23年（1890）の日記には、明治37年の火災で焼失した建物の様子が分かる記述と平面図が

書かれている。これに関しては、第3章第4節第2項に詳細を記す。

その他、土崎や船川の運搬に関する取決めや、馬の購入記録など多數の記載があり、また、明治23年3月の地租支払いの写しから、馬口勞町の他、秋田市内2ヶ所、由利郡、河辺郡、南秋田郡に土地を所有していることがわかる。大正13年（1924）時の「五十町歩以上地主調」（秋田市史 第四卷 近現代1通史編）によると、松倉氏は秋田市・南秋田・河辺・由利に所有田が53.6町歩、畠が0.4町歩、合計54町歩あり、小作人の戸数は210戸であった。

また、7代目庄右衛門は、明治22年4月に行われた第1回秋田市会議員選挙において当選している。この選挙は市制に基づき三級選挙制度が採用され、直接市税納稅額により一級から三級に分類され、各級10人ずつの計30人、6年の任期で3年ごとの半数が改選された。第1回選挙では、馬口勞町から松倉氏の他、村山三之助氏も当選している。

また、寺町にある龍泉寺の檀家總代も引き受けており、明治の寺町大火で焼失した龍泉寺本堂の再建や、住職の交代時における世話役などでも尽力した。

このように松倉家は明治初期に馬口勞町に移り住み、地主であるだけでなく、油屋、米穀取引、貸家、貸金業など様々な営みをし、政治にも参画する馬口勞町における有力者であったといえる。

第3節 文化財の指定

以下に秋田県指定文化財指定時の概要を示す。

1. 名称及び員数 旧松倉家住宅 3棟

2. 構造及び形式

主 屋：木造一部2階建、切妻造一部寄棟造、亞鉛板板葺、妻入

米 壱：土蔵造一部2階建、切妻造、土居塗、平入
文庫蔵：土蔵造2階建、切妻造、土居塗、妻入

3. 建築年代

明治39年（主屋）、天保10年（米蔵）、慶応2年（文庫蔵）

4. 所在地 秋田市旭南二丁目7番29号

5. 所有者 秋田市

6. 説明

松倉家は寛延2年（1749）頃に始まる商家で、当初、油屋を営んでいたが、明治18年（1885）頃に田を購入して地主となった。住宅のうち主屋は、明治37年（1904）の大火で類焼し、明治39年（1906）に再建された。

主屋は妻入の大型町家で、片土間二型列の間取りに鍵型に張り出した上座敷が付く。表側にコミセの名残である前土間に庇をつけ、続いて引き大戸の奥に通り土間を蔵前まで通す。通り土間に面して店座敷、中の間、才工を並べ、その背後に下座敷と二部屋を配置して、最奥に台所を置く。

米蔵と文庫蔵は土間を挟んで、主屋の背後に並ぶ。両蔵の規模はほぼ同じであり、棟札によれば米蔵が天保10年（1839）6月18日、文庫蔵は慶応2年（1866）7月の上棟である。土蔵2棟とその周辺の土間には、主屋に接続する覆屋をかける。

主屋は、正面外観及び片土間二型列型間取りのよく整った配置となっており、江戸時代後期以来の久保田外町の伝統的町家の特徴を繼承している。また、県内に現存する伝統的町家の中では大型で改変が少なく保存状態がよい。江戸時代末期の土蔵2棟は建築年代が明らかであり、他の土蔵建築の年代を比定する指標となる。

以上、概要を記したが、主屋の大工棟梁を務めた池永蔵・慶助の池永家について追記する。

明治三十九年五月九日 大工棟梁 池永慶助
屋船久々能登命 八島忠義神 川村春吉

家主 松倉庄右三門
人足

天保十年久保田馬口旁町
亥六月十八日 松長四郎殿
奉
散白

□・□・□・□・梵・□・□・□



写1-3-1 主屋棟札



写1-3-2 米蔵祈祷札



写1-3-3 文庫蔵棟札

池永家は秋田藩大工であった。『職人の歴史』と、『秋田藩大工棟梁記録』に藩大工棟梁池永久太郎の記述があり、弘化2年（1845）から明治6年（1873）にかけて池永家へ弟子入りした者の略歴と棟梁自身が記した覚書がある。これによると28年間に12~20歳までの28名の弟子が入門し、契約年季は3~7年で、三分の二程度が年季明けしている様子が分かる。

池永家は明治になってから中通地区に移り住み、「池永小路」という通り名になるほど繁盛したと言われている。後述するが、主屋西側便所に見つかった墨書きに「昭和拾年 池永八蔵」という名があり、松倉家と池永家の繋がりが途切れていない事がわかる。

なお、「秋田市詳密地図」（明治34年（1901）9月、秋田県公文書館蔵）にある「商工人名記」に地区ごとに商店と人名を記載しているが、池永の名前は見当たらない。

第4節 構造形式（竣工）

第1項 主屋

1. 概要

正面15.37m、側面17.31m、切妻2階建棟に鍵の手に西側奇棟平屋建が取付く。付属下屋は正面に小店、西面便所、南・西・北面に縁。ガルバリウム鋼板菱葺、東面卯建板葺、2階正面庇、柿葺。

2. 平面

2階建棟は桁行7間、梁間3間と、その西側に並列する桁行き6間、梁間2間の架け下げで、鍵の手に西側に続く桁行4間半、梁間2間半の座敷部分、それに付属する下屋で構成されている。

2階建棟の1階は店座敷・中の間・オエが並ぶ。その座敷3室の東側に6尺幅の通り庭である土間が配される。南面には間口4間奥行き1間の下屋を設けて小店とし、通り庭に続く。下屋は中の間の西隣に部屋8帖、オエの西隣に居間8帖、その北側に台所（板の間）が配される。店座敷の西側に上・下座敷の2室が続く。この2室は置き敷居を取付けて建具を立てて仕切る。上座敷には床と棚を設ける。さらに西側に便所が取付く。便所は手前に手洗い場の水屋と、奥に大便器・小

便器を1ヶ所ずつ設ける。

2階は店座敷上部に床と棚を設えた8帖の座敷、南側に縁、東側に廊下がつく。

3. 基礎

礎石は自然石の玉石、雨落石は西庭側のみ切石。軒内は土間叩きとする。

4. 軸部

2階建棟の通り庭周囲の柱は土台建とし、指鶴居で固める。それ以外の柱は礎石建として足固と指鶴居や鶴居・長押で固める。2階の柱は一部通し柱、又一部は指鶴居から建て、中間に梁を架け、頂部に桁を載せる。

西側寄棟の柱は礎石建として足固と指鶴居や鶴居・長押で固める。側廻りの柱頂部に桁を、入側筋に敷梁を載せ、小屋梁を架け渡す。

2階建の西側に並列する部分は柱を礎石建とし、足固を入れ固める。側廻りの柱上に桁を、入側筋に敷梁を載せ、小屋梁を架け渡す。

5. 小屋組

主要部は側柱間に梁を渡し、通り庭・部屋境筋に敷桁を載せる。梁の上にキングポストトラスを組む。2階座敷部は大梁を架け、桁行方向中間に牛梁を渡し、大梁、牛梁間に架けた登り梁で小屋組とする。

西側は柱間に梁を渡し中間に敷桁を載せる。小屋梁の上に小屋束、棟束を建てる。

6. 軒廻り

化粧垂木、広小舞、淀、化粧裏板。破風は化粧垂木に取付け、表面に眉等の彫を施す。

7. 屋根

ガルバリウム鋼板菱葺とし、棟上は箱棟としガルバリウム鋼板で包む。南面の2階庇は柿葺とし、東面の卯建は板葺とする。

開口部の庇は板葺き、猿頭付。戸袋屋根も同様。

8. 外壁

外部腰壁は座敷部分の柱間に腰壁下見板張、上部漆喰壁。覆屋接続部の東側壁は縦板張り。床下部分は縦板壁で塞ぐ。

正面の妻壁は化粧梁・東とし、牛梁木口に見えるよ

うに化粧板で箱型を作り木口を銅板で包む。壁面は漆喰塗。庇が壁に当たる部分は板壁。

9. 床

小店と通り庭土間はたたき。座敷は畳敷きとする。縁は板敷きとする。台所（板の間）は板敷き。

10. 内壁

小店、通り庭、店座敷、階段室、女中部屋の壁は漆喰塗。座敷は織維壁、縁は貝壁である。

11. 天井

小店・通り庭は化粧屋根裏。店座敷は根太天井。座敷は棹縁天井で、天井板の張り方が2種類あり、中の間・オエ・上・下座敷は稻子張り、部屋8帖・居間8帖・2階座敷は大和張りである。西側便所も棹縁天井の大和張りである。縁側は化粧屋根裏。

12. 建具

建具はいずれも木製である。小店は玄間に腰板付引違ガラス格子戸、正面はケンドン式ガラス戸と、落とし込み板壁で、取外して全面的に開放することができる。小店と通り庭には塗りの小扉戸がある。また、店座敷境は障子戸を入れ正面に縦格子を取り付け、通り東側は一本引きの腰付ガラス戸で開放できる。部屋境は框を黒漆塗とした引違戸、部屋と廊下境はガラス付引違障子戸である。通り庭に面した障子には夏用襖も保管してあった。戸戸は腰板・ガラス付障子戸である。廊下を仕切る戸は框付き板戸。

第2項 米蔵

1. 概要

土蔵造平屋建、桁行10.89m、梁間6.31m、切妻造、屋上置土。柱脚に施された根縫や痕跡から、転用材による建築か、移築された可能性が高い。

2. 平面

矩形平面で内部は一室とする。東面南寄りと北面中央を出入口とする他、北妻面に窓を2ヶ所設ける。

3. 基礎・床

土台下に土台布石を回す。布石下の柱位置に玉石を置いている。土台布石の外側には切石が2段積みされ、土台布石と50~70mmの離れがある。出入口部分

には、面取り加工された長い切石が配置されている。いずれも男鹿石である。

床は土間たたき仕上げ。

4. 軸部・小屋組

四周に土台を回し、柱を約3尺毎に建て（但し出入口は東面約5.5尺間、北面約4.6尺間）、中間に貫4段を通し、頂部は桁で繋ぐ。柱は垂直に立てず、柱幅半分ほど内の内転びをしている。

小屋組は梁受の枕材を柱2間に架け、大梁を2通りかける。大梁中央に肘木をかけ棟木を受ける。妻面は横木を3段積んで棟木を受ける。桁・棟木間に垂木を2尺間隔で配し、垂木上に化粧野地板を張る。

5. 屋上

化粧野地板梁の上に杉皮を葺き、壁土と同様の土を載せ、表面を漆喰で仕上げる。

6. 壁

外部は切石2段積みの上、土壁を900mm程度立ち上げ、上部壁共に大壁の漆喰塗。内部は柱を現し砂壁。

7. 柱間装置

東面南寄り出入口外側に木製鞆、土戸黒漆喰仕上観音開き、内側に板戸片引き、腰板格子板戸片引き。北面中央出入口外側に土戸黒漆喰仕上観音開き、内側に板戸片引き、腰板ガラス戸片引き。北面妻に窓が2箇所あり、外側に土戸黒漆喰仕上片開き、内側にケンドン網戸、板戸片引き。他の部分は真壁。

第3項 文庫蔵

1. 概要

桁行10.96m、梁間4.82m、切妻造、屋上置土。全ての柱に根縫があり、根縫材表面仕上げも既に風化しており、転用材による建築か移築された可能性が高い。

2. 平面

矩形平面で総2階建。南北部分に階段を設ける。

3. 基礎

土台下に土台布石を回す。布石下の柱位置に玉石を置いている。土台布石の外側には切石が2段積みされ、土台布石と50~70mmの離れがある。出入口部分には、面取り加工された長い切石が配置されている。

石材は米蔵とは異なり院内石または笏谷石の可能性がある。

4. 軸部・小屋組

四周に土台を巡らし、柱を約3尺毎に建て（但し出入口は南面約5尺間、北面約5尺間）、1階部分は貫2段を通し、2階部分も同様に貫2段を通して頂部は桁で繋ぐ。2階床は6尺毎に大引を架け、根太を1.5尺間隔に配し、床板を敷く。1・2階とも中央に柱を1本ずつ建てる。柱は垂直に立てず、柱幅半分ほどの内軸びにしている。

小屋組は桁行中央に大梁を架け、棟木を受ける。妻面は桁上に天秤梁を載せ、棟木を直受けする。角垂木を2尺間隔で配し、化粧野地板を張る。

5. 屋上

米蔵に同じ。

6. 壁

外部は切石2段積みの上、土壁を900mm程度立ち上げ、上部壁共に大型の漆喰塗。内部は柱を現し砂壁。

7. 柱間装置

南面東寄り出入口外側に木製鞘、土戸黒漆喰仕上観音開き、内側に板戸観音開き、さらに内側に腰板格子板戸片引き、腰格子潜戸網戸片引き。北面西寄り出入口外側に土戸黒漆喰仕上観音開き、内側に板戸片引き、腰板格子戸、網戸片引き。南面妻西寄りが窓で、外側に土戸片引き、内側にケンドン網戸、さらに内側に板戸片引き。北面妻に窓で、2ヶ所とも外側に土戸観音開き、ケンドン網戸、内側に板戸片引き。他は真壁。

第4項 覆屋

1. 概要

桁行14.27m、梁間13.82m、切妻造、波形鉄板葺、東面下屋付属、下屋ガルバリウム鋼板葺。

2. 平面

米蔵と文庫蔵を覆う概ね正方形の主要部と、東に下屋を2段階に降ろし、米蔵側を約9尺幅の通り庭と、続く7.3尺奥行きの土間・給湯室・便所の下屋を配す。西庭に面した南面は約6尺幅の通路とする。

3. 基礎・床

外周は、東・南面は自然石の柱礎石を据える。北面には礎石がなかった。西面は切石の礎石を並べ、南の下屋にあたる西面は礎石を兼ねた間知石を並べる。

内部床は土間たたき。

4. 軸部・小屋組

礎石上に土台を巡らし、柱を約6尺間に建て（但し東・南面の下屋は除く）、桁で繋ぐ。柱は東西で桁高さが320mm程違い、柱長さが東側は4,330mm、西側は4,650mmである。そのため、屋根勾配も異なる。柱間に貫ではなく、外壁を取付ける下地の横木を柱間に1.5尺間隔で配置する。妻面の桁から上は、柱位置とは関係なく束を立て母屋を受ける。

桁高さは蔵屋根頂点より低いため、桁を繋ぐ横架材を渡すことができない。そのため両蔵の屋根上に横架材の代わりとなる材を渡し、真東を立て、棟木を架け、登り梁・母屋・垂木・化粧野地板を施す。

下屋は柱間に小梁・束を架けた和小屋形式。

5. 屋根

垂木上に化粧野地板張り。小羽下葺の上に波形鉄板葺。下屋はガルバリウム鋼板葺とする。

開口部の庇は板葺き、獣頭付。戸袋屋根も同様。

6. 外壁・内壁

外壁は目板付縦板張り。工事では耐震補強を施したため、内側に構造用合板を張って化粧板で覆った。内壁も縦板張りである。

7. 天井

蔵の覆屋部分と南側下屋の通り庭上部は化粧屋根裏、東側下屋は風呂場だった箇所は中央部に換気口付き舟底天井、脱衣スペース、便所部分は棹縁天井である。

8. 建具

南側の西庭に面する一本引建具は腰壁板張り上部障子張り板戸、北面の窓はガラス戸、出入口は板框戸、下屋の各部屋の出入り口は板框戸である。

第2章 修復整備工事の概要

第1節 修復整備工事の概要

第1項 工事の経過

旧松倉家住宅は、平成3年（1991）7月18日に秋田市指定有形文化財に指定され、平成23年（2011）に松倉氏から秋田市に寄贈された。平成29年（2017）3月24日には秋田県指定有形文化財に指定された。その後、一部歪んだ軸部の仮補強や火災報知機が設置された。

旧松倉家住宅は経年による屋根材の劣化や、礎石の不同沈下・軸組の弛緩が認められるようになった。秋田市内に残る近代の町家形式を伝える貴重な建造物として修復整備する目的で、平成29年に詳細な現地調査が行われ、修復整備基本計画を作成した。

この基本計画により、平成30年に詳細調査を基とする修復整備実施設計が実施され、工事方針を半解体修理とする事業を秋田市単独で行う事となった。

事業は平成31年（令和元年）から令和4年にかけて、工事期間42ヶ月、総工事費424,593,400円として計画された。

工事に伴う調査で、主屋台所部分の形状や開口部の位置、覆屋下屋の水回り等の改変、変遷が概ね明らかになった。これを受け秋田市は令和3年5月21日に現状変更許可申請を秋田県教育委員会に提出し、同年6月4日にこの許可を得た。

建造物修復整備の他、活用のための管理棟新築、防災設備・通信設備工事、外構整備工事も合わせて行われ、令和4年12月に完了した。

第2項 修復整備の方針

旧松倉家住宅の現地調査及び実施設計時の詳細調査と立地状況から、素屋根を設けない半解体修理を行う事とした。

全面的に実施した地業工事は、地盤調査と建物の耐震診断に基づき、耐震補強としてのコンクリート基礎と鉄骨による補強を行うこととし、建物全体の揚家をした後に基礎工事を行った。秋田市は多雪地域である

ため、揚家を行う期間は積雪時を避ける必要があり、ジャッキアップ→基礎工事→石工事→柱脚廻りの木工事→ジャッキダウンのスケジュールを優先し、主屋と覆屋接合部の一時解体を行い、主屋と覆屋・米蔵・文庫蔵の修理ゾーンを分けた工程とした。

主屋は、通り庭2階増築部分の撤去、それに伴う東面外壁・建具の新規施工、主屋台所の改築部分の撤去と床面の復原を行い、柱脚・床組の継ぎを行った。屋根は解体により判明した菱葺屋根とし、鬼板や雪止め金物の整備を行った。

米蔵は後補の2階床を撤去し、雨漏りによる腐朽箇所の修復、全面的な左官工事を行った。

文庫蔵は腐朽が進んでいた土台修理・床組の全面取替え、雨漏りによる軸部の腐朽箇所の修復、2階の後補棚の撤去、全面的な左官工事を行った。

覆屋は後補の増築箇所の撤去、礎石の設置、雨漏り箇所の柱・桁の取替え、傷みが見られた外壁の張り替え、建具修理を行った。屋根は解体により判明した波型鉄板葺とした。

構造補強工事は、前述の地業工事の他、主屋の倒壊防止のために鉄骨軸組を3ヶ所に設けた。覆屋は屋根構造を独立させるため、棟通りに鉄骨トラスを組み、トラス両面にコンクリート基礎から鉄骨柱を立てて受けるようにした。また、倒壊防止のため外壁面に構造用合板を張り、耐力壁として木製の格子壁を新設した。米蔵と文庫蔵の倒壊防止については、両蔵を支える鉄筋コンクリート壁を蔵の間に設置して、両蔵内側の柱と繋ぎ、蔵内部の、柱上部にはプレースを配置して固める工法を用いた。

建物周辺の外構として、湿気による柱脚部の腐食を防ぐため、排水や地盤面の整備を行った。

第3項 工事の運営

事業主体は秋田市とし、事業費は秋田市一般財源、社会教育施設等整備建設債（地域活性化事業債）、公共施設等整備基金繰入金を財源とした。実務は文化振興課が担当し、建築課が監理を補助した。実施設計は文化財建造物修復整備設計の実績を条件とした

一般競争入札により決定し、工事監理は実施設計者との随意契約とした。また、工事は請負工事とし、文化財建造物修復整備工事の実績を条件とした総合評価落札方式による一般競争入札により決定した。

第4項 工事の工程

平成29年度 修復整備基本計画作成
 平成30年度 修復整備工事実施設計作成
 令和元年7月1日 修復整備工事着手
 令和2年3月 第1回変更設計
 (変更項目：構造補強・主屋木工事・外構工事
 工事費を424,488,900円に減額)

令和3年1月 第2回変更設計

(木工事・屋根工事・左官工事・建具工事・タイル工事・電気設備工事・管理棟工事・外構工事)

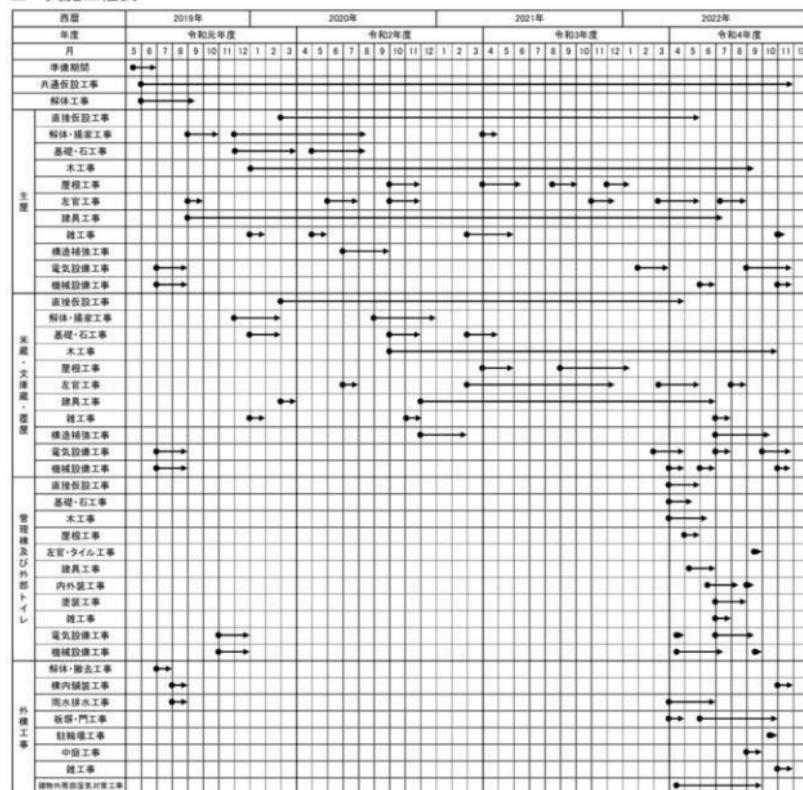
令和4年1月 第3回変更設計

(変更項目：工事費を432,908,300円に増額 屋根工事・左官工事・建具工事・電気設備工事・外構工事・湿気対策工事)

令和4年11月 第4回変更設計

(変更項目：左官工事・電気設備工事・外構工事)
 令和4年12月21日 引き渡し

■ 実施工程表



第2節 工事関係者

1.工事主体

秋田市

市長 稔穂 志

秋田市観光文化スポーツ部

部長 納谷 信広 (令和3、4年度)

部長 古伸 環 (令和元、2年度)

次長 佐藤 司 (令和2~4年度)

次長 小山田邦子 (令和元年度)

副理事兼文化振興課長

納谷 信広 (令和元、2年度)

文化振興課

課長 岩山 健 (令和3、4年度)

副理事 石塚 信康 (令和4年度)

同文化財担当

副理事 関部 友明 (令和元~3年度)

※主任監督員

主席主査 神田 和彦 (令和元~3年度)

主席主査 小野 隆志 (令和元年)

主席主査 真井田宏彰 (令和元~4年度)

※令和元年度 工事監督員

※令和4年度 主任監督員

主席主査 (令和4年度)・主査 (令和2、3年度)

田中 圭紅 ※工事監督員

主査 佐藤 遼彦 (令和元年度)

主査 斎藤 和敏 (令和元~4年度)

主任 堤 絵莉子 (令和元、2年度)

主任 佐藤 桃子 (令和4年度)

主事 齋藤志帆子 (令和3、4年度)

主事 佐々木 淳 (令和4年度)

2.工事支援

秋田市建築課

課長 牧野 博美 (令和2~4年度)

課長 今野 三悦 (令和元年)

同市有施設担当(建築)

副理事 古田 明彦 (令和4年度)

副理事 烏海 淳一 (令和3年度)

副理事 菅井 洋記 (令和2年度)

副理事 鈴木 善之 (令和元年度)

主席主査 栗谷真由美 (令和4年度)

主査 石崎 慎介 (令和3年度)

主任 柴田 義光 (令和元、2年度)

同機械設備担当

副理事 (令和3、4年度)・主席主査 (令和元、2年度)

古谷 大助

技師 佐々木智哉 (令和元~4年度)

同電気設備担当

副理事 土岐 宏幸 (令和元~3年度)

主席主査 千田 正志 (令和4年度)

主査 錦田 敏幸 (令和元~4年度)

3.指導・監修

秋田市文化財保護審議会副委員長 澤田 享

4.助言・協力

元秋田県文化財保護審議会委員 五十嵐典彦

5.工事監理

株式会社伝統建築研究所

代表取締役 高橋 直子

担当 楠山 和宏 麓 結

報告書編集 横地 貴子

調査協力 やまびこ設計 代表 小玉 嘉裕

協力業者

構造設計・監理 有限会社 D X E

取締役 越智 隆宏

設備設計 K S 設備設計企画室

所長 菅原 和敏

6.技術指導

公益財団法人文化財建造物保存技術協会

理事長 高塙 至

重文天徳寺本堂ほか2棟設計監理事務所現場事務所

所長・主任技術者 伊藤 誠

7.工事請負者

池田・長谷駒建設工事共同企業体

池田建設株式会社東北支店

執行役員支店長 矢島 裕 (令和元、2年度)

支店長 今野 義之 (令和3、4年度)

監理技術者(現場代理人) 土取 慎 (令和元~4年度)

主任技術者	円角 基平（令和2～4年度）	代表	薩摩 重藤
株式会社長谷組		鶴木 英正	後藤 正文
代表取締役 長谷川尚造（令和元～4年度）		三浦 振春	日黒 正美
主任技術者 田中 健司（令和元～4年度）		屋根工事（板金解体、ガルバ・カラ鋼板葺、珊瑚屋根板金）	
工事協力業者（一部業者を除く）		斎藤社寺	
仮設工事		代表	斎藤 一益
門間工業有限会社		板橋 幹雄	
代表取締役 石川 明仁		屋根工事（柿葺）	
主任技術者 伊藤 隆		有限会社熊谷産業	
職長 佐藤 善孝		代表取締役 熊谷 秋雄	
揚家工事		株式会社児島工務店	
有限会社佐々木移設		代表取締役 児島 研輔	
代表取締役 佐々木篤史		主任技術者 沼澤 修一	
主任技術者 蝦名 敦英		左官工事	
基礎・石・外構工事		有限会社柴田左官工業	
むつみ造園土木株式会社		代表取締役 柴田 尚哉	
代表取締役 佐々木創太		主任技術者 齋藤 勇夫	
主任技術者 鈴木 祐二 中川 洋史		加藤 清康 田口 勇	
基礎工事（鉄筋加工組立）		大沢 智 加藤 清司	
有限会社進藤鉄筋工業		木製建具工事	
代表取締役 中川 幸男		有限会社今野木工所	
主任技術者 田村 大輔		代表取締役 今野 敏範	
構造補強工事（鉄骨製作）		主任技術者 今野 貴史	
株式会社凌鉄工業		雜工事（豊）	
代表取締役 田澤 久嗣		秋田市豊業協同組合	
構造補強工事（アンカーセット、補強金物）		代表 金 義悦	
株式会社アセンド		雜工事（土壤防蟻処理）	
代表取締役 佐藤 誠一		清三屋商事株式会社	
主任技術者 高橋 直樹		代表取締役 長谷川真彦	
構造補強工事（鉄骨塗装）		主任技術者 湯沢 朋彦	
ゴトウ塗装		電気・給排水工事	
代表（主任技術者）工藤 清美		本荘電気工業株式会社	
石工事（礎石設置）		代表取締役 塩谷 久樹	
株式会社寒風		主任技術者 遠藤 稔彦	
代表取締役 菅原 廣悦		沢木 佑孝	
主任技術者 齋藤 得夫		管理棟基礎・内外装等	
木工事（解体、型枠、加工組立、石、管理棟、板塀）		クランド株式会社	
合同会社薩摩工舗		代表取締役（主任技術者） 石井 宣行	

第3節 工事費及び工事監理費

■支出額

年度	工事経費	設計・監理費	合計
令和元年度（2019年度）	66,340,000	8,753,800	75,093,800
令和2年度（2020年度）	201,731,000	10,716,200	212,447,200
令和3年度（2021年度）	87,881,000	8,032,200	95,913,200
令和4年度（2022年度）	76,956,300	7,729,700	84,686,000
合計	432,908,300	35,231,900	468,140,200

■工事経費

区分	工事名	種別	種別	金額（円）
工事経費				432,908,300
直接工事費				298,612,222
				753,443
				242,659,060

種別	主屋	米庭	文庫蔵	裏屋	金額（円）
	棟別計	93,432,601	50,874,965	46,296,273	52,055,221
直接仮設工事	5,813,289	1,772,805	1,897,303	5,958,899	15,442,296
解体・揚げ工事	12,807,820	7,737,450	7,957,450	5,368,850	33,871,570
基礎・石工事	6,491,248	5,987,099	4,744,731	2,705,397	19,928,475
木工事	33,002,358	11,295,540	14,207,812	18,019,376	76,525,086
屋根工事	7,448,343			1,202,642	8,850,985
左官工事	8,821,110	19,793,580	14,000,677	3,854,454	46,469,821
建具工事	10,915,300	1,840,800	2,193,600	2,107,200	17,956,900
鉄工事	3,879,100	291,360	128,000	1,803,273	6,011,733
構造補強工事	4,254,033	2,246,331	1,166,700	11,035,130	18,702,194

管理修理工事

直接仮設工事	419,013
基礎工事	1,230,253
木工事	3,256,254
屋根工事	472,613
左官・タイル工事	180,146
建具工事	2,377,000
内外装工事	1,958,433
塗装工事	33,548
端工事	303,560

電気設備工事

幹線設備工事	3,057,740
電灯設備工事	4,346,070
テレビ・共同受信設備工事	7,000
電話配線設備工事	101,390
トイレ呼出装置設備工事	97,480
自動火災警報設備・消火設備工事	1,073,880
構内情報通信設備工事	120,470

機械設備工事

衛生器具設備工事	2,473,600
給水設備工事	1,168,838
給湯設備工事	612,480
排水・通気設備工事	2,432,920
冷暖房設備工事	4,240,400
換気設備工事	860,190
除去改修工事	177,110
発生材販売費	5,350
都市ガス設備工事	18,900

外構工事

解体・撤去工事	431,780
構内舗装工事	2,410,418
雨水排水工事	1,587,460
板塀・門工事	11,751,455
駐輪場工事	617,584
旗工事	1,909,324
雑工事	528,700
建物外部防護器対策工事	2,119,320

劣生材料分費

共通消費費	21,214,319
現場管理費	33,494,371
一般管理費	40,172,688
各種負担金等	49,890
消費税	39,364,900

第4節 修復整備工事の実施仕様

第1項 概要

県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事は、以下の工事を一体的に施工した。

1. 現存建物解体工事

主屋は南側に増築された車庫、同じく増築店舗、覆屋の西側に増築された住居棟、北側下屋の倉庫を解体範囲とした。

2. 建築工事

主屋・米蔵・文庫蔵・覆屋の修復・復原工事を半解体工事で行った。また、構造補強工事も行った。各棟ともに、部分解体による調査を基に詳細な復原検討を行い工事に反映させた。

[主屋]

(1) 解体

- ・昭和初期の増築である2階（北部屋・南部屋）、台所間仕切を解体した。
- ・掲家のため、主屋・覆屋境の一部を解体した。

(2) 現存部材の解体・保管

- ・建具を取り外し、保存小屋に保管した。
- ・戸を取り外し、調査の後、1階戸（居間8帖以外）を処分した。

(3) 塗壁の上塗部分を研ぎ、部材を補完した。解体しない箇所は養生した。

(4) 軸組・壁面を養生した。

(5) 床組を解体し、部材を保管した。

(6) 建物全体を1mジャッキアップした。

(7) 碓石・狭間石を取り外し、基礎工事を行い、礎石を再設置した。

(8) 土台や柱の腐朽部分を継ぎ、若しくは取替をした。

(9) ジャッキダウンした。

(10) 軸組の間直し、レベル調整した。

(11) 屋根を全面的に葺き直した。下地に残る小羽葺は存置した。素屋根を設けないため、雨養生を行なながら施工した。

(12) 構造補強工事をした。

(13) 現存床組の部材の継ぎ・取替を施し、また補強材を追加し、再取付けをした。

(14) 壁工事は仕上塗のサンプルを作成し、確認を行った。

(15) 土間たたき、軒下たたきをした。

(16) 繕いを行った建具、及び新規建具を取付けた。

(17) 戸の敷き詰めをした。

(18) 清掃をした。

[米蔵・文庫蔵]

(1) 解体

- ・米蔵の2階床組を解体撤去した。
- ・床から1.2m（腰壁部分）の高さまで下地を残し土壁を解体した。土は再利用した。
- ・出入口扉は取外さず、掲家のための養生を行った。

(2) 両蔵を1mジャッキアップした。

(3) 現存礎石を取り外し、基礎工事の後、再設置した。

(4) 土台の継ぎ・取替を行った。

(5) ジャッキダウンした。

(6) 軸組の間直し、レベル調整をした。

(7) 構造補強をした。

(8) 壁下地、荒壁、斑直し、乾燥の後、漆喰で仕上げた。

(9) 存置する漆喰壁の磨きをした。

(10) 土間たたきをした。

(11) 建具の建て込みをした。

(12) 清掃をした。

[覆屋]

(1) 解体

- ・東側下屋の風呂場・脱衣場・ボイラー室の内部仕上を撤去し、痕跡調査をした。

- ・建具を取り外し、保存小屋に保管した。

- ・外壁を取り外し、釘仕舞いを行い、保管した。

(2) 小屋組の仮補強を行い、1mジャッキアップした。

(3) 磚石を取り外し、基礎工事の後、再設置した。

(4) 土台の取替え、柱の根脚・取替をした。

(5) ジャッキダウンした。

(6) 軸組の間直し、レベル調整をした。

(7) 屋根を全面的に葺き直した。その際、構造補強として厚さ12mmの構造用合板を下張りした。素屋根は設けなかったため、雨養生を行ながら

施工した。

(8) 構造補強の格子壁・新設柱・外壁の内外に構造用合板を張った。

(9) 外壁・内壁の板壁、内法材、開口部の制作、繕いをした。

(10) 土間たたきをした。

(11) 繕いを行った建具、及び新規建具を取付けた。

(12) 清掃をした。

[管理棟工事]

建物の管理・運営の施設としての管理室と、来訪者のためのトイレを一体とした管理棟を新築した。

[電気設備工事]

主屋・米蔵・文庫蔵・覆屋の幹線設備・電灯設備・電話配線設備・消防設備工事等を行った。

[機械設備工事]

給排水設備・衛生器具設備・空調設備工事、及び既設排水管撤去工事等を行った。

[外構工事]

既存塀撤去及び新規塀工事、構内舗装工事、雨水排水工事、庭工事、建物外周部湿気対策工事を行った。

第2項 既存建物解体工事

1. 解体箇所

主屋の南側に増築された車庫、同じく増築店舗・覆屋の西側に増築された住居棟、北側下屋の倉庫を解体範囲とした。

2. 解体方法ほか

主屋南側の車庫は、南側板塀の一部を改修して造られていたため、部材の再利用を行う事を前提に解体し、部材を保管した。増築店舗は間口2間半、奥行1間半の平屋建で、主屋南縁に接続しており、解体撤去した。

覆屋西側の住居棟は東西2間半、南北8間の平屋建に、北側に便所が取付く。南から洋間、台所、和室、洋室と並び、東側に半間の廊下で繋がっていた。北側倉庫は東西2間半、南北1間半の平屋建で、解体撤去を行った。



写2-4-1 主屋 解体前 付属棟



写2-4-2 覆屋 居住棟、倉庫 解体状況



写2-4-3 主屋・覆屋 倉庫、塀 解体状況



写2-4-4 解体材保管状況

第3項 仮設工事

1. 概要

[主屋]

建物周囲に軒足場を設置し、一部に屋根面足場を設けた。また、内部の要所に足場を設けた。

[木蔵]

内部に足場を設けた。

[文庫蔵]

内部に足場を設けた。

[覆屋]

建物周囲に軒足場を設置し、内部の要所に足場を設けた。

2. 構造

軒足場はくさび緊結式足場とし、屋根面足場は単管足場とした。

3. 主材料

敷板 長4m×厚36mm×幅240mm

くさび緊結式足場 幅610~1219mm×H1.8m、
径42.7mm

単管 外径48.6mm×内厚2.4mm×
長1.0~5.0m (S T K500用)

緊結金具 規格品 (S T K500用)

鋼製足場板 幅240mm×長2.0~4.0m
(J I S 規格品)

養生シート 防炎ネットシート

その他 鋼製脚立

4. 工法

(1) 外部足場

敷板を敷き、ジャッキベースを設置してくさび緊結式足場を組立てた。各面ごとに組立てながら壁つなぎを適所に取付け倒壊防止措置を講じた。組上げ完了後、外部に飛散防止としてメッシュシートを張った。

(2) 屋根面足場

屋根葺き替え工事時、転落落下災害防止用に外部足場より単管パイプにて屋根上に井桁状に組んだ屋根面足場を設けた。

5. 諸設備

電灯、コンセント、消火器、消火用水

6. 危害防止

工事実施にあたり、法律上必要な危害防止および防火対策を講じた。また、仮設物は工事期間を通して強度上必要な補修・補強を行い、安全を確保した。

7. 共通仮設物

敷地北西側の進入口にキャスター門を設置し、道路境に仮開いを設けた。仮開いの北西内側に2階建ての仮設事務所を設置した。2階を工事請負者の事務所とし、1階は作業員休憩所とした。このほか、1・2階の一部に解体材の保存小屋を設けた。



写2-4-5 仮開い設置状況



写2-4-6 現場事務所兼保存小屋設置状況



写2-4-7 足場設置状況

第4項 解体工事

1. 概要

【主屋】

通り庭2階2部屋解体、台所解体撤去、1階床解体
保管、覆屋取付き部解体、建具取外し保管、豊取外
し保管、塗壁上塗り部解体、床取外し保管。

【米蔵】

2階床組解体、腰巻部土壁解体、建具取外し保管。

【文庫蔵】

1階床組解体、腰巻部土壁解体、建具取外し保管。

【覆屋】

東側下屋風呂場内装仕上げ解体撤去、東側下屋ボ
イラー室仕上げ解体撤去、東側下屋便所仕上げ解体、
東側下屋軸部解体。

【西側居住棟・南側車庫・店舗・北側下屋】

屋根板金、小屋組、軒廻り、壁、床、内法材（建具、
叢合む）、シャッター・アルミサッシ、天井、床組、軸部、
基礎一解体撤去

2. 準備

解体前（解体中）に建物に平面番付を定め、解体
する全ての部材に位置、名称などを記した番付札（シ
ナベニヤ、約3cm×6~10cm内外）を養生釘で取付け、
必要な調査、実測、写真撮影を行った。

3. 養生

建具類、造作材、その他運搬に際して破損の生じ
易い部材は布、紙、合成繊維綿等で養生を施した。

4. 解体及び調査

（1）建具取外し

解体に先立ち、建物の全ての建具を取り外し、保存
小屋へ格納した。建具は平面図に位置を示したもの
を作成して、事前に番付札を取付けておいた。取外しは
丁寧に行い、破損の危険がある建具には養生を施した。

（2）豊取外し

豊裏に番付を付して平面図に位置を記録した後、全
て保存小屋へ格納した。

（3）鉄板葺解体

鉄板葺は、棟や蟻羽の納まりを調査・記録し、必要
な写真を撮影した後、手作業で丁寧に解体した。

（4）木部解体（軸部、造作共）

木部は、準備完了後、組立と逆の手順で順序よく丁
寧に解体した。解体にあたり各部材は丁寧に扱い、解
体作業中の仕口の損傷、板材の割れ、工具による損傷
などが生じないように注意した（止釘を抜く際などは
材面に傷をつけないよう添板を使用する等）。櫻、栓
類は保管し、解体中、現状の止釘穴や仕口穴等には
白チョークでそれぞれマーキングを施した。また、墨
書等を見出した場合は取外す前に位置等を記録した。
解体中や解体後には、各種調査（部材の探す、各部
仕様、破損程度等の記録）を行った。諸調査を終了した
部材は、全ての釘を抜き埃等の清掃を行った。

（5）壁解体

壁は各室の展開図に仕様等を記録した後、上塗か
ら順に解体した。中塗土及び荒壁土は再利用するため、
上塗や小舞等を除いて土嚢袋等に入れ、雨水がかかる
ないよう養生して保管した。

5. 運搬及び古材整理

解体した部材は再用、繕い、取替予定等に区分し、
同種材毎に整理して損傷の生じないよう養生を施し、
保存小屋に運搬・格納した。格納は、下積みした部材
が荷重で損傷しないよう注意した。また通気を確保する
ため、各部材間に桟木を等間隔に入れた。桟木は、
長期間使用してもヤニの出ない木材を用いた。運搬・
格納作業中に汚損等をしないよう取扱いに注意した。



写2-4-8 主屋 床組解体状況



写2-4-9 文庫蔵 床組解体状況

第5項 掲家工事

1. 概要

半解体された軸部をジャッキアップし、構造補強用の基礎を設置し土台交換又は補修及び柱根縦等を行い、補修及び根縦等完了後、水平及び建て入れ確認を行なながらジャッキダウンを行った。

2. 準備

【主屋】人力により資機材を搬入し、高さ150mmの鋼材が入る高さまでジャッキアップし、鋼材を設置し専用固定バンドで柱と連結した。その後、高さ250mmの鋼材が入る高さまでジャッキアップし、鋼材を設置して2本の鋼材を連結した。建物レベルを水平にし、建て入れ調整を行なった。鋼材やジャッキアップの設置位置は、土台の腐食や設置場所の状況により最適な位置を検討した。

【米蔵・文庫蔵・覆屋】人力により資機材を搬入し、蔵の貫材下に高さ250mm又は150mmの鋼材を入れた。鋼材設置完了後、専用固定バンドで各柱と連結した。その後、油圧ジャッキを各所に配置し電動油圧ポンプ装置と連結し、土台や柱を傷つけないように各所に養生を行い、柱と鋼材の緊結を再確認した。

3. 先行打設基礎

ジャッキアップの反力を受ける盤として、柱筋以外の範囲にスラブ基礎を先行打設した。

4. 地離し、ジャッキアップ

【主屋】土台を傷つけないよう皿板等で補強し、爪付きジャッキを当て約65cmジャッキアップした。なお、一度に上げる高さは約6cmとし、周囲の状況を確認しながら少しづつ水平になるように掲げた。

土台のない箇所は挿入したH型鋼の下にジャッキをセットし、水平を確認しながら約6cmずつジャッキアップした。各所にバタ角で組んだ支保工を設置しながら、最終的に約1mの高さまで持ち掲げた。

【米蔵・文庫蔵・覆屋】油圧ジャッキを鋼材の下に配置し、一度に上げる高さは約6~10cmとした。電動によるジャッキアップだが自重の関係で持ち上がる高さが違ってくるため、各所に人員を配置し水平に上がるよう高さの管理を目視で行い、約1mの高さまで持ち

掲げた。

5. 固定

ジャッキアップ完了後、転倒や移動が無いよう各所で固定した。

6. 現状地盤跡取り

既存礎石に番付を記して取外し、設計床付け高さまで土を丁寧に鏟取り搬出した。

7. 後打設基礎

碎石厚60mm、捨てコンクリート厚50mmの施工を行い、基礎コンクリートを厚さ200mm打設した。

8. 磨石据え直し

据付けモルタルを敷いた上に据え直し、全ての礎石レベルと土台及び柱レベルが合うように調整した。

9. 土台・柱交換及び根縦

土台や柱の継手の破損が無いように丁寧に取り外し、ジャッキダウンと合わせながら交換部材の取付け及び根縦を行なった。

10. ジャッキダウン

調整しながら少しづつ降ろし、ジャッキダウン完了後、レベル確認を行い±5mm以内になるよう調整した。



写2-4-10 主屋 掲家状況



写2-4-11 米蔵 掲家状況

第6項 基礎工事

1. 概要

主屋・米蔵・文庫蔵・覆屋とも掲家の工程により、ジャッキアップ前に柱筋を除く範囲を先行打設し、ジャッキアップ後に柱筋の範囲は後打設を行って一体の基礎とした。

2. 既存礎石撤去及び再設置

既存礎石は、全てに番号を記し、位置寸法を合わせて記録に残した。再設置の際にコンクリート基礎天端高さと礎石厚の確認を行い、正しい高さにモルタルで据え付けた。

3. 土工事

先打設範囲の土を人力で掘削した。その際、周囲の既存木材を傷つけないよう注意をしながら行った。床付け高さ確認後、碎石厚さ60mmとし敷き均し、ランマー等の振動機で締め固めた。捨てコンクリートは厚さ50mmとし平坦に仕上げた。ジャッキアップ後も同様に残地範囲の土を人力で掘削、碎石厚さ60mm、捨てコンクリート厚さ50mmで仕上げた。

4. 鉄筋工事

材料搬入時は鉄筋の種別・種類・製造所等を確認し、常温で正しく加工して組立てた。有害な曲がりまたは損傷等のある鉄筋は使用しないこととした。鉄筋の種類は、D10～D16はSD295A、D19～D25はSD345、D29はSD390を使用した。主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、間隔、位置、定着、継手の位置等について確認を行った。かぶり厚さは、土に接する部分は70mm、土に接しない部分では50mmを確保した。先打設部と後打設部の継手は、火災災害を考慮して機械継手で行い、技能資格者が施工した。加工組立完了後は監督職員等が検査を行った。

5. 型枠工事

せき板型枠はコンクリート用型枠合板を使用し、目違い等の無いよう精度良く組み立てた。コンクリート打設後の存置期間は、平均気温が15℃以上で3日、5℃～15℃で5日、5℃未満で8日とした。

6. コンクリート工事

(1) コンクリート打設前後確認

配合計画書を確認し出荷手配を行った。

(2) コンクリート圧送

コンクリート圧送車を使用した。打設前に配管内を湿润状態にするために、セメント水またはモルタルを先行圧送した。

(3) コンクリート打設

コンクリート締め固めは、パイプレーターまたは突き棒を使用し空隙等が出来ないよう打設を行った。車輪の誘導は、ガードマン等を配置し、第三者の災害が無いように適切に誘導した。

(4) 打設仕様

$F_q=33\sim36N/mm^2$ 、スランプ=18cm、粗骨材最大寸法=20mm



写2-4-12 主屋 先行打設範囲のコンクリート打設状況



写2-4-13 主屋 磚石設置状況



写2-4-14 米蔵 切石設置状況

第7項 構造補強工事

1. 概要

[主屋]

仮壇 (EW10)、階段部屋 (EW11)、押入 (EW12) に構造補強の鉄骨フレームを設置し、梁又は桁と連結した。

[米蔵・文庫蔵]

両蔵の間に鉄筋コンクリート造の壁を設け、この壁と両蔵の柱上部を鉄骨プレースで緊結した。また、桁行方向の柱上部にも鉄骨プレースを架けた。

[覆屋]

小屋組補強として棟束をトラス形状に組んだC型鋼で固定し、覆屋両側妻側に構造補強の鉄骨柱を立てて受けた。また、耐震要素として屋根・外壁面に構造用合板張り及び面格子による補強壁を設けた。

2. 工法

(1) ベースモルタル (4棟共通)

硬練りモルタルをベースプレート中央下部に所定の高さに塗り付け、柱建て込み後無収縮モルタルをベースプレート周囲からあふれ出るまで圧入した。

(2) 鉄筋コンクリート壁 (米蔵・文庫蔵)

第6項基礎工事実施仕様に同じ。

(3) 柱梁及びプレース取付け (主屋・覆屋)

全ての部材を人力による運搬及び取付けとし、高力ボルトを全て挿入後、建て入れ確認を行い締め付けた。

(4) 柱上部に水平プレース取付け (米蔵・文庫蔵)

水平プレースを取付ける柱に鉄製バンドを設置し、木部の養生として堅木を楔状にして埋めた。文庫蔵では柱上部に鉄骨の添え板を設置した。鉄製バンドと水平プレースにターンバックルを設置し締め付けた。鉄筋コンクリート造の壁と水平プレースの接合は、壁にアンカーボルトを埋め込んで締め付けた。

(5) 高力ボルト接合 (主屋・覆屋)

トルシア高力ボルトを使用して締め付けた。

(6) 銛止め (4棟共通)

工場塗装範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とし、組立完了後高力ボルト接合部分の銛止め塗装を行った。塗料は、

JIS-K-5621の2種の製品を使用した。

(7) 木工事 (4棟共通)

鉄骨と木造軸部を結合する作業は、木工事とした。覆屋屋根及び外壁に木下地を挿入し、構造用合板24mmを四周釘打ちで取付けた。また、補強壁の面格子は、フレームを120mm角、格子部を90mm角の松材を用い、相欠きで組み上げた。

(8) 塗装

合成樹脂調合ペイントの黒色三分艶で仕上げた。



写2-4-15 主屋 鉄骨補強設置状況



写2-4-16 米蔵 鉄骨プレース補強設置状況



写2-4-17 覆屋 面格子補強設置状況

第8項 木工事

1. 概要

解体調査に基づき、破損箇所の修復・取替えを行い、不陸調整を行ったうえ、既存在來工法で組立てた。

2. 再用材

当初材は将来の保存に支障のない限りつとめて再使用した。

3. 取替材・補足材

取替材は原則として県産材を使用した。使用する材は、木目の詰まつた良質な乾燥材を用い、特に板類は十分乾燥したものとした。納入後、保管の際には桟木等を入れ、隙間を空け、よく乾燥するような措置を施した。また、木口割れ防止のためボンドで養生を行った（あまり過度にならないよう留意した）。

〔主屋〕

土台、雨戸敷居	栗
床組材、柱、裏板、束、板類	杉
樋、床板	櫛、杉
縁側板	櫛
敷居補修材	桜

〔米蔵・文庫蔵〕

土台、敷居、方立、鴨居	栗
床板	松

〔覆屋〕

土台、柱、貫、桁、外壁材、内壁材	杉
------------------	---

4. 繕い

不用な穴及び仕口の見え掛かりや腐食部は、埋木又は削木による継ぎを行い、外部に面する木材の接着剤はエポキシ系、内部に面する木材の接着剤は酢酸ビニル系を使用した。また、必要に応じて忍び釘止め等を行った。

5. 原寸引付け

設計図を基に矩計図等の原寸引付けを行い、監理者の確認を得た。必要に応じて原寸引きを元に型材を作製し部材加工を行った。

6. 加工

稚手や仕口は、出来るだけ既存材と同じ加工を行い、見え掛け部分の表面は、台鉋仕上げとした。

7. 古色塗

大きな面を古色する場合はトーチ焼または古色材で、小さい面を古色する場合は古色材を用い、周囲と調和するよう表面塗装を行った。古色材は、弁柄、アンバー粉、松煙墨等を水・焼酎・酢で溶いて調色して使用した。

8. 防腐、防蟻処理

柱根、土台、床組、野地板、軒先等に防腐・防蟻剤（ヰシラモン3W等）を塗布した。

9. 組立及び補強

部材を傷つけないように丁寧に組立て、見え掛け部の新材は手脂が付着しないよう養生又は手袋を着用した。構造上不安定な箇所は、監理者と協議し補強措置を講じた。



写2-4-18 覆屋 柱根脚状況



写2-4-19 主屋 床組組立状況



写2-4-20 主屋 卵建組立状況



写2-4-24 主屋 棟組立状況



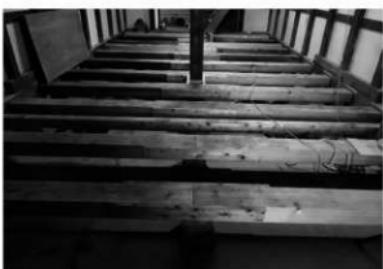
写2-4-21 主屋 野地板修理状況



写2-4-25 覆屋 屋根下地修理状況



写2-4-22 主屋 床組立状況



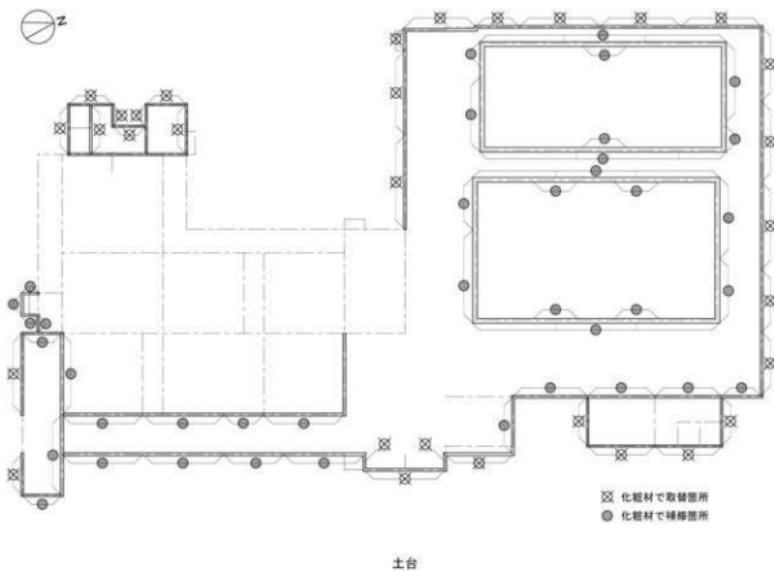
写2-4-26 文庫蔵 床組立状況



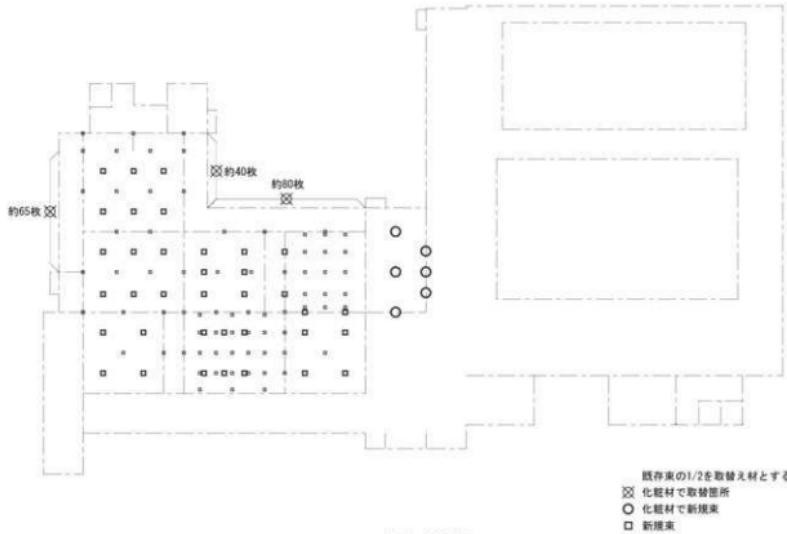
写2-4-23 米蔵 土台組立状況



写2-4-27 米蔵 梁組立状況



土台



床束、縁下板

図2-4-1 主要部材取替・補修位置図1

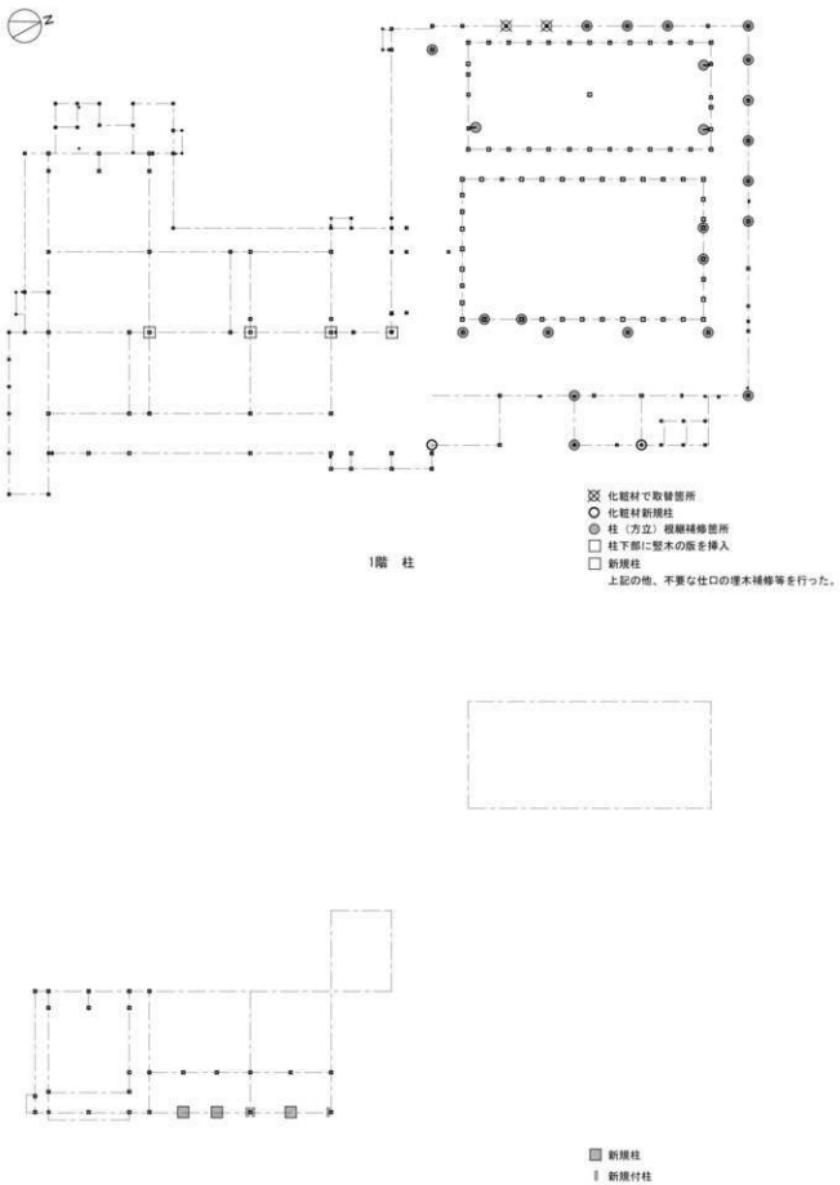
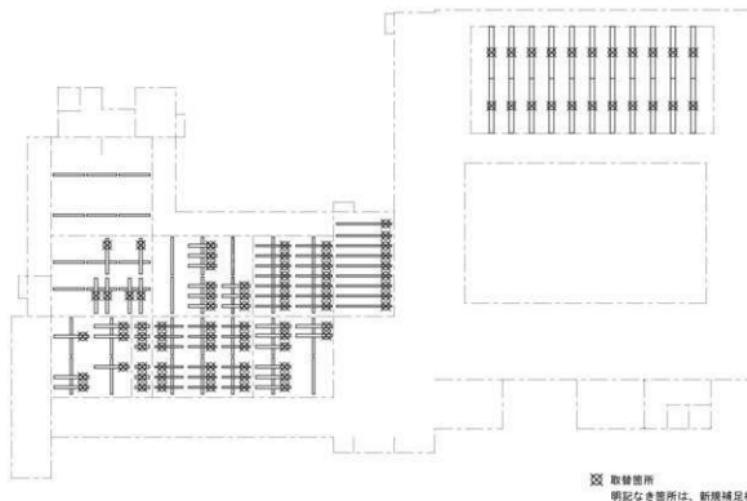
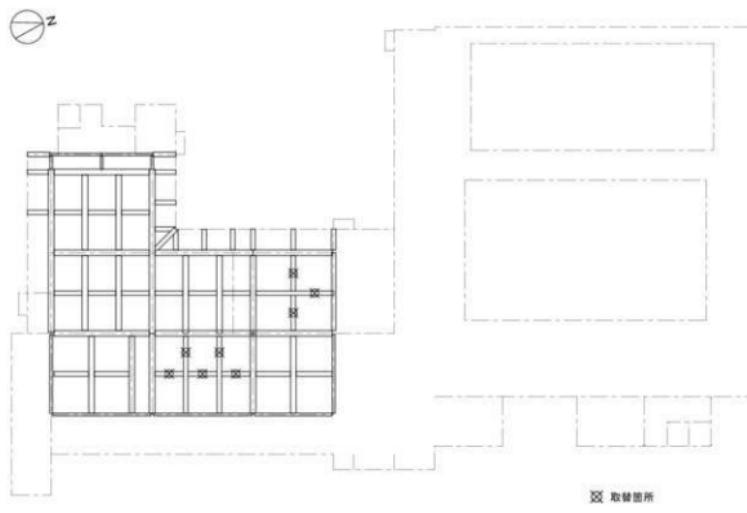


図2-4-2 主要部材取替・補修位置図 2



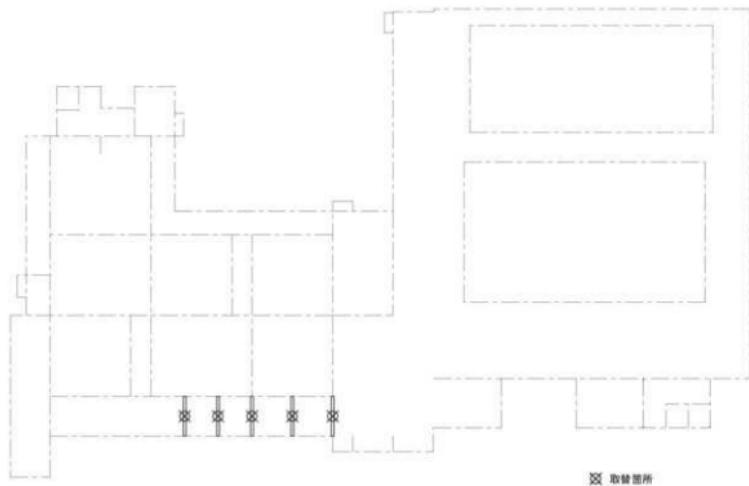
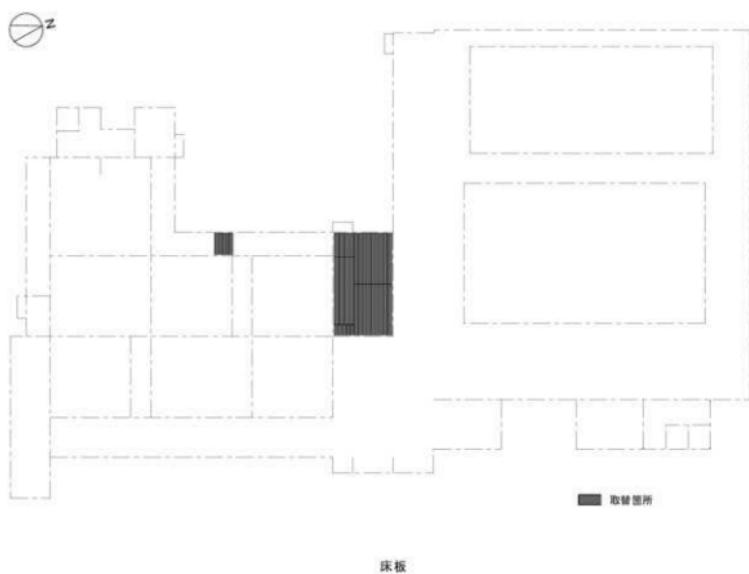
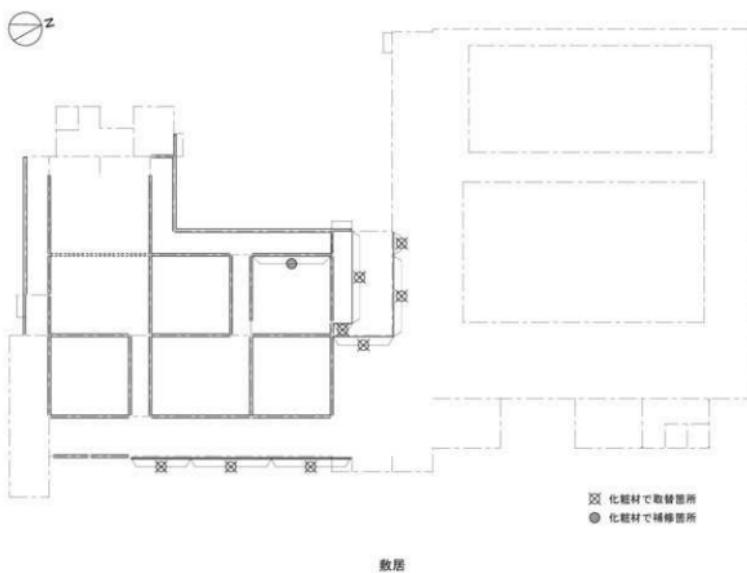
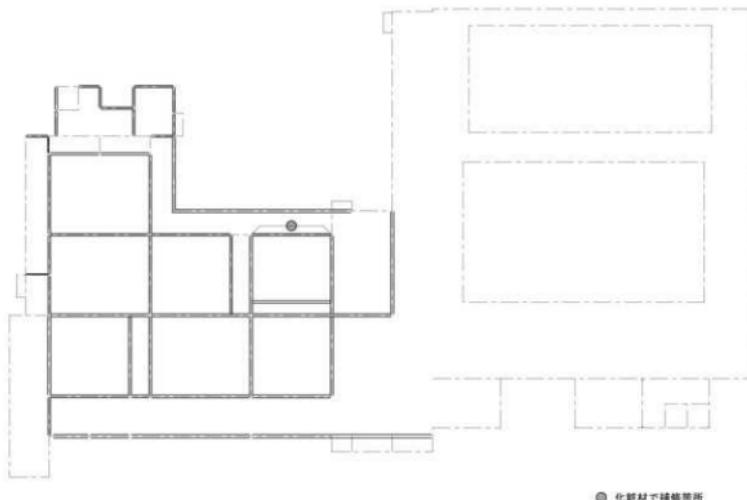


図2-4-4 主要部材取替・補修位置図 4



敷居

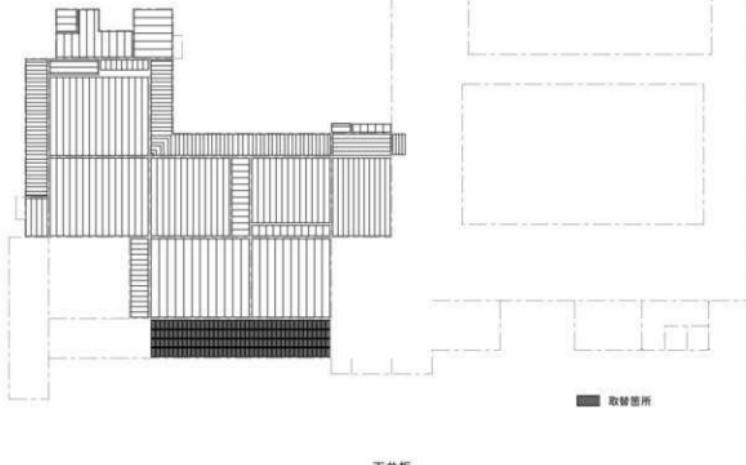


◎ 化粧材で補修箇所

鶴居

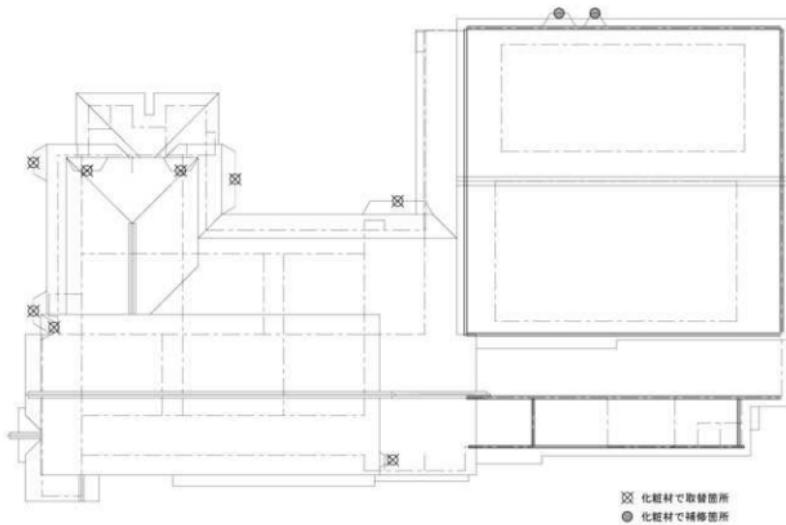
図2-4-5 主要部材取替・補修位置図5

○^z



■ 取替箇所

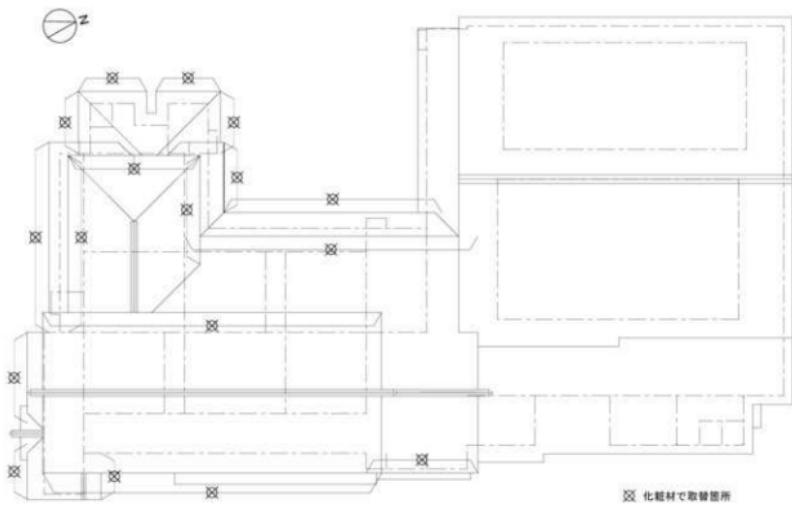
天井板



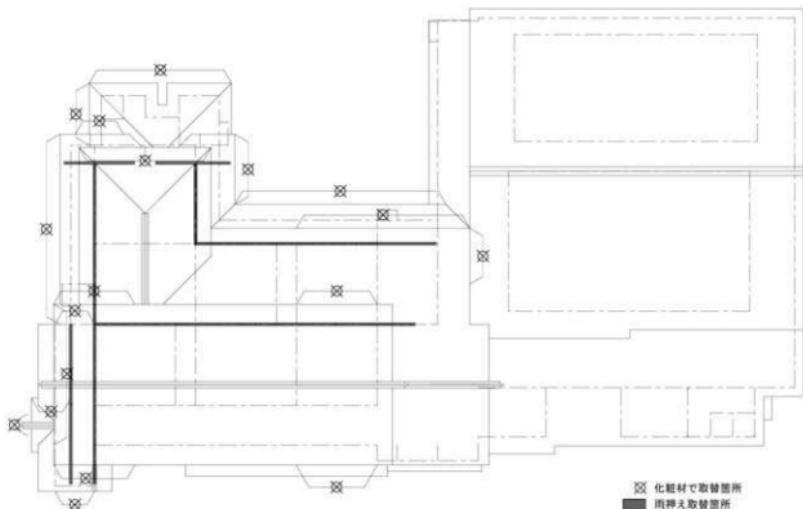
× 化粧材で取替箇所
◎ 化粧材で補修箇所

茅負、朽

図2-4-6 主要部材取替・補修位置図 6

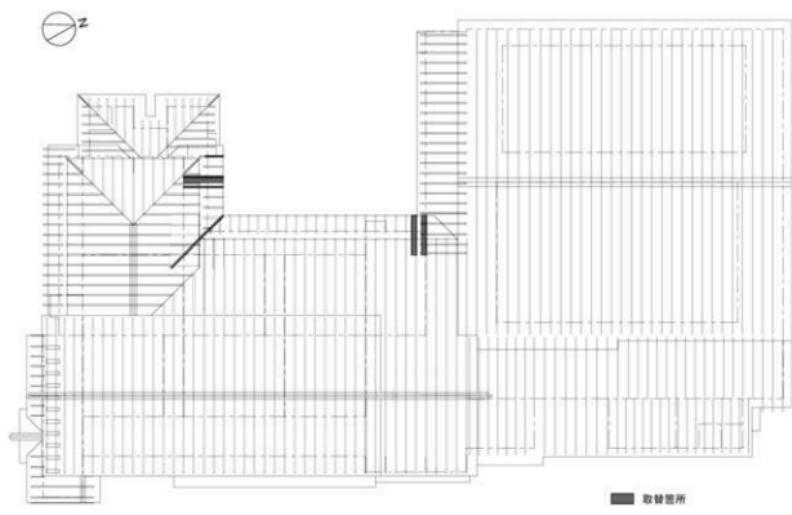


淀

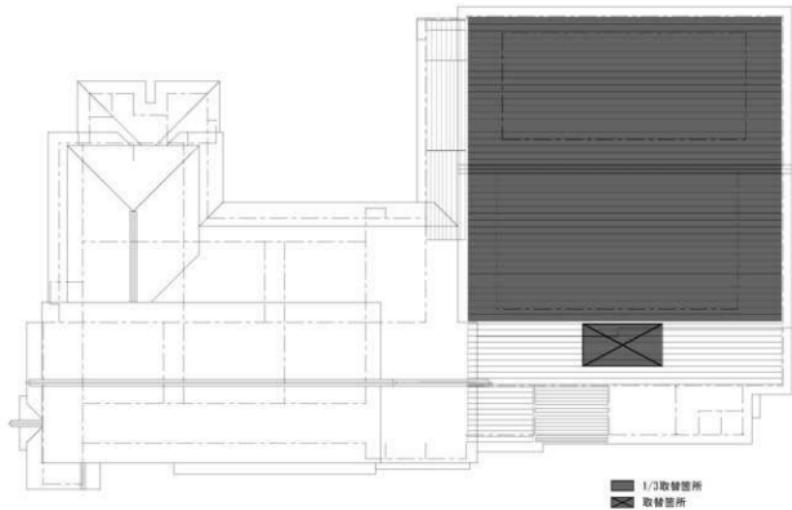


広小舞、雨押え

図2-4-7 主要部材取替・補修位置図7



化粧垂木、破風、化粧裏板



野地板

図2-4-8 主要部材取替・補修位置図8

第9項 屋根工事

1. 概要

【主屋】

ガルバリウム鋼板菱葺、箱棟鳥衾と共にガルバリウム鋼板包。復原した南側上・下座敷棟の鬼板もガルバリウム鋼板包。

2階南面庇…柿葺

【米蔵】

屋上…置付白漆喰仕上

【文庫蔵】

屋上…置付白漆喰仕上

【覆屋】

波形ガルバリウム鋼板葺 下屋…ガルバリウム鋼板菱葺
庇

ガルバリウム鋼板横葺、猿頭付

2. 材料

鋼板………厚0.4mm

波形ガルバリウム鋼板………厚0.35mm

防水材………アスファルトルーフィング940、

CAAG240

柿葺

裏板：厚さ18mm、長さ180mm、杉赤身挽立材

上目板：幅90mm内外、厚さ6mm、杉赤身手割板

軒付・品軒：幅120mm程度、厚さ12mm、

長さ120mm、杉赤身平削材

平葺板：幅90mm内外、長さ270mm、厚さ6mm、

杉赤身手割材

隅葺廻し：口巾120mm内外、厚さ3mm、長さ360mm、

杉赤身手割板、道具板仕立板

水切鋼板：厚さ0.4mm、定尺4ツ切

差し込み鋼板：厚さ0.3mm、定尺6ツ切

竹釘：長さ30~36mm、焙煎品

3. 工法

(1) ガルバリウム鋼板菱葺

主屋屋根は下地に小羽葺、当初屋根の鉄板菱葺、その上に鉄板縦ハゼ葺であった。部分的に野地板まで腐朽が進んでいた箇所は修繕を施したが、鉄板菱葺まで存置とした。

その鉄板菱葺の上に防水材を敷き詰め、抑えは釘打ちとし、ガルバリウム鋼板菱葺で仕上げた。ガルバリウム鋼板の厚さは0.4mmとし、360mm角の菱形の大きさとし、ハゼ掛、吊子止めとした。

覆屋東側下屋は全面的に解体修理としたため、それに伴い小羽葺下地は撤去した。野地板の上に防水材を敷き詰めステップ打ちとし、ガルバリウム鋼板菱葺とした。

(2) 波形鉄板葺

覆屋の東面は度々改修されたため、小羽葺は棟から三分の一程度しか残っていなかった。西面は全面的に小羽葺が残っていた。構造補強として、屋根全面に構造用合板を打ち付けるため、小羽の厚さを調整して施工した。その上に防水材を敷き詰め、ステップ打ちとし、波形鉄板葺を施した。

(3) 柿葺

軒先部分の野地板を補修後、広小舞を水切鋼板で包み、上目板をステンレス釘で取付けた。平葺きは1寸足で葺き上げた。竹釘は2足毎に20~25mm空きに留めた。差し込み鋼板は平葺きの腐朽を防ぐため、30cm毎に鋼板より3mmほど引っ込めて入れ、真鍮釘止とした。品軒付はそれぞれ傍を削り合わせ、出を正確に15~20mm間隔に打ち締め、木口は投げ勾配を合わせて削り上げた。

(4) 棟飾り・鬼板

主屋2階建棟の棟飾りはガルバリウム鋼板包とした。

主屋南西の平屋の寄棟屋根に解体前は鬼板がなかったが、古写真により鬼板があったことが確認できた。鬼板のデザインは古写真と周辺の比較的古いと判断できる家屋の鬼板を参考に整備した。材種は青森ヒバとし、仕上げは木材保護塗料を塗布した。

(5) 庇

開口上部にある庇は猿頭付の板葺きであるが、今後のメンテナンスも考慮し、ガルバリウム鋼板包とした。

(6) 雪止め金物

既存屋根解体時に、雪止め用の木材を取付ける金物の一部が発見された事から、同時期に建てられた旧金子家住宅の雪止め金物を参考に整備し、取付けた。



写2-4-28 主屋 下地補修状況（小羽葺・菱葺きが確認できる）



写2-4-32 鬼板の設置



写2-4-29 主屋 ガルバリウム菱葺施工状況



写2-4-33 主屋出窓 柿葺水切銅板と上目板



写2-4-30 覆屋 波型鉄板葺完了状況



写2-4-34 主屋出窓 柿葺施工状況



写2-4-31 庇 ガルバリウム鋼板包



写2-4-35 主屋出窓 柿葺施工状況

第10項 左官工事

1. 概要

[主屋]

既存の土壁部分は上塗りを全て剥がし、中塗りで平らに補修を行い、乾燥を確認して既存部分と同じ漆喰仕上げ、繊維壁仕上げ、貝壁仕上げとした。

[米蔵・文庫蔵]

撤去された腰巻部の土壁部分及び漏水による破損部分は、新たに小舞搔き、荒打、大直し、繩隠し、斑直し、小直し、中塗を行い、外部は漆喰仕上げ、内部はすさ入り砂漆喰仕上げを行った。

[覆屋便所]

撤去された既存の土壁部分は、新たに小舞搔き、荒壁付、斑直し、中塗・漆喰仕上げとした。

[主屋・米蔵・覆屋・軒下土間]

主屋小店の土間のみをたたき仕上げとし、その他通り庭・米蔵・覆屋・軒下の土間はたたき風仕上げとした。

2. 工法

[主屋・覆屋便所]

(1) 荒壁土・斑直し土

解体時に保存しておいた土を再利用した。不足した材料は、粘土質の山砂と揉みすぎを加え、数回切り返しを行い練り合わせ使用した。

(2) 小舞搔き

既存の小舞搔きを確認し同様に施工した。但し、不明な場合は約30cm間隔に杉材の間渡を取り付け、長さ2m以上のよしを壁面の大きさに合わせた長さに切り、蘿縄で間渡に搔き付けた。

(3) 荒壁

十分に寝かせた荒壁土を小舞に絡みつけるよう塗り込んだ。貫の厚みを考慮しながら均一な厚さになるよう調整した。荒壁土塗後2週間程乾燥させた。

(4) 斑直し

荒壁が十分乾燥してひび割れが止まった後、10~15mm厚の斑直しを行った。

(5) 中塗土

荒壁土を水濡りし、砂を混ぜながら粘性を調整し

たもので使用した。

(6) 中塗

斑直しの乾燥が確認された後、中塗を行った。散り廻りは布伏せ又は罫子を打ち、貫には貫伏せとして寒紗を伏せ込み、散り切れ・亀裂防止の措置を講じた。

(7) 漆喰塗

消石灰、貝灰、マニラすざ、銀杏草を調合煮炊きし漆喰材料を作った。塗り斑や色斑が無いよう注意しながら、約3mm厚で仕上げた。

(8) 繊維壁

既存壁で剥がした繊維（麻と考えられる）を再利用し、不足した分について、既存材は1階座敷に使用し、新規材は2階座敷に使用後に、繊維材（稻わら）を用いて約3mm厚で仕上げた。

(9) 貝壁

既存壁で剥がした貝を洗い再利用した。不足材は同種の貝を混合して約3mm厚で仕上げた。但し、乾燥後に貝が取れる可能性があるため、化学糊を混合して仕上げた。

[米蔵・文庫蔵]

(1) 荒壁土・斑直し土

解体時に保存しておいた土を再利用した。不足材は粘土質の山砂と揉みすぎを加え、数回切り返しを行い練り合わせて使用した。

(2) 小舞搔き

既存の小舞搔きを確認し同様に施工した。蘿縄は既存の縄を確認して同様の太さの縄を使用した。また要所に下げ縄を取付けた。

(3) 荒壁

十分に寝かせた荒壁土を小舞に絡みつけるよう塗り込み、貫の厚みを考慮しながら均一な厚さになるように調整した。特に腰巻部は團子状に丸め手で投げつけるようにし、下げ縄を絡めながら鍛を使って塗り込んだ。荒壁土塗後2週間程乾燥させた。

(4) 斑直し

荒壁が十分乾燥してひび割れが止まった後、不陸を直すよう定期搔りを行った。

(5) 中塗土

荒壁土を水漉りし、砂を混ぜながら粘性を調整したものを使用した。

(6) 中塗

斑直しの乾燥が確認された後中塗を行った。散り廻りは布伏せ又は罫子を打ち、貫の付近は下げ縄が荒壁と絡んでいるかを確認し、割れの対応には寒冷紗等を伏せ込み、散り切れ・亀裂防止の措置を講じた。

(7) 砂漆喰塗（内部壁）

消石灰、貝灰、マニラすざ、銀杏草、珪砂を調合煮炊きし砂漆喰材料を作った。塗り斑や色斑が無いよう注意しながら、約3mm厚で仕上げた。

(8) 漆喰塗（外部壁）

主屋・覆屋便所に同じ。

(9) 黒漆喰塗（外部出入口廻り）

消石灰、貝灰、マニラすざ、銀杏草、松煙墨を調合煮炊きし、黒漆喰材料を作った。塗り斑や色斑が無いよう注意しながら約3mm厚で塗り上げ、最後は鍛や素手で磨き上げを行い艶が出るように仕上げた。

[主屋・覆屋・軒下土間]

(1) たたき

山土8：消石灰1：にがり0.2を基本として調合し、サンプルを作製した。材料を1回50mm程度の厚さに入れ30mmまでたたき締め、既定厚の80～100mmになるまで繰り返した。

(2) たたき風土間

透湿シート又は基礎コンクリートの上に砕石を上がり高さ・100mmまで敷き詰めた。表面は粘土質系の山砂にセメント等を混ぜ合わせて敷き均し、ブレーランマー又は振動ローラーで転圧仕上げを行った。



写2-4-36 米蔵 土壁の解体による塗り重ね確認状況



写2-4-37 主屋 貝壁施工状況



写2-4-38 文庫蔵 砂漆喰塗施工状況



写2-4-39 文庫蔵 黒漆喰塗施工状況



写2-4-40 米蔵 たたき風土間施工状況

第11項 建具工事

1. 概要

取外しの際、各建具の状況を把握し修理内容の確認を行う。建て込みの際は、柱・敷居・鴨居との隙間が大きくならないよう注意した。

2. 準備

内法寸法を現場で当たって確認し、施工図を作成したうえで監督員等の承認を得た。

3. 障子

框材は杉の赤身無節の乾燥材を使用した。表面加工は台鉋とし、框は二枚柄・割楔縫とした。板仕口は小穴決り、腰桟は框に柄差に納めた。障子紙は手漉き本美濃紙で生魅糊を用いて斑にならないよう張り付けた。

4. 板戸・雨戸

框材は杉の赤身無節の乾燥材を使用した。表面加工は台鉋とし、框は二枚柄・割楔縫とした。戸板は框に欠き込み・板決りに納め、板傍を極部倉矧とし、横桟に和釘打ちで止めた。外部に面した建具の障子紙には強化紙を使用した。

5. 檻

框材は杉の赤身無節の乾燥材を使用した。力骨・下地骨・引手板・隅板は杉の上小節の乾燥材を使用した。

表面加工は台鉋とし、框は包柄、力骨や下地骨は交互に相欠とした。框は黒漆仕上げとした。

襖表具は下張りを十分に乾燥させた後、本島の子紙を生魅糊でベタ張りした。その際、斑にならないよう張り上げた。その他、生半紙は本石州紙を用いた。

6. 蔵の木製建具

上部の窓開口と土戸以外は取外して修理を行った。框材は柳・栗材を用いて継ぎ、摺漆などで仕上げた。戸車は木製、鉄製の2種類があったが、木製戸車の傷みが激しかったため鉄製に変更した。土戸の修理は左官工事による。

7. 再利用

解体前に米蔵に収納されていた建具の一部は、覆屋の復原に伴い給湯室・便所出入建具への再利用

が可能となった。

8. 建て込み

全ての建具が滑らかに動くように調整を行った。



写2-4-41 主屋 建具建て込み状況



写2-4-42 米蔵 出入口建具建て込み状況



写2-4-43 文庫蔵 出入口建具建て込み状況



写2-4-44 覆屋 大戸建て込み状況

第12項 雜工事

1. 豊

(1) 概要

1階座敷の豊は床から新調し、2階座敷は豊床を修繕して再利用した。

(2) 材料

新規作製床はJIS1級、稻わら床、重量25kg以上。縫糸は紡績糸を使用した。豊表は熊本産、経糸は熊本産の太糸、重量は2kg以上。豊縁は1階座敷を綿絹縁、2階座敷は純綿縁、幅は9分とした。床の間は1・2階ともに板豊、綿の糸ひき、紋縁1.3寸幅とした。コンセント用豊は1階座敷と同様の豊縁とした。

(3) 豊床の修繕工程

本工事では、秋田市豊業協同組合の協力により修繕ワークショップが行われた。修繕工法を詳細に記す。

①剥がし

豊から豊縁、縁下紙、豊表、頭板の順に剥がした。床糸と最古の平刺しの糸以外すべての糸を抜き、ゴザや藁を取り除いた。

②修理（不陸、幅寸法調整）方法検討

剥がした豊床のムラに藁を足し縫い付けた。幅の足りないところは棒状に加工した藁を足し縫い付けた。

③藁準備

藁や縫糸などで使う藁を準備した。露を吹き踏み馴らし、藁を真っ直ぐに調整し、袴の部分を選び、藁で使い易いようにした。

④肌藁（蛙股編み）

左右から一定量の藁を入れ6ヶ所で簾のように編んだ。左から藁を入れ、左から3ヶ所を編んだ。次に右から藁を入れ、右から3ヶ所を編んだ（蛙股編み）。それを繰り返し、幅京間より5分少な目(3尺1寸)まで編んだ。出来るだけ真ん中と端の厚みが均一になるように編んだ。

⑤裏藁（蛙股編み）

肌藁とほぼ同じ作業。丈京間より1寸大き目(6尺4寸)まで編んだ。肌藁のように均一にするのではなく、真ん中が両端よりも少し厚くなるように編んだ。

⑥縫糸（タツ藁）

一定量の藁をやや梢円形に束ねて、4寸位の間隔で踏み馴らしても自立する様、イグサで結んだ。裏藁の長手方向両端にそれぞれ縫い付けた。

⑦床縫い準備

床縫い用の糸として、切糸に油を多めに塗って染み込ませた。裏藁と縫糸2本縫い付けた物に豊床を乗せた。肌藁の重なる部分を削ぎ落とし、露を吹き踏み馴染ませ、豊床の上に仮止めした。縫い間隔の目印として、横手方向には墨を打ち、長手方向には1寸幅の定期規を仮止めした。

⑧床縫い

1列1寸送り（1寸間隔）で8通り（8列）を掛け縫いで縫った。上下123針（1列）×8列=984針。切り糸（1500mm）は約20本（1列）×8（列分）=240m。

⑨端口調整

端口を縫って足締めする（口を固める）仕上がりの幅の長さ、厚みを調整するために藁を縫い付けた。

⑩荒締め

豊床に露を吹き、縫い終った糸を引っ張りながら裸足の踵で踏んで締めていった。口も固めた。1枚につき、61本×8列（丈幅、京間の場合）と口縫い2列を踏み締めた。

⑪真締め

締めた床糸、口糸をもう一度、引っ張りながら踵で踏んで締めた（強度を増やし、厚みを平らに調整するため）。

⑫板入れ

框方向それぞれに縫下を削いた広板（長さ955mm幅45mm穴数23）を寸法に仮止めして縫い付けた。その際、框の薄いものや長さの足りないものは繩や藁を下にあてがい板と一緒に縫い付け、框の厚み丈の長さを整えた。

豊床を裏返し、板に縫い付けた糸を引っ張りながら踵で踏んで締めた。豊床を表に戻し対角線に狂いのないよう、丈寸法まで板を槌で叩きながら戻した。

⑩板わき

板と床の段差をなくすために、イグサや藁を置いて縫い付けた。縁下を削いた部分に補強木材(爪板)を入れた。

⑪框縫い

畳表を番付に従い準備した。端末を糸でかがり、ほつれ止め処理をし、縁幅に断った畳表を畠床に待ち針で張り固定したのち、框に厚みを合わせ縫い付けた。

⑫縁付け

框が縫い終わった畳にブラシをかけた。霧を吹き、もう一度ブラシをかけた。畳表の谷を定規で合わせ直線に調整した。縁幅に断った部分に定規を合わせ、畳表の端口を切り落とした(搔き落とし)。縁下を弛まない様さらに張り、定規で確認した。畳縁と縁下紙を仮止めし縫い付けた(平刺し)。

⑬返し縫い

畳の横と縁を縫い付けた。出来上がりの厚みに合わせ、畳の裏に藁を足していく。その後、畳を裏返し、糸を引っ張りながら、槌で叩いて締めていった。反対側の長手も幅寸法に合わせ⑭縁付け、⑯返し縫いの作業をした。

2. 装飾金物

(1) 玄関の庇受け金物

既存金物の再利用が可能と判断し、曲がりを修正して鉛転換塗装+水性外部用塗装で再塗装を行った。

(2) 主屋破風銅金物

破風の片側に銅板打ち出し金物が4枚ずつ配されていたが、残存は3枚であった。既存金物を採寸し、新規に同材同寸法で製作した。

(3) 東側庇受け金物

主屋東側の開口部上部にある板庇は、主屋柱から金物で支えられていた。2階子供部屋増築で撤去された開口部の復原に伴い、既存の受金具を参考に全て新規に作った。鉛止め+水性外部用塗装を施した。

3. タイル

主屋西側便所の床は、基礎工事に伴い解体したため新規のタイルを張った。既存のタイルは110mm角であったが現在は入手ができないため、108mm角のタイ



写2-4-45 玄関 庇受け金物



写2-4-46 主屋妻破風銅金物



写2-4-47 主屋 庇受け金物



写2-4-48 給湯室天井 既存再利用

ルで類似色のセラミックタイルを用いた。

腰壁部の平タイルも同様で、コーナータイルの出隅・入隅も類似のセラミックタイルを用いた。

4. 防蟻土壌処理

建築物すべての床下及び礎石周辺を範囲とし、忌避性がなく、低臭で人畜に対する毒性が低く、揮散しない薬剤として、ザモックスを200倍希釀したものと水性カビシース-Cを400倍にした液を混合し、動力散布機により散布を行った。

5. 給湯室整備

利活用のため、給湯室設備を覆屋東側下屋の旧風呂場に設置した。風呂場と脱衣室の変遷は、第3章の現状変更に詳しく述べる。給湯室として必要な内装は、可能な限り旧風呂場時代の内装を損なわないよう付加する考えで施工した。活用のため風呂場と脱衣空間を一体としたが、天井面は2室であることが分かるようにした。

給湯設備として、水道、温水器、換気扇を設置し、IHコンロを設置できるコンロ台と電源を設置した。

6. スロープ

見学者用の通路にスロープを3ヶ所設置した。北側からのアプローチに覆屋外壁に並列したコンクリート製のスロープを設置し、内部にはアルミ縞鋼板製の仮設スロープを置いた。覆屋から管理・トイレ棟のアプローチには木製スロープを設置した。いずれも樹脂製の手摺りを設けた。

7. 焼印

木工事で行った修理に用いた新規木材に、今回工事を示す「令和4年度修補」の焼印を押し、既存材との区別をつけた。

8. 修理銘板

修理銘板は銅板（縦30cm×横60cm、厚さ1.5mm）に事業の概要、建造物の概要、修理の方針を陰刻し、覆屋東側下屋の給湯室壁面に銅鋸止めした。

9. 便槽

解体時、覆屋東側下屋の便所の地中に、古い便槽が2つ発見された。いずれも梢円の形状で、杉板で作られていた。北側は長さ1,170mm×幅900mm、南側は

1,630mm×1,200mmである。(第3章現状変更に図示)

既に便槽としての役割を終えており、内部には雨水が溜まっていたが、撤去することはせず歴史的経緯を示す要素と考え、内部に碎石と砂をいれて現状保存とした。

10. メンテナンス用仮設

主屋の小屋裏で木工事を行った際、木製板にて仮設通路を設置した。また、小屋裏への登り口として、店座敷と中の間にある構造補強の鉄骨フレームにアルミ製梯子を取付けた。

第13項 附帯工事（管理棟工事）

建物の管理・運営のための管理室と、来訪者のトイレとして、管理棟を覆屋西側の敷地に木造平屋建で設けた。覆屋南側下屋の通路から行き来できるように、覆屋西側の出入口を使うよう設計した。

敷地が狭いため軒を出さず、屋根はガルバリウム鋼板縦ハゼ葺きで雪を屋根下に落とさない仕様とし、覆屋との境には覆屋壁の養生として板金を立ち上げた。外壁は金属製サイディング張りとした。

内部仕上はトイレ部分の床を構造用合板下地ビニールシート張り、壁はビニルクロス張り、天井は化粧石膏ボード張りとした。管理室部分は、床を構造用合板下地タイルカーペット張り、壁・天井ともにビニルクロス張りとした。

トイレの女性・男性ブースには手摺、乳幼児椅子、多目的トイレには手摺、乳幼児ベッド、オストメイト対応の設備を設置した。

管理室は来訪者対応の受付カウンターを北側駐車場に面して設置し、事務机が3台程度おけるスペースとし、給湯設備を設けた。電気設備等の分電盤や、消防設備関係の分電盤などは管理室で集中管理できるようにした。

第14項 電気設備工事

1. 概要

各建物に電灯設備・コンセント、自動火災報知設備、非常用照明を整備した。以下に主な仕様を示す。

2. 電灯設備

材料はすべて日本工業規格に合格したものを使いたい。配線は敷地引込後、埋設電路として引込み、配電盤は管理室に設置し、覆屋外壁から配線を通し、建物各所へは床から3m程度の高さに設置したケーブルラックを使用した。主屋は床下・天井裏を使用し、極力配線の露出が無いように工夫した。

主屋と覆屋の照明器具は、既存器具を修理し、LED電球を取付けて使用した。米蔵は利活用に応じた照明器具を選定し、調光設備を伴った器具を選定した。文庫蔵も同様に、利活用しやすいような照度を確保した照明器具を配置した。

工事では使用はしなかったが、中の間・オエ、部屋8帖の天井裏に、照明器具巻き上げ装置が見つかった。これは「東京電燈株式会社」製で、幅120mm×長さ725mm×高さ120mmの木製の箱に、陶器製の滑車にコードが巻き付けられ、室内から電灯を上げ下げできる装置であった。

3. コンセント設備

壁面が少ない主屋は、畳の隅を取り外し、コンセントを埋め込む工夫をした。覆屋は主に構造補強の格子壁にコンセントを配置した。米蔵・文庫蔵は利活用に適応するようコンセントの数を多めに配置した。

4. 自動火災報知設備

既存の自動火災報知機を整備した。機器は、受信盤（P型1級10回線・壁掛型）、煙感知器（光電式2種・露出）、スポット型感知器（差動式2種）、スポット型感知器（定温式1種・防水）、スポット型感知器（定温式特種・防水）である。

5. 非常用照明他

秋田市消防本部の指導により、非常照明と誘導灯を新たに設置した。機器は非常照明（LED 非常灯専用型・中天井用（～6m））、誘導灯（LED C級・避難口、片面型LED C級・通路、片面型（片矢印・両矢印））

である。

第15項 機械設備工事

1. 概要

建物内には空調・換気設備、給湯設備を整備し、管理棟に衛生器具設備や給排水設備、外部に雨水排水設備を設けた。

2. 空調・換気設備

主屋店舗、米蔵及び文庫蔵に利活用に応じて空調設備を配置した。いずれも空冷ヒートポンプエアコンとし、店舗は床置き型、米蔵・文庫蔵は天井吊型、管理室は壁掛けとし、各々の容量に合わせて機種を選定した。室外機の設置場所は景観を重視し、店舗敷以外は管理棟軒下に集約した。また、米蔵の空調設備配管ルートは、文庫蔵2階を経由させている。

また、米蔵・文庫蔵には天井吊型の換気扇、給湯室には壁付換気扇を設置した。管理棟には用途に合わせた換気扇を選定し設置した。

3. 給水・給湯設備

給湯室には給排水設備、及び電気温水器を設置した。各々水抜き栓を設置した。

4. 衛生器具設備

管理棟のトイレには、男女とも洗浄便座付洋便器、手摺、ペービーチェア、化粧鏡、洗面器、パネルヒーターを設置し、男子には自動洗浄一体型小便器を設置した。多目的トイレには多目的大便器、マルチシンク、オストメイトバック、ペビーベットを設置した。

5. 排水設備

管理棟は西側敷地境界までの距離が少ないため、トイレの排水はメンテナンスを考慮し、管理棟東側の軒下に排水栓を設けた。

6. 雨水排水設備

建物周辺は既存側溝を活かして修復し、側溝がなかった部分には、既存に合わせた側溝を整備した。主屋南・西側の排水は浸透枠を設置して雨水処理を行い、北・東側は雨水枠に接続して排水処理を行った。敷地北側の駐車所スペースには適宜雨水枠を設け、最終枠へ接続した。

第16項 外構工事

1. 解体・撤去工事

板塀、コンクリートブロック塀の解体・撤去、また、北庭の庭木伐採を行った。

2. 構内舗装工事

主屋南側出入口正面に男鹿石を敷き込んだ。その他、L型側溝、化粧舗装を施し、駐車場はアスファルト舗装とした。

3. 雨水排水工事

建物周囲に浸透樹、及び駐車場に雨水排水樹を整備した。

4. 板塀・門工事

古写真や木版画家・勝平得之による昭和期のスケッチを基に、建物周囲には板塀を整備した。管理棟西側は、メンテナンスも考慮しアルミフェンスを設置した。駐車場周囲の板塀の柱は鉄骨柱として地中に埋め込み、控えを設けずに自立する納まりとした。

5. 駐輪場・物置工事

駐車場の北西に間口4.9m×奥行2.0mのスチール製駐輪場付き物置を設けた。

6. 庭工事

西庭は、樹木の刈り込み、雑草抜き、石灯籠の再設置・撤去を施し、池は清掃後に排水改良を行い碎石敷と玉砂利敷で整備した。

南庭は解体建物の間に一部土壠状の高まりが残っていたことからこれを整備し、平場には防草シートと砂利を敷いた。東庭は残っていた石材を再利用し築山作庭及び既存庭石を再設置した。

7. 雜工事

駐車場の出入口に車止めチェーンを設置した。また、主屋南正面と北側の出入口付近にW1,200×H900の案内板を設置した。

8. 建物外周部温気対策工事

建物周囲に切石・瓦を見切りに設置し、内側をたたき風土間とした。また、南・西面の一部にU字溝とグレーティングを設置した。北面はPC設置のうえ化粧砕石を敷いた。



写2-4-49 構内舗装・板塀施工状況



写2-4-50 西庭 完了状況



写2-4-51 敷石、雨落ち、案内板他完了状況



写2-4-52 主屋 東面温気対策完了状況

第3章 調査事項

第1節 屋敷構え

松倉家は南側に秋田市道・旭南橋山線、東側に茶町線が通る角地にある。旭南橋山線を東に行くと旭川にかかる刈穂橋に続き、西は旭南小学校へ続く。かつて川運が盛んだった時期の荷揚げ場にはほど近く、馬口勞町の中心的な場である。

敷地は南北約37m×東西約21mの長方形の北側に、南北約12m×東西約42mの細長い敷地が接続したL字型である。

建物は南側に主屋、北側に米蔵・文庫蔵が建ち、2棟の蔵に覆屋が重なり、水場が東に並列する。南側道路面を正面として主屋が建つ。小店・妻壁・卯建は秋田の町家らしい特徴を持つ。

南側に主玄関、覆屋の北側に通用口、覆屋東側に出入口が設けられる。

主屋西側に主庭があり、座敷から景観を楽しむことができる。南側にも庭があった痕跡がある。周囲を塀で板込み、独立性を保った空間となっている。

第2節 修理前の破損状況

第1項 主屋

1. 概要

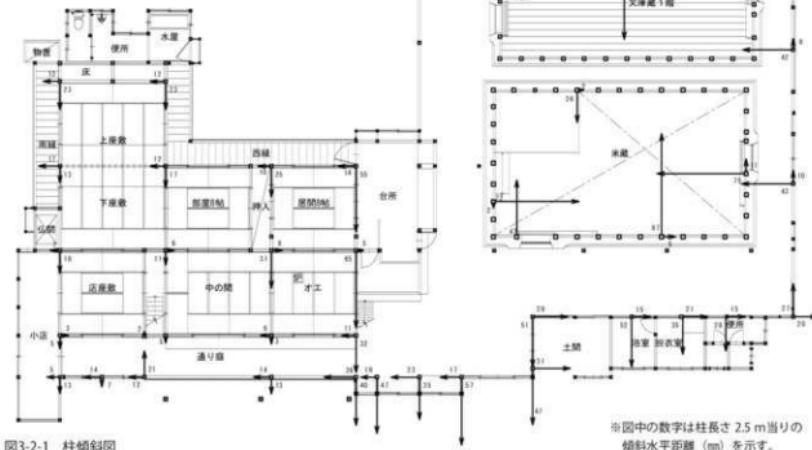
主屋は明治39年（1906）の建設で、経年変化による腐朽や傾きはあるものの、崩落を作らうような破損は見受けられなかった。しかし、礎石の沈下やそれに伴う敷居や床面にレベル差があり、建具の開閉が困難な箇所が多く確認された。また屋根面の劣化や外壁板の腐朽、壁面仕上げの塗壁の亀裂や剥離が多数あつた。

2. 基礎と軸部の不陸

建物は全体的に不同沈下をおこしていた。柱礎石位置で居間8帖付近が最も沈下が少なく、小店・通り庭がそれよりも70~110mmの沈下し、座敷部分は33~68mm沈下していた。

3. 軸部の傾斜

建物の1階部分で敷居～鶴居間の柱の傾きを測定した。その結果、南東に傾いていた。また、部分的に北側に傾いている柱も見受けられ、もっとも傾きが大きい箇所は才工と居間8帖の境の台所側の柱で、東側に最大65mm、約1/28の傾斜であった。



4. 木軸部

土台は小店南側、西側便所廻り、東側下屋の一部に腐朽が見られた。また、大引も換気が悪かった場所に関して、同じく下端が腐っていた。但し、共に断面が大きいために強度面での影響はなかった。

柱はオエと居間8帖の部屋境南側が腐朽しており、厚い板と束で修理されていた。

床組みは中の間と居間8帖の床組が全面的に改修されていた。

5. 卵建

南側の卵建は痛みが酷く、卵建全体を合板の箱で覆った状態であった。板葺きの屋根は一部鉄板で包まれた箇所もあったが、庇から出た部分は猿頭、屋根板ともに腐朽が進み、軒先も欠損していた。破風は取替えられたためか形状を保っていた。庇からの立ち上がりの柱、下見板、その上の土壁漆喰仕上げ部分も、経年による劣化はあるものの、状態は悪くなかった。

6. 小屋組

大きな破損は見受けられなかつたが、中の間と部屋8帖の境目付近から雨漏りが発生した跡が見られた。

7. 屋根、庇

切妻及び寄棟屋根は鉄板葺で縦ハゼ葺、西側便所は横葺などで葺かれ、全面的に錆びており、特に軒先部の傷みが進んでいた。南側庇の柿葺は直接雨が当たりにくい場所ではあるが、経年劣化が進み、柿板のずれや欠けが見られた。

2階座敷南縁側の庇は柿葺で、軒先を中心に板の欠損や割れが見られた。

開口部上部の庇は、猿頭が破損している箇所や屋根板が腐食している箇所が散見された。また、庇を支える金物が欠けている箇所も多々見受けられた。

8. 造作

敷居が畳り減っている箇所が見受けられたが、損傷や腐朽が進んでいる箇所はあまり見受けられなかつた。台所部分は現代のリフォームで間仕切り壁などが施されていた。西側便所も床面を上げ、間仕切りを変更していた。



写3-2-1 中の間床板解体状況



写3-2-2 卵建破損状況



写3-2-3 庇腐朽状況



写3-2-4 柿葺腐朽状況

9. 土壁

上・下座敷の塗壁の剥がっている箇所に、横にひび割れが認められた。また、縁側の貝壁もひび割れや上塗材の落下が見られ、下屋と2階建棟の繋ぎ部分の雨漏りから上塗材が剥がれている箇所が見られた。

戸袋周りの土壁仕上げは経年劣化により、土壁が剥がれ小舞が見えている箇所が見受けられた。

10. 建具

外部周りの建具は障子紙の剥がれや建具自体が外れてしまっている箇所が多くあり、後補のビニールシートで覆った状態であった。小店正面の落とし込み板戸は経年劣化のため、板が薄くなつて釘が外れるなどの傷みが見られた。

座敷廻りの襖は所々紙が剥がれている箇所や、框の塗仕上げが剥げている箇所が見受けられた。

小店と通り庭の境にある大戸は、頻繁に使用する機会が無かったためか、敷居のレールは傷んだものの戸自体は若干板が反っていたが健全であった。



写3-2-5 戸袋腐朽状況



写3-2-6 建具劣化状況

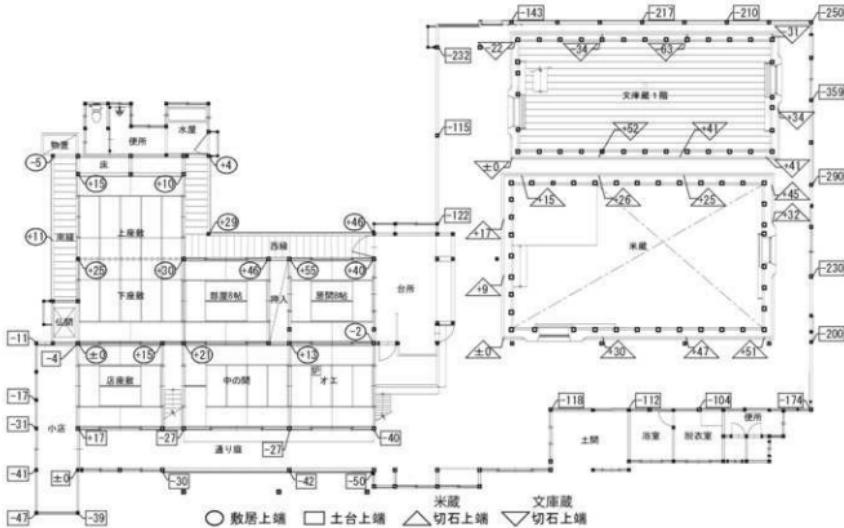


図3-2-2 床不陸図

第2項 米蔵

1. 基礎と床面

米蔵は天保10年（1839）以前の建設とされ、築180年以上となる。基礎天端での実測によると北東隅が最も沈下が少なく、南東隅は北東隅に比べ50mm程度低くなっていた。

床面のたたきは、不陸は多いものの湿気が多いため、乾燥によるひび割れなどは見られなかった。

2. 木部

土台は下端や外面（土壁下の基礎石側）に腐朽が多く認められた。その中でも東面の土台下部は北隅の部分が大きく腐食していた。そして、その腐食を埋めるように直径15mmの小石と砂を詰め、部分的にモルタルを用いた補修を行っていた。この補修は土壁下部の石積みを撤去しないと施工できないことから、米蔵がこの場所に建てられた（移築された）際の施工か、以前に石積みを解体する大修理を行った事を示している。その他の土台は下端に傷みが見られた。

柱は東面中央部が雨漏りにより屋根置土にひびが入り、雨水が柱・桁に侵入し腐りが広がっていた。また、柱間の貫・土壁下地の間渡し材も腐食し黒ずんでいた。土壁が自然落下してしまうほどであった。

また、柱には前身建物に関係すると思われる仕口の痕跡が多く見られた。柱表面に板を張り補修している箇所もあった。

後世の改修である2階床のための梁が取付けられ、柱側に根太掛けを取付けて根太組が施されていた。

3. 小屋組

東面中央の雨漏りによる腐朽が大梁の仕口にも広がり、柄が短くなっていた。また、置土屋根が載る垂木の上部が腐って内部がえぐれた形状になり、一部が桁から外れていた。また、この部分の化粧野地板も腐朽していた。

4. 屋根

垂木の上に化粧板、杉皮を敷き、その上に土を置き漆喰仕上げとしている。東面の雨漏り箇所は大きくひび割れしており、雨水が侵入していた。また、覆屋の積雪荷重などが直接掛かる場所を中心に、置土にひび

割れが発生していた。

5. 土壁

外壁は前述の雨漏り箇所の土壁は大きく破損していた。また南西隅と北西隅は、覆屋の屋根荷重を米蔵で直接受けている事から潰された形状で破損していた。その他、開口部周りを中心に漆喰部分に亀裂が入っており、部分的に修理を施した跡が見られた。

内壁は隅部を中心に隙間が空き、中には欠けている箇所もあった。

6. 建具

外側の土戸は経年による漆喰の欠けや剥がれ、汚れが目立つてた。板戸や格子戸は框や下部の板が部分的に欠けているなどの破損が見られ、戸車も摺り減っていた。

敷居は床面の置石に截せられただけで、框は柱に取付けられていたものの、全体的に歪んでいた。敷居は建具の開閉により、かなり摺り減っていた。また、敷居や框、方立材には現在の建具には合致しない穴や欠き取りが見られた。



写3-2-7 土台、柱腐朽状況



写3-2-8 大梁仕口腐朽状況

第3項 文庫蔵

1. 基礎

文庫蔵は慶應2年(1866)の建設で、築約160年となる。基礎天端での実測によると、東側が最も沈下が少なく、西側が東側より110mm低くなっていた。西側は湿気が多い地盤で、経年による地盤沈下が起きた可能性がある。

2. 床面

地盤面が常時湿った状況であるため、床面は全面的に腐朽が進んでいた。東西面の北側半分の土台は既に形が無くなり、柱が直に礎石に載っている箇所もあった。それ以外の箇所でも礎石の沈下とともに潰れたり、下端半分が腐食して断面が半分になっている箇所も見られた。

北東部分の床組はすでに無く、それ以外の部分に即便して床組の不陸は大きい。床板は大引材とまつっていない。床板を撤去したところ、大引材の多くは腐食して耐力が無い状態であった。床板もこれまで度々修理を行っていたようで、幅の狭い短い板を繋ぎ合わせた状態で敷かれていた。そしてその多くは下端が腐朽していた。

3. 軸部

全ての柱には、最下段の貫前後の高さで根継が施されていた。その高さは柱下端から2~3尺、金輪継である。根継部分の表面の状態を見ると、上部の柱の風食具合と遜色がなく、かなり以前に根継を行ったようである。

柱間の貫も土台の沈下に伴って動いているが、一部の雨漏りによる損傷が見られる箇所以外は、腐朽は見られなかった。

西面の雨漏りによる土壁が大きく破損している箇所の桁・柱・貫は、かなり腐食が進み黒ずんでいた。

4. 屋根

米蔵と同様に置土屋根の漆喰仕上げであるが、覆屋の登り梁が置土屋根にぶつかっており、この部分に積雪などの荷重が直接かかるてしまい、ひび割れが発生していた。

5. 土壁と板壁

外壁は米蔵同様に、北東隅が潰れ、また東面の下から約50cmの部分の全面にひび割れが広がっていた。その他開口部を中心に漆喰部分に亀裂が入っていた。西面も下部を中心に漆喰の剥がれがあった。

内壁は1階部分が土壁に砂漆喰仕上げだが、所々にひび割れや欠けが認められた。2階は板壁仕上げであり、隙間はあるが概ね良好な状況であった。

6. 建具

米蔵と同様に経年による漆喰の欠けや剥がれ、汚れが認められ、北側出入口の土戸は丁番部分の銷などから開閉が出来ない状況であった。また、この部分の建具枠の腐朽も見られ、内部の建具が動きにくい状況であった。



写3-2-9 床板破損状況



写3-2-10 柱の根継ぎ

第4項 覆屋

1. 概要

覆屋の建設年代は明確な記録がないため不明であるが、東側下屋に用いられたタイルなどから、大正期をくだらないと推定され、100年余り経過していると考えられる。

蔵2棟を覆っているため内部に柱が少なく、小屋組も束を極力省略して建てられたことから、軸部の歪みや不同沈下が見られた。土台上端のレベル測定から、東側下屋付近と比較し、北西隅が250mm程度、西側も150mmほど沈下した。傾きは一様ではなく、西面は中央部が大きく東側に傾き、北面は南側に傾いていた。そして、東側下屋は北東側に傾いていた。

また、軒の出が少ない事から、雨水や降雪の影響で外壁の腐朽が進んでいる箇所が多く見られた。そのため、波型鉄板や合板による修理を行っている箇所が多くあった。開口部上部の庇の板葺きも、多くの箇所の板が腐朽していた。

2. 基礎

礎石は東側の水回りと通り庭に建つ柱、南側に関しては玉石の礎石があり、西側は切石による基礎であった。北側は、礎石がなかった。

3. 木軸部

雨水排水が整っていないため西・北面の土台の腐朽が進んでいた。東面についても土台下端がほぼ腐朽していた。東側下屋は幾度となく改修されており、柱の入れ替えなどが認められた。また、軒の出が少ないと西・北面の柱脚の傷みも進んでいた。そのほか、西面の一部に雨漏りの被害が見られ、桁・柱頭の腐れが進んでいた。

通り庭に面し、米蔵東面に立つ独立柱も柱脚部の傷みが進んでおり、金物で補強された状態であった。

4. 小屋組

小屋組は登り梁が1/4ほど新しい材に取替えられていた。古い材には手斧痕が認められるが、新規材には明らかな手斧痕が見られない。登り梁以外の材は、ほぼ当初材であった。

母屋材も当初材で、洋釘が1回のみ使用されていた。

ほぼすべての母屋材の鼻先は風食し傷みが見られた。

5. 屋根

屋根は波型鉄板葺で全面的に銷びついた状態で、軒先の傷みはかなり進んでいた。

開口部の庇の傷みは酷く、波型鉄板もほぼ銷びついっていた。

6. 外壁

東面は波型鉄板や合板で補修され、西面も波型鉄板が張られていた。北面も軒の出が少ないと外壁下部が傷んでいた。東面は補修材を剥がしたところ、すでに元の外壁がない部分もあった。西面は目板がすべてない状態であった。

7. 建具

東側下屋は、間仕切りの変更を伴う改修工事を行っていた経緯から、建具の下框に材を足して再利用しているものも見られた。また、引き違いであったものを一本引きにしているものもあった。



写3-2-11 外壁の波型鉄板張と合板張状況



写3-2-12 小屋組状況

第3節 建物の形式と技法

第1項 主屋

1. 平面

主屋の規模は梁間3間、桁行7間の南北軸の2階建と、それに並行して梁間2間、桁行4間半の平屋、正面南側に間口4間、奥行1間の小店、2階建に直交する梁間2間半、桁行4間の平屋が接続する。各々半間幅の下屋が取付く。2階建の北側に奥行1間半、間口5間の覆屋に接続する部分が続く。

正面の小店は、秋田の町家に典型的な形式で、正面柱間装置は、欄間ははめ殺し障子、はめ込みガラス戸、下部は落としひみの板壁となっており、全面的に取外しが可能である。しかし、通常の町家とは異なり前面道路から3mほど奥まった位置に小店があり、店としての働きをした可能性は低い。2階建の東側にある1間幅の通り庭に接続する部分には、漆塗りの大戸が配され、小店と店舗敷が接する部分には縦格子と障子戸が取付けられているが、ここから人や物の出入りはできない。

通り庭の東側は一本引きのガラス戸が配され、全面的に開放することが可能である。また、上部は昭和初期に増築された部屋が2間配されていたが、今回の復原整備に伴って撤去した。

2階建の1階は南から8帖の店舗敷、10帖の中の間、8帖のオエの座敷が続く。店舗敷は2階があるため天井が低い根太天井であるが、中の間・オエは天井が3,750mmと高く、明かり取りとして通り庭に面した上部障子戸が配される。この3間は各室の四方を指鶴居で廻し、また柱・廻縁を弁柄塗、指鶴居を揩漆とし、表に面し見せる意匠としている。

店舗敷に直交する平屋部分は各10帖間の上座敷・下座敷が続き、両座敷の境には欄間を作ら小壁が配されるが、敷居は置き敷居であり、普通は通し座敷として使用していたと考えられる。上座敷は西面に1.25間の床の間と同じく1.25間の戸袋と違い棚を備えた書院が配される。下座敷には1間幅の押入があり、修復整備工事前は仏壇が置かれていた。両座敷の南と北側には各々半間幅の縁が回る。この続き間には長押

を廻し、いずれの部材も素地仕上とし、表の塗仕上げとは異なり落ち着いた雰囲気をしている。

中の間、オエに並行して部屋8帖と居間8帖が配され、この両室の境には奥行半間の押入がある。この両室の西側にも半間幅の縁が配される。こちらも長押を回した仕様である。中の間には神棚が設置されている。

居間8帖の北側に台所があり、修復整備工事前に間仕切壁で仕切られていたが、復原検討により板の間に変更した。

上座敷の床の間を挟んだ西側には、手洗い場・便所が昭和10年(1935)に増築されている。

2階は南側に8帖間があり、南・東に縁を廻す。階段は店舗敷と中の間の境に配される。前述の通り、通り庭上部に昭和初期に増築した6帖間が2間続き、北側の台所に面した土間へ降りる階段も設置されている。また、台所上部にも6帖間の板敷の女中部屋がある。直接部屋に入る階段は設置されていないため、梯子などで出入りしていたと考えられる。女中部屋の北東隅は、1階部分に柱がなく、小屋梁から2階床を鉄筋ボルトで吊っている。

柱間寸法は1~3分程度の差異はあるが6尺(1,818mm)と考えられる。

2. 基礎

柱の礎石及び床東石は、直径300~400mm前後、高さ200mmの前後の玉石で、下部に割栗石などは見受けられなかった。しかし、床下土間全面にφ70~100mm程の玉石が混在した土が突き固められていた。

床東石は5~6尺間隔に配され、8帖間には1ヶ所、10帖間には2ヶ所のみである。また、通り庭に面した切目縁や、板の間(台所)にある縁板組の東石は、太柄穴がある95mm角の男鹿石である。なお、中の間・居間8帖は床組の改修が行われており、コンクリート平板が東石の代わりに使用されていた。

今回のコンクリート基礎工事にあたり床面たたきを剥いだ際、現状GLの約400mm下部に現主屋以前の建物の礎石と推測される表面が平らな石が7つ見つかった。掘り起こさなかつたため石の大きさは不明だが、

現主屋と同程度の大きさと予想される。配置は現主屋建物の通り芯にほぼ合っており、部屋8帖の西筋に4つ、中の間の西筋に1つ、居間8帖の北筋近くに2つであった。

また、板の間（台所）部分の現状GLの100mm下部からはカマド跡と考えられるレンガ敷が発見された。そのレンガ敷に食い込むように110mm角の石が1ヶ所、レンガ敷と同じ高さで配されていた。このレンガ敷は、板の間の変遷と大きく関係すると考えられる（後述）。

その他、小店周辺から発見された旧礎石のレベルから、弁柄もしくは焼土と思われる赤みがかった粒子が発見された。主屋の柱や鶴居、垂木、軒天には弁柄塗が施されており、部材に弁柄を塗る場所であった可能性が考えられる。また、同じレベルでは炭火物が混じる黒褐色土を一部層状に確認しており、火を受けた痕跡である可能性もある。

3. 土台・柱・床組

土台は小店廻り、通り庭の東・西側に配され、高さ155～160mm、幅135～170mmの栗材である。下端に礎石のひかり付けを施す。西側下屋便所部分は、外周部に108角の松材の土台を配している。

柱はすべて杉材で、2階建は120～127mm角、小店部分は102mm角、西側は110mm角。下屋の側柱は95mm角、西側下屋便所は90～95mm角の角柱である。柱は鉋仕上で、通り庭・座敷3間と小店は弁柄塗を施し、上・下座敷と西側座敷3間は素地のままである。

床組は床束をあまり立てず、太い大引を配置して床を支えている。冬期間の凍結が原因である東石・床東の沈み込みによる床面の不陸を生じさせにくくする方法と思われる。大引は松材で、部屋の間仕切りにあたる柱間にいるものは直径8寸～1尺の丸太を用い、上端を平らに落としている。部屋間には5～6尺間隔のX・Y両方向に配され、直径5.5～7寸の丸太材を用いている。大引同士の仕口は、十文字の太柄を作り、梁掛け渡り類等を用いている。また、敷居は柱に柄差しの他、大引の上端に敷居のずれ止めとして角太柄を1本あたり2～3ヶ所設け、浮き止めとしては角栓を4尺間隔で配置しているなど、丁寧な仕事をし

ている。

根太は直径4～5寸の半割丸太や、3.5寸の半割丸太を用い、1尺5寸間隔で大引の天端に揃えて配されている。

床板は7寸～1尺幅、厚さ4分の杉材である。長さは基本的に2間半・2間の部屋に合わせた長さとし、部分的に短い板が混在している。

通り庭の縁・南縁・西縁は切り目縁で、幅1尺柱材を使用している。板材の縫目は縦い実縫を施す。



写3-3-1 旧礎石確認状況（部屋8帖西側）



写3-3-2 レンガ敷直跡



写3-3-3 床組状況

4. 敷居・鴨居・長押・製作

座敷廻りの敷居は厚み 2 寸の桜材である。鴨居は 2 階建棟の 3 座敷は四方を成 1 尺の指鴨居とし、材種は櫛材で摺漆仕上げである。その他居間 8 帖の南・北側も指鴨居である。上・下座敷、部屋 8 帖・居間 8 帖の東・西側は、成 48mm の鴨居と、115mm の長押が廻る。材種は杉である。また、通り庭の東側とそれと直交方向に杉材で弁柄塗の鴨居材が配される。部屋 8 帖と下座敷の東側、居間 8 帖の南・北側は、指鴨居に板長押を張り付けた形式となる。

通り庭に面した明かり取り障子の敷居・鴨居の成は 52mm で、いずれも弁柄塗を施している。

上座敷床の間は、床柱は黒柿の板を表面に張り、框は黒漆蟻色仕上、落掛けは杉白木である。違い棚は天袋付で棚板は櫛である。

2 階座敷は成 105mm の白木長押を廻す。床柱は上座敷と同様に銘木板を表面に張り、框は黒漆蟻色仕上、落掛けは杉。棚は天袋付き落とし棚、材は櫛である。

5. 梁組・小屋組

2 階建棟は桁行 7 間、梁間 3 間だが、構造形式は 2 階座敷部分とそれ以外の部分で異なる。

2 階座敷のある部分は大梁を架け、桁行方向に牛梁、その上に登梁を組む。桁と同レベルに四隅柱から水平梁を交差させている。妻面は意匠的に見せるように東と梁を細かく入れ、外部から牛梁の木口のように見える化粧板の箱を取付けている。

2 階座敷に続く部分は、直径 8 寸の丸桁に 1 間ごとのキングポストトラスを組む。真東中央に 4 寸角の小梁を取付け、トラス同士を繋いでいる。また、通り庭と座敷廻りの柱はトラスまで延ばしている。下弦材と真東及び斜材を、T 字型の平鉄板を両面に配し、ボルト締めとしている。

母屋材は成 180mm × 幅 135mm で 2 階座敷上は長さ 17 尺材を用い、それ以外は 12 ~ 6 尺長さの材を 3 尺間隔で配置している。

西側寄棟平屋建は、桁行 4 間・梁間 2.5 間で、120mm 角の桁を配する。成 230mm × 幅 180mm ~ 成 196mm × 幅 145mm の梁を 1 間ごとに架け、和小屋としている。

また、桁と同レベルで南西と北西隅に斜めに水平梁を架けている。2 階座敷上の水平交差梁と同様に、桁高さでの歪みを抑える効果として組まれた可能性がある。

西側下屋部も和小屋で、座敷天井すればそれに 120mm 角の梁を東西方向の 1 間ごとに渡し、その上に束を半間ごとに建て、東西方向にのみ貫で繋いでいる。南北方向の繋ぎは梁上に配した繋ぎ梁 1 本と、母屋のみである。東西方向に配された梁は、2 階建棟の西側柱及び吊束に指さており、仕口は座敷側（中の間・オエ）に見えないように寄蟻巻のようになっていると思われる。2 階建棟と西側下屋の構造的な繋ぎは、このみである。

小店部分は外壁側に桁成 196mm × 幅 150mm を架け、身舎の柱から小梁を架け、そこに 2 階座敷南縁の柱筋に束を建て梁を架け、これを垂木掛けとする。



写3-3-4 小屋組の水平梁



写3-3-5 小屋組（トラス）



写3-3-6 小屋組（和小屋）

6. 屋根

屋根は鉄板縦ハゼ葺で、西側便所部分のみ鉄板横葺であった。縦ハゼ葺を剥いたところ、下から鉄板菱葺、その下に柿葺が確認された。便所部分は鉄板横葺を剥いたところ、柿葺であった。増築された2階座敷部分の屋根は、野地板の上にルーフィングを葺き、鉄板縦ハゼ葺であった。雨が当たりにくい奥の部分に古い鉄板が残されていることから、この部分も一度は屋根改修を行っていたことが分かる。

棟は箱棟で木下地に鉄板を一枚巻きつけた形状で、2階建棟の棟は鳥糞が延びる形で鬼板はない。西側平屋棟は鳥糞も鬼板もなかった。昭和期の写真によると、鬼板が付いている様子が映っている。

小店・玄関部分は鉄板横葺であり、下に菱葺は残っておらず、柿葺は他と同様に葺かれていた。棟は鳥糞が延びる形である。

垂木は2階建棟の2階座敷東側の10本は、垂木上端に厚さ5分の剥木がされ、また垂木の出が1寸ほど短かった。

木下地は軒先に傷みが見られ、淀・広小舞に腐朽が多く見られた。また、谷木の腐れも酷い。軒先の納まりは2種類あり、木負のある部分と、広小舞で納めている部分が見られた。広小舞納めの部分は西面下屋と西側便所であった。使い分けの理由については不明であるが、西側下屋部分は廊下側庇に積もった雪が影響し、湿った時間が長いことから腐朽が進んだために取替えられた可能性もある。便所部分は増築という事から、仕様が変わったと考えられる。

小店と玄関庇の軒先の柿葺に、栗材を用いた板が二重に葺かれており他の軒先とは異なっていた。これは人目に付きやすい部分のため、腐れにくい材料を用いたという配慮ではないかと考えられる。

2階座敷縁側の庇は柿葺で、長さ9寸の杉材を用いている。軒先に近い部分に一部鉄釘が見られ、修理の際のものと思われる。妻壁に近い部分は竹釘ののみ見られた。差し込み銅板の使用は無かった。

卯建の屋根は板葺猿頭付で、一部の板金葺が残る。棟は板金で包む。破風登りも板金で葺かれていたよう

だが、その板金も剥がれていた。破風は東面の2枚が松材、主屋切妻2階建棟の取付け部に斜めにかかる1枚は杉材であった。破風尻に施された彫文様は、杉材の破風が主屋切妻や切妻玄間に施された文様と同様で、材の様子から当時のもので、東面の2枚は後に取替えられた破風と判断できる。

庇からの卯建立ち上がりは下見板、その上は土壁漆喰仕上げである。当初、屋根は板葺であったが、後に板金で補修したと思われる。

屋根の解体中に雪止め金物の一部が見つかり、形状を再現した。



写3-3-7 屋根解体状況



写3-3-8 屋根解体状況



写3-3-9 屋根解体状況

7. 壁

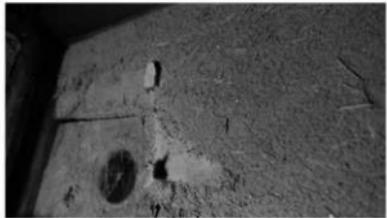
壁は3種類あり、小店・通り庭に面した部分と店座敷・女中部屋は漆喰仕上げ。座敷廻りは織維壁、縁周りは貝壁である。西側便所も織維壁である。

下地は小舞だが、今回工事で下地まで解体した部分は小店のみで、他は上塗のみの補修であり、詳細は不明である。小店の小舞下地は、縦に3分角程度の木を用い、横材はヨシを間隔数mm空ける程度に並べ縋で結んでいた。増築した西側便所や2階部屋は木摺下地であった。

織維壁は座敷と便所内水屋は同様で茶色く、便所のタイル上部壁は異なった濃い灰色がかった仕上げであった。織維は麻を細かく刻んだものと考えられる。貝壁は落下しやすかったためか、何度か補修の跡が見られた。



写3-3-10 小店の小舞下地



写3-3-11 織維壁



写3-3-12 貝壁

8. 天井

小店は化粧屋根裏で弁柄塗が施されていた。店座敷は根太天井で、こちらも同様に弁柄塗であった。中の間、オエは棹縁天井で板はねずこの稻子張り、上・下座敷は棹縁天井で杉の稻子張り、部屋8帖・居間8帖は棹縁天井で杉板の大和張りである。各座敷の天井廻縁は二重で、棹は猿頭落としてある。

便所は吹寄棹縁天井で、ねずこの大和張りである。

廊下は化粧屋根裏で、小舞を4.5寸間隔で配し、化粧板は4.5寸幅の板を大和張りしている。

2階座敷は棹縁天井で杉板の大和張り、東縁も同様である。階段の取付き部は稻子張りの天井である。



写3-3-13 中の間 天井 ねずこの稻子張り



写3-3-14 上座敷 天井 杉の稻子張り



写3-3-15 便所 天井

9. 建具

建具は経年による劣化や汚れ、紙の破損などは見受けられたが、再用できないほどの傷みは見られなかつた。また、雨戸に張られた障子は、ビニルシート張りに替えられていた。

2階建棟の1階部分の建具は、上部構造の垂みと敷居の沈み込みから動かしにくい状況のものが多くあつた。

小店と通り庭の境に走る大戸はあまり使用された様子はなく、状態よく残されていた。しかし、鉄の敷居レールの垂みから戸袋から引き出しにくい状態で、レールを調整して動かせるようにした。

座敷の通り庭境の建具は、組入障子のある襖とガラスを組み込んだ障子の2種類があり、季節ごとに入れ替えた可能性がある。組入障子のある襖は、障子部分がスライドして風を通すことができるようになっている。座敷境の襖も中間とオエ境には、型ガラスを組み込んだ襖である。障子も店座敷の南面はガラスの面積を大きくし、外部の見通しをよくしている。

上・下座敷境には、置き敷居に襖という間仕切りを設け、その上部には菊・竹・梅・菖蒲を彫り込んだ板をあしらった欄間で仕切る。この欄間は下座敷と部屋8帖との境も同様である。

10. 豊

居間8帖は豊を新調していたが、それ以外は古い床に表替えを施して使っていた。裏面に漢数字で番付があり、店座敷に「一」～「八」まで統いて、階段室、中の間、オエと「廿八」まである。居間8帖は新規豊のため、別の番付で「一」～「八」。部屋8帖は「世五」から「四二」。上・下座敷は床の間前から「い」で始まり「つ」で終わる。2階座敷は壇から始まっている。

床の間は2ヶ所とも薄縁であった。

豊床の状態は、1階部分は傷みが見られ再用は難しうが、2階座敷に関しては床締めを行い再用できると判断した。



写3-3-16 中の間とオエ境の襖



写3-3-17 上・下座敷の欄間



写3-3-18 豊の番付

11. その他

玄関屋根は柱と桁にある装飾金物によって支えられており、表面に錆が見られたが、内部まで進んでいたため再用した。この金物と同様の形状は他の町家にも見られることから、当時の既製品であったと思われる。

2階建棟の妻面にある破風には菱形の銅板飾り金物が片側4ヶ所ずつ、計8ヶ所取付けられていたが、解体時には5ヶ所欠損していた。同様の飾り金物は大町の旧金子家住宅にも取付けられている。

東面の窓には鉄筋棒による縱格子があったようで、建物外周部に格子と思われる金物が落下していた。

主屋の妻や庇・卯建・戸袋に取付けられた破風には、特徴的な彫が施されている。下部には眉が2～3段彫られ、先端部に目玉のような深い彫が施されている。基本形は同じであるが、3種類確認できた。建立当初の2階棟の破風が古く、柿葺屋根の破風は小さいが同様のデザインである。戸袋は改修や増築の際に似せたデザインとしたと考えられる。

この意匠は、馬口労町周辺に限らず、秋田市内や隣の市町村に残る比較的古い建物に用いられていたよう、また、町家に限らず天徳寺山門にも用いられている。秋田県内の増田や矢島の明治期の建物にも意匠が多少異なるが同様の彫が破風に施されており、この地方の一特徴とも考えられる。今後、悉皆調査等により、意匠の意味や種類の解明が待たれる。



写3-3-19 2階南正面破風（東側）



写3-3-20 2階南正面破風（西側）



写3-3-21 2階北側破風（東側）



写3-3-22 2階柿葺屋根下の破風



写3-3-23 2階南東角の戸袋破風



写3-3-24 台所西側の戸袋破風



写3-3-25 2階南正面破風（東側）



写3-3-26 2階北側破風（東側）



写3-3-27 2階南東角の戸袋破風

第2項 米蔵

1. 平面形式

米蔵は一室であるが、南側に後補の2階床が設けられていた。この床は口伝によると明治37年(1904)の大火灾の後、一時的に蔵を住居とした際に設けられたとされる。

柱間寸法は柱内々寸法や柱断面寸法などの実測値を整理して算出すると、梁行・桁行ともに芯々3尺と推定できる。

2. 基礎

柱礎石は柱脚部分の最下部に直径1~1.2尺の花崗岩自然石を配置し、その上に成185~190mm・幅340mm・長さ900mm前後の切石を置き、土台を載せている。切石には土台のずれ止めの角太納穴が四隅の他、2~3石間隔で設けられている。

一段目は成230mm・幅180mm・長さ200~900mm、二段目は成300mm・幅180mm・長さ750~1,200mmである。

東面大戸口に置かれた通路敷石は2段構成で、通り庭に面した敷石は奥行1.1尺・長さ3尺の石を4枚並べ、角には丸面取りを施す。上部は柱脚部に8寸角の太納穴が穿たれた石と3尺長さの石を2枚配置している。北面戸口も2段構成で、下部は3本の石を繋ぎ、長さ2.5尺で丸面取りをした石を両端に、中央は長さ4.4尺の石を置く。上段も長さ4.4尺の石を用いている。敷石を水平に敷く調整として、アスファルトを用いている。

3. 軸部・架構

柱は土台立ちで、材種は青森ヒバと栗で、1本のみ杉材が確認された。大梁を受ける部分には栗の中引梁が配されている。杉材の土台が入っている箇所は、柱の痕跡や貫の形状からかつて開口部があり、土台が無かった可能性がある。現米蔵が移築されたという資料はないが、柱全般に見られる痕跡から判断し移築された可能性が高く、以前は南側に開口があったものを閉じ、その際に杉の土台を挿入したと考えられる。

柱は断面寸法160~173mmの角材で、多くの柱に根縫や現米蔵に使用されたとは判断できない仕口の痕跡が残る。表面には手斧痕が見られ、更に煤けている。何本かの柱側面には板壁を落とし込むためと思われる溝が掘られているが、隣同士の柱に溝があるとは限らない。

南側の2階床とは異なるレベルで北側にも床があつたと考えられる根太掛け材が残されているが、その痕跡に煤けた痕が認められることなどから、米蔵に2階床があったかどうかは不明である。

中央に2本掛かる大梁は桁行に中引梁を渡しこれに載せる。材種は栗材で成545mm・幅180mmである。その大梁中央に棟木成425mm・幅197mmを舟肘木上の台木を嘴ませて載せている。棟木上に成142mm・幅113mmの垂木を2尺間隔に配置し、化粧板を置き、土を載せている。いずれの材も手斧痕があり、黒く煤けている。

妻面は3間半を4つ割りに束を配しているが、棟木を受ける部分には束ではなく、成500mmの板状の材を配置している。

4. 屋根

屋根は覆屋があるため、化粧野地板の上に杉皮を置き、土を厚さ120mmに塗り、漆喰塗りで仕上げている。

5. 土壁

下地は柱の外間に合わせて厚さ7分の1~1.6寸の縱桟を3~4寸間隔で建て、柱に溝を切り成1.3寸・厚み1寸の間渡し材を7寸間隔に柱の外側を欠き込み、和釘で取付けられていた。荒壁は最初厚さ50mm程度の土付けをし、その後、平面は20~30mmずつ



写3-3-28 確石

3回ほど土を重ね、厚さ150mmほどに仕上げている。上部の鉢巻部分はさらに2回ほど塗り重ねている。

間渡し材から延ばすトンボは、土の塗り重ねに応じて広げて使用していた。そのほか、15mm径の太綱を上から垂らしていた。中塗りは厚さ9mm、漆喰仕上げは厚さ2~3mmであった。

腰壁部分は部分的に上からの圧迫で押しつぶされていたが、以前にも修理を行った可能性があり、腰壁下地の最下層の横桟に長さ60mmの丸釘打ちが確認された。内壁は砂漆喰仕上げである。



写3-3-29 下地



写3-3-30 荒壁塗状況

6. 建具

東西開口部は外側から、両開きの土戸・観音開き網戸、片引きの裏白戸・格子戸がある。そして土戸は常時開放され、扉を保護するための鞘が木製の扇状の模で止められている。

北側開口部は、両開きの土戸・観音開き網戸、片引きの裏白戸・ガラス戸がある。両方に付けられた観音開きの網戸は、開口部に木棒で釘止めされ、後補である。

土戸は東面の内部側のみ黒漆喰で仕上げられ、開口枠も同様に黒漆喰であり、開口している状態が常と

する意匠である。両方の土戸には鍵ではなく、裏白戸・格子戸で戸締りを行っている。

北面に2ヶ所の窓があり、土戸・ケンドン式網戸、片引き板戸（片面が土戸）があり、土戸と網戸の間に鉄の格子が組まれている。南側開口部の土戸と同様に、内部のみ黒漆喰で施し、枠も同様である。北面は意匠から考えて常時開放と判断できる。

第3項 文庫蔵

1. 平面形式

文庫蔵は2階建で各階一室である。柱間寸法は柱内々寸法や柱断面寸法などの実測値を整理して算出すると、桁行は柱芯々3尺、梁行は柱芯々3.15尺と推定できる。

2. 基礎

礎石も米蔵同様に、地中に直径1~1.2尺の花崗岩自然石を配置し、その上に成7寸・幅6寸の長さ3尺前後の切石を置き、土台を截せている。土台のずれ止めの角太柾は見受けられない。

また土壁の下部には切石が2段積まれている。下部は8寸、上部は7寸の成、幅は両方とも6寸である。上部の石の上端は側面から3寸入った部分のみ仕上げられ、内部に近い方はノミ切のままである。また、下部の石も側面から3寸幅の部分と、その内側に2分ほどの段差をつくり、上の石と接続面が綺麗に見えるように整えられていた。側面も外部から見える面のみ仕上げている。角石は隅切が施されている。

柱脚の礎石と、壁下の切石の間に90mmほどの隙間があり、粒子が細かい黒い土を詰めていた。



写3-3-31 磐石

3. 軸部・架構

柱は土台立ちで、材種は南面開口部の戸当たりが付く柱のみ青森ヒバで、その他は栗である。1階中央から西寄りに建つ柱は仮設の柱であり、床梁の下中央にある柱納位置と異なっており、今回工事にて中央に移設した。外周柱は、1階部分は貫を3段、2階部分は貫を2段通している。

中央の梁は桁に架かり、その上に棟木が載る。棟木は成480mm、幅180mmと大きな断面を持ち、その上に158mm角の垂木を2尺間隔で配置する。垂木上に化粧板を置き、土を截せている。

妻面は棟木を受ける部分には束ではなく、桁上に成173mmの角材を挟んでいる。

2階床は1間毎にかかる小梁に根太を1.5尺間隔にかけ、床板を截せる。

階段は南開口部側に設置し、2階床面に建具を設け、閉じることができる。修理前、文庫蔵床面にはかなりの不陸があり、階段下は盛り上がった状態で階段下に高さ調整の板が一枚挟まれていた。修理後、床面を建具敷居高さに合わせて組んだが、階段の段板を水平に受けたところ、180mm程高さが不足したため1段の足台を設けた。

4. 屋根

屋根は覆屋があるため、化粧野地板の上に杉皮を置き、土を厚さ120mmに塗り、漆喰仕上げている。

5. 土壁

土壁は腰壁部分と、西面の雨漏り箇所の一部のみ解体した。腰壁下地は成480mm、幅40mmの間渡しを4.7寸間隔に柱の外側を欠きこんで和釘で取付けられていた。間渡しの内側に45mm角の縦桟を5寸間隔で立て、繩で結ぶ。この繩は礎石から間渡し5本分は麻繩で、その上は蔓繩であった。間渡しから太繩を下げ、トンボとしている。土の塗厚さは腰壁部分で210mm程あり、5~6回に塗り重ねられていた。

内部は砂漆喰仕上げである。

6. 建具

南面開口部は外側から、両開きの土戸・片引きの裏白戸・格子戸・網戸がある。そして土戸の養生とし

て格子状の衝立が取付けられ、土戸は常時間放され、扉を保護するための鞘が木製の扇状の楔で止められている。

北側開口部は、両開きの土戸・観音開き網戸、片引きの裏白戸・網戸がある。観音開きの網戸は、米蔵同様に開口部に木枠で釘止めされており後補である。

土戸は南面の内部側のみ黒漆喰で仕上げられ、開口枠も同様に黒漆喰であり、開口している状態が常とする意匠である。両方の土戸に鍵はなく、裏白戸・格子戸で戸締りを行っている。

南面に1ヶ所、北面に2ヶ所の窓があり、土戸・ケンドン式網戸、片引き板戸があり、土戸と網戸の間に鉄の格子が組まれている。南側開口部の土戸と同様に、内部のみ黒漆喰塗を施し、枠も同様で、意匠から考えると常時間放と判断できる。

文庫蔵は米蔵の建具と比較し、出入口に漆塗りの片引き網戸を設けており、仕様に差が見られる。

しかし、建具の敷居は比較的小さな石の上に置かれただけであるため水平を保つか難しく、開閉に難があつたため異なる仕様にしたと推測できる。



写3-3-32 下地



写3-3-33 内側の建具

第4項 覆屋

1. 平面形式

覆屋は米蔵・文庫蔵を覆う部分と、東側に水場を設けた下屋とで構成されている。米蔵の東側は主屋から北側敷地へ抜ける幅7尺の通り庭であり、南側から米蔵への入口となる土間、浴室、脱衣室、便所と続く。土間の南側は、台所として使用されていた流し場があつたが、今回の整備工事で撤去した。米蔵と文庫蔵の間は幅2.6尺の狭い通路となっている。

南側の1間の下屋は主屋下屋と連続しており、2つの蔵の前面空間であり、庭に面する部分は全面的に開放できる。

柱間寸法は柱内々寸法や柱断面寸法などの実測値を整理して算出すると、桁行梁行共に芯々6尺と推定されるが、既存の蔵に合わせて建てられ、なおかつ主屋との接続という面から、芯々6尺ではない部分も散見される。

2. 基礎

コンクリート基礎を打設するにあたり地盤を掘削したところ、米蔵と文庫蔵の間から、主屋側で発見された礎石高さより200mm程低いレベルに礎石と思われる1.3～1.8尺程の大きめの石が5個、直径5～7寸ほどの玉石が14個発見された。

また、南側下屋の西面に、間知石のように加工された石列が覆屋西面の礎石である切石に統いて2,100mmの長さで見つかった。現在の覆屋土台はこの上に載っていた。また間知石の下部には碎石が敷きこまれており、現覆屋以前に土留めとして機能していた可能性も考えられる。

礎石は南側下屋、通り庭東面及び東側下屋部は直径8寸～1.2尺程の花崗岩自然石が配されていた。北面は柱脚に礎石がなかった。西面は幅130mm・高さ400mmで長さが2～3尺の切石が積まれた箇所と、高さ200mmが2段積みの箇所がある。切石上端には柱を受ける太柄穴が3尺間隔で施されているが、現在の柱位置とは異なっている。

礎石がなかった北面には米蔵で撤去した礎石を転用し、整備した。



写3-3-34 間知石



写3-3-35 西側の切石

3. 軸部・架構

柱は120mm角、4,636mmの長さで、1間間隔で立つ。材種は杉で表面に手斧痕が残る。下屋部分も120mm角であり、改修の痕跡が残る。

土台は136mm角で栄材である。東側下屋の土台は便所部分のみが杉材で、他は栄材である。

柱間に1.5尺間隔に60mm角の間渡し材を通して、外壁を受けている。貫はない。

西面に雨漏りが発生し、桁・柱がかなり腐朽していた。この部分は土壁もなく、内部の板壁のみ残った状態であった。

主屋との繋ぎ部分は、小屋組に斜材を用いてトラス風にし、またボルトなどを用いて鴨居を上部から吊り、柱を大胆に抜く構造をしている。南側下屋も、5間も飛ばして架けられた梁に下屋の登り梁を架けている。覆屋は全体的に柱を抜き、梁断面などが小さくトラスが成立していない事などから変形が進み、あちこちに鉄骨パイプを建てて補強を行っていた。

小屋組は棟木を支える棟束を、二つの蔵の屋根部分に載せた横木の上に立て、棟木と桁を繋ぐ成150～167mm、幅120～130mmの登り梁を1間ごとに配

置する。登り梁と横木には105mm角の斜材が補強として配されている。登り梁は部分的に新しい材に取替えられているが、棟束・横木・補強のための斜材は手斧痕の古材である。母屋は120mm角で3尺間隔、垂木は60mm×42mmで2尺間隔に配される。

小屋組は一見トラス組に見えるものの、下弦材がなく、横木を二つの戸の屋根部分に載せただけでトラス組が成立していない。そのため、屋根荷重が戸の屋根に直接かかってしまい、戸の壁を垂直方向に押して壁と壁下に配された切石積の変形を防いでいた。

主屋との繋ぎ部分の小屋組は、前述のように斜材を用いてはいるが变形型である。

母屋材に架かる垂木は、西面と東面の棟付近では4.6寸勾配であったが、東側下屋にかけて5寸勾配となっていたため、垂木が折れ曲がっていた。

4. 屋根

屋根は波型鉄板葺きであったが、それを剥がしたところ桟木の下に古い波型鉄板葺が見つかった。その下には全面的に柿葺、そして野地板が葺かれていた。西面の柿葺は全面的に葺かれて屋根形状をなしているが、東側は柿板が裏返しや上下が様々な状態で葺かれており、下葺きとして何處か使いまわした材料ではないかと考えられる。西面の状態をみると、建設当初は柿葺であった可能性も考えられるが断定はできない。柿板は長さ270mmである。野地板は若干の傷みは見られる程度であった。

また、北西屋根の端部から破風板の形状をした野地板が見つかり、転用したものと思われる。

東側下屋及び南側下屋の屋根は波型鉄板葺であつた。その下に鉄板縦ハゼ葺、その下に鉄板横葺が見られた。そして、柿葺が全面に葺かれており、その柿葺の上に菱葺をとめるハゼ押えの下地が留められていた。また、菱葺鉄板の材料が屋根面に残されていた。一部、菱葺の鉄板（大きさは364mm角と、410mm角）が残されている箇所も壁際にあった。

柿板は裏返しや上下が様々な状態で使用されていた。軒先には、後補の改修の際に行われたと思われる鉄板が差し込まれていた。

開口部の庇の傷みは酷く、波型鉄板もほぼ銷びていた。その下の猿頭の多くは取れてしまい、板材もほぼ全面的に腐朽していた。

5. 板壁

外壁は全面縦板張りで、幅330～360mm、厚さ9mmの杉板で、南・北面には長い板を用いていた。目板は36mm幅である。土台に当たる部分に水切はなかった。

西と北側の増築にあたり、繋ぎ梁のための仕口穴があけられていた箇所がある。

下端の傷みが酷く、欠損やひび割れも認められた。

6. 建具

間仕切りの改修や増築に伴い、建具の入れ替えなどが行われていたが、使わなくなった建具は米蔵に収納されており、今回工事の復原にあたり、多くの建具を再利用することができた。

継続利用の建具に關しても、下框に添木の修理や戸車の取付けを行っているものも見られた。



写3-3-36 屋根の柿下地



写3-3-37 底の猿頭痕跡

第4節 建物の変遷

第1項 番付・墨書

解体に伴い、小屋組や軸部から2種類の番付が見つかった。また、増築部から年紀を伴った落書きの他、壁下地から発刊日が判る新聞も確認できた。これらを図3-4-1にまとめる。

2種類の番付は主屋部分と覆屋のもので、主屋は2階座敷小屋裏と通り庭の1階桁、上・下座敷の大引材に「いろは」と漢数字の組み合わせ番付が書かれていた。主屋西を「い」とし、3尺ごとに番付し、東を「そ」とする。また小店南を「一」とし、主屋2階屋身舎の北側で、オエと台所の境を「十三」とする。南北方向は、一から九までは3尺間隔とし、そこから北は6尺間隔となる。

別の番付は覆屋に付けられたもので、主に東側下屋の梁上端に「いろは」と漢数字の組み合わせ番付が書かれていた。発見された番付から、南北隅を「いーー」

とし、西から東にかけて「い」から「ら」、南から「一」とし北面を「十七」とする。「いろは」は柱筋ではなく、桁上の妻面の小屋束で振り分け、漢数字は3尺間隔としている。

2種類共に南西角が起点である事から、構造が異なる二棟を分けていた可能性もあるが、建てられた時期が異なるためという事も考えられる。

年紀の入った記述は、主屋西便所の南面外壁下見板の裏面に鉛筆書きで、「昭和拾年四月廿日 □町佐藤朝治与、城町池永八歳」とあり、便所が昭和10年(1935)に増築された事が判明した。

また、通り庭上部の2階部屋は、松倉氏からの聴き取りにより昭和期の増築という事であるが、小壁の下張りに使われた新聞紙に「大正十五年」の年紀がありそれを裏付けるものと考えられる。

主屋西便所と2階部屋増築が同時であるかは不明だが、昭和初期に改築が行われたのは確かである。

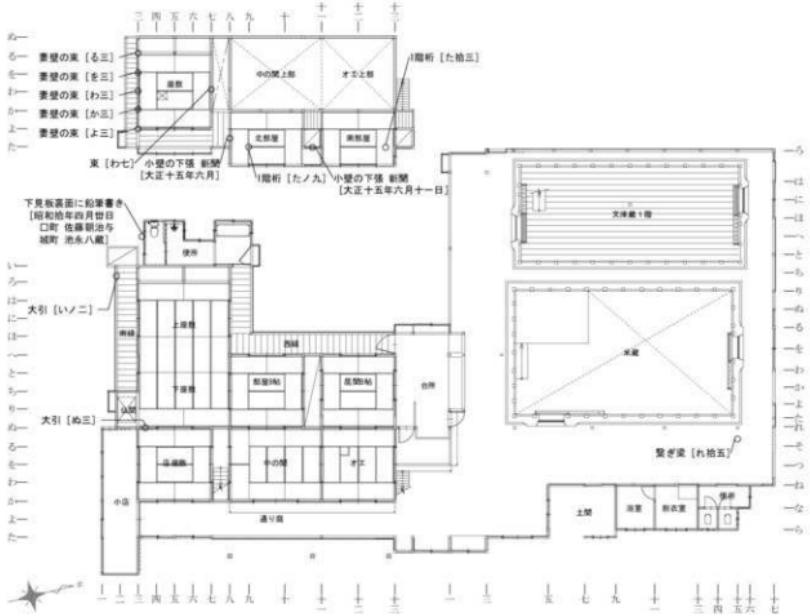


図3-4-1 番付他の墨書

第2項 日記に描かれた絵図

『松倉家日記』の明治22年2月の記述に、秋田市長宛に松倉家が所有している建物や土地についての届出の写しがあり、簡易な建物平面図と規模の記載がある。

(以下、日記記載)

建物坪数及居宅地価金御届

一、建物 百武拾七坪

秋田市馬口勞町二十五番地

一、地価金 七拾圓六拾九錢三厘

同 二十六番地

(略)

右之通相違無之候条此段御届申上候也

明治廿三年二月廿六日

秋田馬口勞町式拾番地 松倉庄右衛門 印

(絵図)

明治廿三年二月 三月十日御届

絵図に描かれた主屋部分と思われる建物は5間×11間の55坪。続く西側に土蔵が2間×3間の6坪、その西側に1間半×2間の3坪。北側に2棟の土蔵が描かれ、東側は2間半×6間、西側は3間×6間である。その土蔵を覆うように9間×7間の63坪が描かれ、主屋とこの覆屋で計127坪である。

現在の東側土蔵は米蔵で4間×6間、西の文庫蔵は2.5間×6間とこの絵図と規模が異なるが、両土蔵ともに江戸期の建立年代根拠があり、日記に描かれた土蔵は現在の土蔵2棟と推定でき、規模の記載が間違った可能性がある。

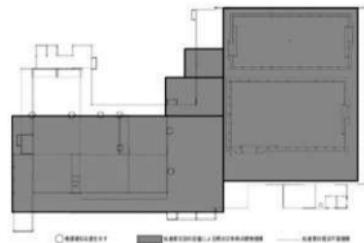
絵図の1間を6尺に換算して描いた図面と、現在の松倉家の平面図を重ねたものが図3-4-2である。蔵2棟に対して覆屋の規模は空間にゆとりがある大きさではない。また敷地との関係性からみると、絵図に描かれた主屋と覆屋のすれば、もう少し大きい可能性がある。主屋部分が5間幅という事は、通り庭と座敷が2列の町家形式と考えられ、絵図の精度から詳細な事は判断できないものの、明治37年の大火前の松倉家も秋田の町家形式であったと想像できる。



写3-4-1 『松倉家日記』の届出写し（部分）



写3-4-2 写3-4-1の絵図部分の拡大



写3-4-2 絵図と既存建物を重ねた図

第3項 松倉氏からの聴き取り調査内容

松倉氏に、平成23年4月、秋田市文化振興室職員が建物改修履歴について聴き取りを行い、まとめたものが図3-4-3である。

主屋部分は主に水廻りと便所部分の改修が近年に行われ、また、2階部分は戦後の増築であると言われていたようである。その他、外部の付属棟増築の情報が得られた。覆屋南面の庭に面した部分に広縁があつたという事がだが、痕跡を詳細に確認したが見いだせなかつた。独立して簡易に設置されたものだったのではないか。また、女中部屋に上る梯子だが、米蔵に保管されていた梯子が2つあり、両者の長さを女中部屋にあてて確認したが、いずれも高さが不足であったため、復原には至っていない。女中部屋に入る建具も、北面は痕跡から後補であると判断される。

台所を改修する以前は、主屋と覆屋境の土間の広い部分に水場があり、水道を引き、排水管も備えていた。かまどがあったと伝え聞くが、その場所にかまど痕は確認されなかつた。

第4項 建物の変遷

建物変遷を検討するに当たつての根拠は、第5節現状変更にて各詳細を記す。ここでは、松倉家住宅の明治39年時の当初から、西側便所と2階子供部屋を増築した時期、建物外部に各所に増築された解体前の時期の3期に時代を大きく分けて変遷を示す。

①建築当初の平面の概要

明治37年8月の大火の後、米蔵の仮床等を仮住居とし、2年後の明治39年5月に上棟を迎えている。残念ながら『松倉家日記』に当時の記載がないが、土に埋もれた旧礎石や、前述の日記に書かれた明治22年頃の建物規模との比較から、覆屋の西側基礎等の部分的な再利用が行われた可能性は考えらえる。

建設当初は主屋の2階座敷は南側に1間のみである。また西側便所も無かつたか、若しくは規模が小さかつたと思われる。この部分の西庭に面した雨戸の戸袋は当初のもので、戸袋のみが飛び出た形式で取付け事は考えにくいため、西側に小規模の便所や物置が戸袋と一緒にあったと思われる。

台所に関しては、レンガ敷や束石などが発見された

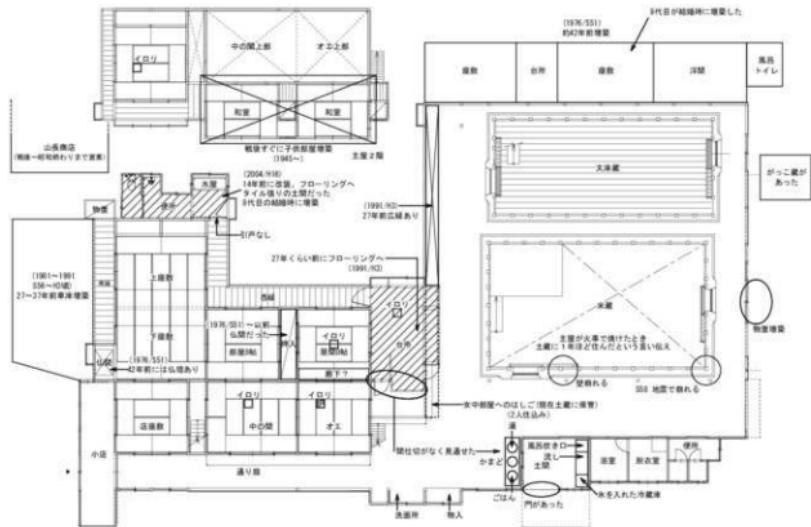


図3-4-3 平成23年4月25日 松倉氏へ聴き取り調査内容

が、板の間・女中部屋との関係性が明確ではなく、かまどとして使用された痕跡も確認できなかったため、板の間敷を当初とした。

覆屋東の風呂・便所についても詳細は後述するが、建築当初は風呂が一間で脱衣室が無かったと思われる。

②大正末期～昭和初期

主屋2階に子供部屋を増築したのは、家人によれば戦後と伝わっているが、小壁の下張りから大正15年の新聞紙が見つかり、昭和初期まで遡る可能性がある。また、主屋西側便所は外壁の大工による落書きから昭和10年に増築したことが分かる。

また、覆屋の風呂部分は床面土間の一部にモルタルが確認され、脱衣室が設けられたことが推察できる。浴室に使用されたタイルも大正期後半の製品であり、この頃に2階、便所、風呂が改修整備されたと考えられる。

③戦後～解体前（平成30年）

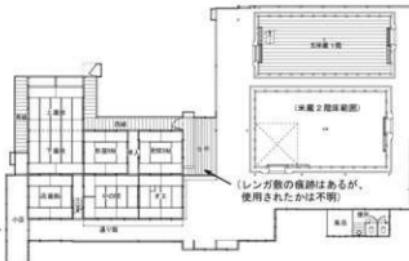
戦後、主屋南西側に山長商店を増築し、化粧品等の小売店を営んでいる。上・下座敷の南縁から店舗への通路として壁を抜き、また車庫を増築したため南側の庭を撤去し、堀を改造している。

台所は度々改修を行ったと考えられ、いつの時点かは判明できなかったが、間仕切り壁を設け、板の間の段差をなくし、流し台を設置するなどの大改修を行っている。

覆屋の風呂部分は、脱衣室の規模を大きくするため、便所の小便器スペースを改造し、開口部も改修している。また便所手洗い場を北側に増築した。

覆屋西側に昭和50年頃に座敷と台所、風呂、トイレの72m²程増築した。北側には物置を増設した。

①【当初】西側便所と2階部屋がない。



②【大正末期～昭和初期】西側便所あり。2階部屋あり。



③【戦前～解体前】外部に店、車庫、西側の増築など解体前

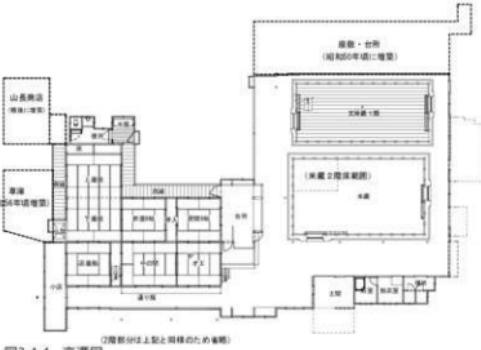


図3-4-4 変遷図

第5節 現状変更

概要

松倉家の主屋・米蔵・文庫蔵・覆屋は、解体工事に伴う諸調査の結果を基に、主屋は久保田城下町外町の伝統的町家の形式を継承した秋田を代表する大型伝統的町家として、明治39年の建築当初の姿に復原することを基本とする。米蔵・文庫蔵については、後世の改造があるものの、その時期が明らかではないため、それぞれ建築当初の姿に復旧することとする。

なお、覆屋に関しては、水回りの改修が度重なっているため判明した中で最も古い姿に復旧した。

現状変更内容

【主屋】

1. 台所を東西2間半、南北1間半の吹き放ちの板の間に復し、西面のガラス窓を441mm東へ移動する。
2. 中の間と才工東側の通り庭2階部分及び北端の階段を撤去して吹抜とし、東・北・南面上部をガラス窓・土壁・障子戸に復するとともに、天井を南北方向の棹縁天井に復する。
3. 南縁西端の物置を撤去し、板戸片開きを土壁に復する。
4. 便所の床板張を撤去してタイル張りを現す。
5. 建具を次のように復する
 - (1) 便所の大便所と小便所境の板戸片引を撤去して大便所東側に板戸片開を復するとともに、水屋との境に板戸片開を復する。
 - (2) 南縁南面西端のベニヤ板壁を撤去して開放として、外部に雨戸を復する。
 - (3) 仏間と下座敷境に襖引違を復する。
 - (4) 小店南面出入口の鋼製ガラス戸引違を木製ガラス戸引違に復する。
6. 東面の窓鉄格子を復する

【米蔵】

1. 2階床および階段を撤去する。
2. 東・北側出入口の觀音開き網戸を撤去する。
3. 北東隅の土間部分に既存の床と一緒に板張の床を

整備する。

2. 北側出入口の觀音開き網戸を撤去する。

【覆屋】

1. 浴室と脱衣室境の間仕切りを撤去するとともに脱衣室と便所境の間仕切りを南へ半間移動し、便所北側の突出部を撤去して各南北方向1間半の浴室兼脱衣室と便所の2室に復する。

浴室兼脱衣室の西面北方に板戸片引、東面北端間に板壁を復する。また、内部は給湯室として床、流し台を整備する。

便所は東面南方および北面西方にガラス窓引違を復し、南東隅に小便所を復する。

2. 東下屋土間の東面北方1間分の壁、ガラス窓引違および北面東端の小壁を撤去する。
3. 東下屋土間の南側（通り土間突き当たり）の空間の東面の壁およびガラス窓引違を西へ606mm移動する。
4. 北面西側の窓を撤去する。
5. 窓鉄格子を復する。

詳細説明

【主屋】

1. 台所を東西2間半、南北1間半の吹き放ちの板の間に復し、西面のガラス窓を441mm東へ移動する。

<解体調査により判明した内容>

- (1) 床面から判明した内容
 - ・台所床板はすべて新しい建材で、床板を支える床組を支える東石は、既製品P.Cを使用していた。
 - ・一部、土に埋もれた礎石が解体前の床板範囲の外周部と同様の配置に見つかった。一部、レンガ敷きと被っている個所があることから、レンガ敷きの一部をよけて設置した可能性もある。
 - ・炉について、石を掘った炉がレンガ敷きの南側に見つかった。この炉は移動が可能であり、位置が特定できない。床下に焼土等は見つからなかった。
 - ・台所床組の下にレンガ敷きの痕跡が見つかった。レンガ敷きはかなりの痕と考えられるが、Y4通りにまたがって発見され、女中部屋に重なるように配置

されることになり、排気や熱気の問題が生じないかが疑問である。また、煙突などの痕跡は見つかっていない。

- ・台所床下だけでなく、居間 8 帖、オエの床下にもレンガが積まれた状態で多数見つかった。レンガ敷きの部分にあったかまどを解体したものである可能性がある。

(2) 床組材から判明した内容

- ・床組解体後、床周りを中心に調査した痕跡によると、X 9 通りの Y 2 ~ 4 の框側面は塗りの仕上げがなされている。上下で色の差があるが、これは後補の床組位置のためである。
- ・X 9 通りの Y 4 ~ 7 にかけては Y 4 から半間分のみ塗りの仕上げが施され、それ以外は木を斫った跡が残り、塗り仕上げはない。この研り痕は組み立てた状況では施工が難しいと判断される。これにより床根太の掛けとしてのアゴの痕がある。当初はここに根太を掛けたが、腐るなどしたため納穴を施工した可能性がある。X 9 ~ Y 4' の柱位置で、床の高さが変わっていると判断できる。
- ・Y 7 - X 10 柱の東面には塗分け跡と、それに合致する框が差し込んでいたと思われる痕跡がある。この位置で床に段差があり、一段下がった床板の高さは、X 11 の柱に残る床板を入れたと思われる痕跡の高さと一致する。
- ・X 11 通り Y 6 ~ 7 にある床板があった高さは、一段下がった床板レベルとほぼ同じである。
- ・X 9 - Y 4' の位置と Y 7 - X 10 の位置で床の段差があったことから、居間 8 帖から台所半間幅まで同じ床高さとなり、そこから一段下がって台所床板が続くと考えられる。

(3) 柱・桁材の痕跡から判明した内容

- ・Y 7 通りの X 9 ~ 10 間の戸袋上部の屋根納まりは、X 10 通り部分で桁・猿頭・屋根板が切断され、それに続くガラス窓の屋根を延長する納まりに変更されている。また、ガラス窓の鴨居は桁の役割もしており、この材は屋根垂木に下から止められていた。
- ・X 10 通りの Y 6 ~ 7 間には解体前は壁がなかった

が、柱には板壁が入っていた痕跡が両面に残っている。その他、X 10 - Y 7 柱の北面は化粧板を被せ、痕跡を隠している。ガラス窓の鴨居はこの化粧板に取付いていた。

- ・Y 6 通りの X 10 ~ 11 通りには、窓敷居と鴨居の痕跡の埋木が同じ高さに認められ、この位置に開口部があったことを示す。また、鴨居上部の柱側面と桁下端には小舞が取付いていた痕跡があり、土壁の小壁があったことを示す。

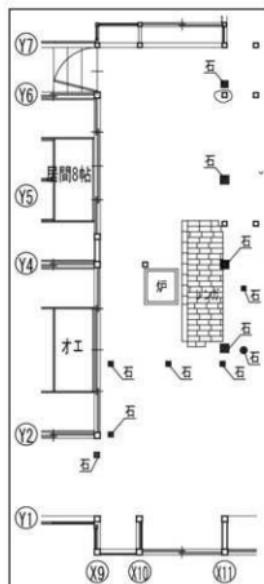


図3-5-1 床下の発見物



写3-5-1 台所床の解体状況

<痕跡からの検証>

台所部分の板の間の形状は、レンガ敷のかまどがあった可能性があるものの時期が不確定のため、これを除き、3段階に分かれる。

(1) 第1段階 当初

柱・框の痕跡から、高さが2段階の板張りであった。

①柱に板の間の段差の框である仕口痕がある。

②③の框から1段下がった位置に框の仕口痕がある。

③根太掛けや、框北面に塗仕上げがない事から、板床高さは疊と同じ床高さの範囲があった。

④一段下がった板床面の範囲があった。

(2) 第2段階

当初ではないが、板の間が低い高さにそろえた時期があった。また、現状床下から出た置き炉の位置は不

明であるが、使用されていた可能性がある。

①居間8帖と板の間境の框北側面に、薄い化粧板により痕跡を隠している。

②板の間の範囲が框側面の塗仕上げから判断する。

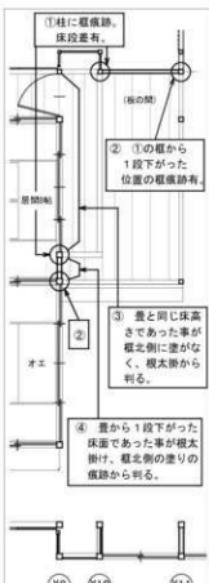
(3) 第3段階 解体前

<復原の結論>

板の間の形状は、框のはつり痕や塗仕上げ・柱の框仕口痕から、当初は第1段階の形態であると判明した。その後、第2段階を経て、間仕切り壁を設置した解体前状況に至る。

また、北側建具位置は、柱に残る痕跡から当初は455mm内側にあった事が判明したため位置を変更し、建具意匠は主屋東面のガラス窓を類例として復原した。それに伴い、戸袋に破風板を復原した。

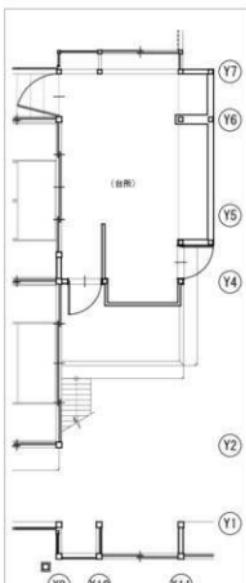
第1段階 当初台所



第2段階 台所



第3段階 現況台所



柱・框の痕跡から高さが2段階の床板張であったことが判った。

この形態は当初ではないが、いつの改修かの根拠は発見できなかった。二つの置炉の位置も不明である。

図3-5-2 変遷図

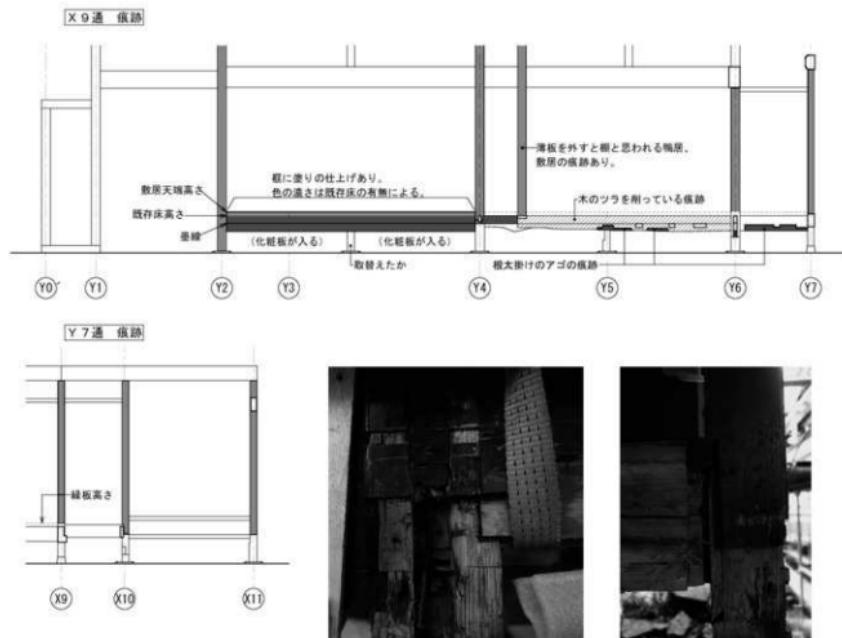


図3-5-3 痕跡図

写3-5-2 左：柱に残る床段差を示す痕跡（X9-Y9）

右：柱に残る床段差の痕跡（X10-Y7）

2. 中の間とオエ東側の通り土間2階部分および北端の階段を撤去して吹抜とし、東・北・南上面部をガラス窓・土壁・障子戸に復するとともに、天井を南北方向の棹縁天井に復する。

<解体調査により判明した内容>

(1) 2階部分の柱の痕跡から判明した内容

- ・松倉氏からの聞き取りにより、2階の6帖間2室は後補の増築であると言われていたが、年代は明らかではなかった。今回の解体調査で、南部屋の南側出入口上部の小壁や中央間仕切り位置の壁木摺り下地から、大正15年6月の新聞紙が見つかった。
- ・Y1通りのX5通りの柱北面・X9通りの柱南面には化粧板が張られ、窓敷居・鴨居・内法貫の痕跡を隠していた。また、Y2通りのX8・X9通りの柱東面にも、貫穴が2ヶ所と、中の間とオエ上部にかかる小梁の先端を隠す埋木が1ヶ所見つかった。

・X5通りのY1～2通りに関しては、2階座敷廊下の高さに合わせた雑巾摺があったと思われる痕跡と、鴨居より1.2尺ほど下がった位置に鴨居があったと考えられる痕跡が認められた。

(2) 壁から判明した内容

- ・X1-Y9の北外壁の漆喰壁には、猿頭を伴った庇がぶつかっていた痕跡が残っていた。
- ・壁面の下地は、2間の長押の高さで仕様が異なり、下部は小舞下地、上部は木摺り下地であった。

(3) 天井・小屋組から判明した内容

- ・Y1通りX5～8に係る2階梁下には、柱の枘穴があり、1間毎に柱が建っていた事が分かる。また、X8～9には柱を抜くために後から入れた梁180×110が確認された。
- ・通り庭上部のX6～7間、X8～9間には半割材の小梁が入り、天井の吊子のための釘穴が残っていた。

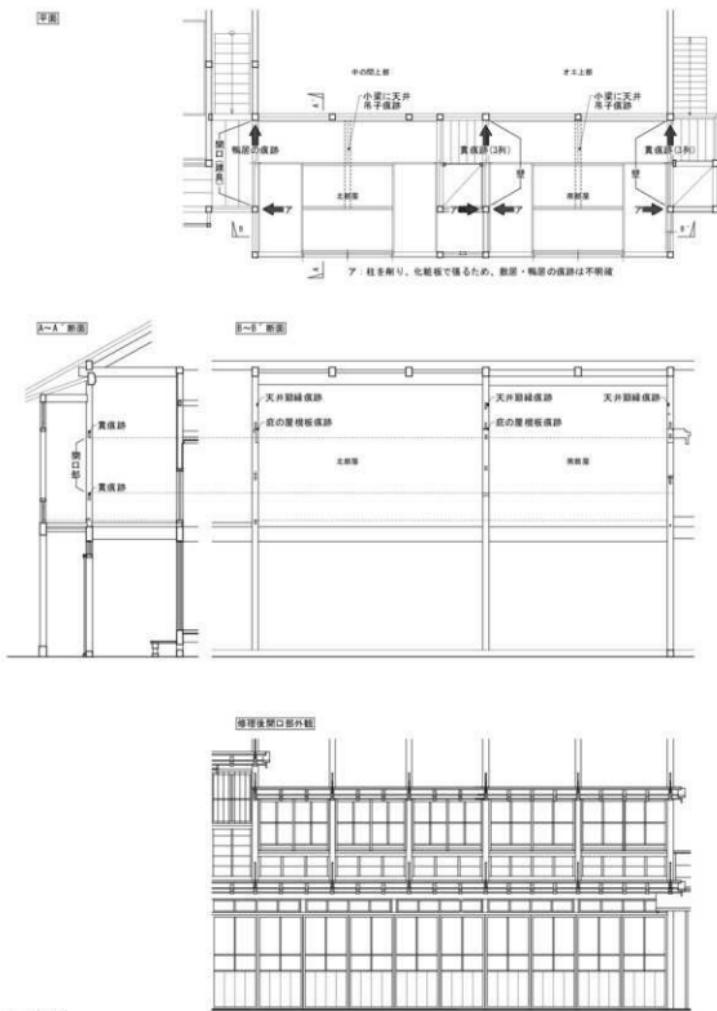


図3-5-4 痕跡図

<復原の詳細>

上記の検討から、2階部分は昭和初期に増築したものと判断し北側階段と共に撤去した。通り庭上部のX8とX9通りには壁を復原し、X5通りには開口部に縦格子の障子を設置した（活用のため、この障子は取外し出来ないようにしている）。

天井は長押位置での壁下地切替えから、柱に残る長押取付けとなっていた欠き込み位置に天井廻縁を設け、天井吊子の痕跡から、南北方向の棹縁天井とする。天井板の張り方は、2階座敷及び廊下と同様の大和張りとした。



写3-5-3 貫痕跡



写3-5-4 天井吊子



写3-5-5 左:柱に貫痕跡



右:壁に底の痕跡



写真3-5-6 底痕跡

3. 南縁西端の物置を撤去し、板戸片開きを土壁に復する。

<解体調査により判明した内容>

解体当初、南縁の西側に物置のための建具が設えてあったが、南縁南西角柱の北面と、その対になる柱面に小舞跡が残っていた。

<復原の詳細>

敷地南西側に昭和初期に建てられた店があり、主屋との接続部がこの南西角にあたっていたことから改造が加えられており、物置も同様に改造されたものと考えられる。柱間に小舞跡が残っている事から、土壁として復原し、仕上げは縁側に用いられている貝壁とした。

4. 便所の床板張を撤去してタイル張りを現す。

<解体調査により判明した内容>

(1) 便所部分の南側外部下見板の裏側に「昭和拾年四月廿日□町佐藤朝治与 城町池永八蔵」の鉛筆書きが見つかった。

(2) 床板を剥いだところ、床面にタイルを張った階段と床が確認された。また、腰壁のタイルも床まで統一していた。

(3) 手洗い場とタイル張りの便所の境には間仕切りがあり、片開き戸があったことが丁番の痕跡から判明した。

(4) 解体時は南側に豈1帖分の洋便器ブースであったが、この部分は東側に半間幅の通路が通り、2段上がって西側に豈半帖分の和便器が設えられたブースとなっていた。その和便器に並列するよう北側は小便器が設えられていた。

<復原の詳細>

使用されていたタイルの裏面に刻まれたマークは2種類あり、大正5年に設立した佐藤化粧煉瓦工場のものである。便所に使用されているタイルは大正期から製造されたものであり、外壁下見板に見つかった「昭和拾年」の年号から、この便所部分の増築はこの時であると言える（使用されたタイルに関しては、第4章資料に後述する）。

解体調査により判明した事から、水屋と便所部分の

境内に間仕切りと片開きドアを設け、床板は撤去してタイル張りを表すこととした。また、和便器ブースを復原した。

タイルは基礎工事の際に、床部分については階段部分のブロックを解体し、それ以外は解体撤去した。また腰壁や見切りタイルに欠けが多数見られた事から、新規のタイル張りとした。この際、使用されていたタイルはすでに生産中止であったため、既存寸法 110mm 角ではなく 108mm 角のタイルの似かよった製品を使用した。



写3-5-7 便所の床板張撤去状況



写3-5-8 便所の外壁腰壁板に書かれた船筆書き



写3-5-9 便所のタイル裏面マーク

5. 建具を次のように復する

- (1) 便所の大便所と小便所境の板戸片引を撤去して大便所東側に板戸片開を復するとともに、水屋との境に板戸片開を復する。
- (2) 南縁南面西端のベニヤ板壁を撤去して開放として、外部に雨戸を復する。
- (3) 从間と下座敷間に襖引違を復する。
- (4) 小店南面出入口の銅製ガラス戸引違を木製ガラス戸引違に復する。

<解体調査により判明した内容>

- ・(1) に関しては前述したので省略する。
- ・(2) については、雨戸の戸袋西側に戸当たりが取付けられていたが、その形状が東側から雨戸を受ける形状となっており、原位置とは逆方向であった。主屋南西隅の柱には解体前には戸当たりがなかったものの、釘の痕跡があり、戸袋部分に取付けられていた戸当たりの釘位置と合致した。

また、雨戸の鴨居・敷居が隅柱間で延長していた。隅柱から 7 寸ほど離れた位置の敷居には、雨戸の鍵である猿落としの掘り込みも確認できた。

この他、雨戸敷居には 3 ~ 6 尺間隔で敷居に溜まる雨水を落とすための穴が掘られていた。

- ・(3) の位置は、解体前に押入に从壇が設置されており、常時開放するために襖が取外されていた。開口部には鴨居・敷居溝が 2 本あり、また、解体前に米蔵に収納されていた建具の中に、表面のみ仕上がり寸法が合う襖が 2 枚見つかった。

ちなみに从壇は家の聴き取りによれば、下座敷押入れに位置する以前は、部屋 8 幢と居間 8 幢の境にある奥行半間の押入部分に置かれていたという。

- ・(4) については、銅製建具を撤去したところ以前の鴨居痕跡が認められ、その端部である檻材が確認できた。鴨居の大きさは成 7 寸、幅は 3.5 寸で、鴨居上部と桁下端の隙間は 1.1 寸となる。桁下端には漆喰塗の痕が残っていた事から、この狭い小壁にも漆喰塗が施されていたことが分かった。

<復原の詳細>

- ・(1)は前記述。
- ・(2)は同じ雨戸の仕様で新規に製作した。なお、明り取りである障子紙張りの部分は、雨水による破れなどの影響を心配したが、軒の出が大きい事から障子紙を張る事とした。
- ・(3)は米蔵に収納してあった襖を修理して取付けた。
- ・(4)は鴨居を柳材で新しく取り付け、鴨居と桁の間に小舞を組んで漆喰塗を施した。木製建具のデザインは、昭和期に撮影された松倉家の写真を参考とし、框や棧の太さは他の木製格子戸を参考に復原した。ガラスは現代の透明ガラスを用いた。



写真3-5-10 水屋と便所棟の板戸戸口開き戸



写真3-5-11 修理前 小店南面出入口の鋼製ガラス戸



写真3-5-12 修理後 小店南面出入口の木製ガラス戸

6. 東面の窓鉄格子を復する

<解体調査により判明した内容>

- ・Y1通りの柱に残る敷居・鴨居の痕跡と、外壁面に残る疵痕跡から、2階部分東面の開口部高さが判明し、連続した開口があったことが分かった。
- ・開口部の上下枠には直径9mmの掘り込みが約3.5寸ピッチであったことと、建物周辺に直径9mmの鉄筋丸棒が見つかったことから、開口部に縦格子として取り付けられていたことが判明した。また、開口上部の庇を支える金物が欠損している箇所が多く、残っている金物と同様のものと作成して取り付けた。なお、覆屋の開口部に関しても同様であり、前記述2.の通り庭上部吹き抜けの部分も参照されたい。



写真3-5-13 開口部下枠に縦格子用の掘り込み痕跡

[米蔵]

- 1. 2階床および階段を撤去する。

<前提条件>

前述にあるが、米蔵は柱に板壁溝の有るものと無いものが混在し一樣ではない事、柱材種が多様である事、南面の開口部の痕跡などから、移築されたか、転用材を使用している建物である。

<解体調査により判明した内容>

[西・東面]

- ・痕跡は3種類に分類でき、大引仕口が黒くなっているもの、黒くなった仕口上に新しく削ったもの、削った面が黒ずんでいないものである。
- ・仕口痕跡の上に、際根太が釘打ち（丸釘）されている箇所がある。
- ・東面の開口部上部には、開口部框で切り取られたような仕口痕跡がある。

【北面】

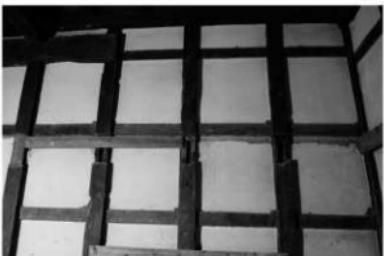
- ・根太掛けが全ての柱に釘打ちされている。

【南面】

- ・現状の米蔵で2階床は南西部分にあり、(米X5通り)の土台から2500mmの高さに大梁をかけ、大梁の直交方向と平行方向に1間間隔で小梁を設け、1.5尺間隔に根太を渡す。壁際には際根太を設ける。
- ・2階床を解体した際、小梁があった部分の柱(西面・米X3、南面米Y7)に削った痕跡が見られた。削りは粗く、柱が建ったままの状態で削ったと考えられる。



写3-5-14 修理前2階床組状況



写3-5-15 2階床組痕跡図

<痕跡からの検証>

柱に残る痕跡から、2階床の範囲には3段階あることが分かった。

(1) 第1段階

移築された後かそれ以前かは不明だが、北側3スパンは東西柱に対応する高さ・位置に梁の仕口痕があることから、図の範囲に床が張られていた時期がある。

(2) 第2段階

第1段階の床を判断した柱の梁仕口痕との風食具合が異なり削りも粗いが、同様の位置に梁仕口痕があり、根太掛け・際根太が洋釘で打った状態で残っていることから、図の範囲に床が張られていた時期がある。

(3) 第3段階(現状2階床範囲)

第3段階の床が、第1・2段階の床と同時期にあつたか否かを判断できる痕跡はなかった。

また、第2段階と第3段階の床高さに若干の違いがあった。第3段階床を組む際の柱仕口の施工は、削りも粗いため米蔵が建った状態で施工したと分かる。

<復原の結論>

建築当初、2階床は無かったかもしくは部分的な床範囲であり、全面的な範囲の2階床ではなかつたことが分かった。また、範囲の変遷と時期の特定はできなかつたため、2階床は設けずに復原整備を行つた。

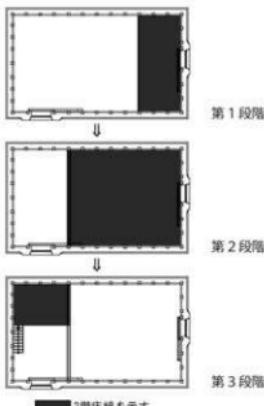


図3-5-5 2階床組痕跡図

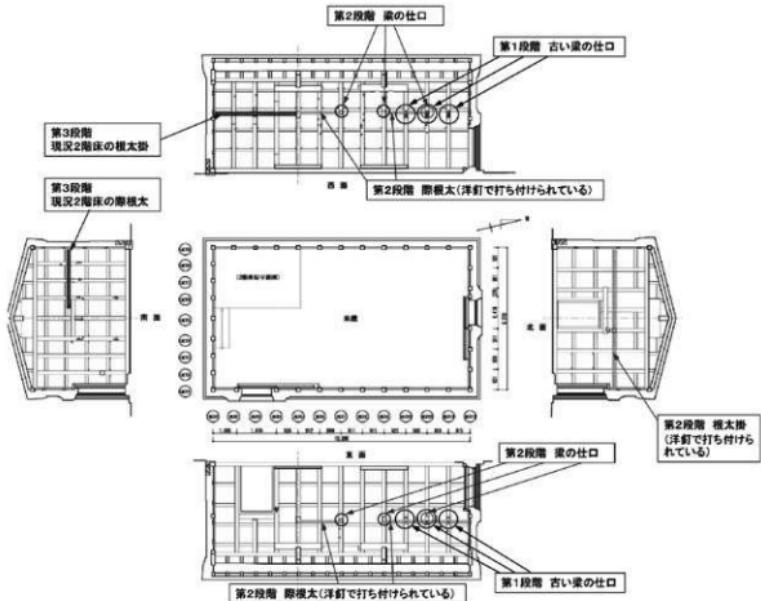


図3-5-6 2階床組痕跡図

2. 東・北側出入り口の観音開き網戸を撤去する。

<解体調査により判明した内容>

- ・観音開きの網戸は、枠を戸出入り口の左官仕上げ部分に洋釘で止め、そこに丁番で網戸が開閉できるようになっていた。

<復原の詳細>

- ・内部の木製建具にも網を張っており、観音開きの網戸は明らかに使用勝手のいい後補と判断し、撤去した。

[文庫蔵]

1. 北東隅の土間部分に既存の床と一連に板張の床を整備する。

<解体調査により判明した内容>

- ・文庫蔵の大引は西側に長さ 10 尺の材、東側に 6 尺の材を 3 尺間隔で配しており、床組が失われていた北東隅は、6 尺の大引が 5 本欠損していた範囲であ

る。

・文庫蔵の床下は湿気が多く、残っていた大引、根太、床板とともに腐朽が進んでいた。

<復原の詳細>

欠損した床面は、床組材の腐朽が進んだことにより撤去されたと考えられることから、他の部分の仕様と同様に床組を復旧した。

2. 北側出入り口の観音開き網戸を撤去する。

米蔵と同様。

[覆屋]

1. 浴室と脱衣室境の間仕切を撤去するとともに脱衣室と便所境の間仕切りを南へ半間移動し、便所北側の突出部を撤去して各南北方向 1 間半の浴室兼脱衣室と便所の 2 室に復する。

浴室兼脱衣室の西面北方に板戸片引、東面北端間

に板壁を復する。また、内部は給湯室として床、洗面台を整備する。

便所は東面南方および北面西方にガラス窓引違を復し、南東隅に小便所を復する。

<解体調査により判明した内容>

①床組

- ・脱衣室部分の床板を撤去したところ、解体前の土間コンクリートの他、浴室に入る手前部分にも土間コンクリートがあった。

- ・便所のブースに上がる踏板のX 17通りの部分に面取りがあった。

- ・前述したが、便槽が2ヶ所見つかった。

②軸組

- ・X 16通りとX 17通りの中央に土台があり、その中央に柱の枘穴が確認された。また、同じ通りの窓位置にも柱の痕跡が軒から見つかった。

- ・現状の小屋梁はX 15通り、X 16～17通りの間にあるが、X 15～16通りの間に小屋梁が入ってた痕跡があり、母屋の縦手もこの位置にあった。

③間仕切

- ・Y 0～Y 1間のX 14～15通りにある間仕切りは、ベニヤ板などを用いた簡単な造りで、明らかに後補である。

- ・Y 1通りX 16の柱は、板壁に半柱を取付けたような仕上げで、軒下にも枘穴はなかった。

- ・Y 1-X 17柱の南面に、鴨居・敷居の痕跡が見つかったが、便所の窓の高さとは異なっていた。

- ・覆Y 2通りのX 13～15通りの敷居・鴨居は一本溝である。また、X 13～14部分の上部には開口部上の庇と考えられる痕跡があった。

- ・覆Y 2通りのX 15～16の中間

柱からX 16～17間の柱間には、一本溝の鴨居と敷居が残っていた。それに続くX 18までの1間は、敷居は1本溝、鴨居は2本溝であった。

- ・覆Y 2通りのX 18柱の北面には板壁の痕跡があった。また、同じ通りのX 19柱の東面には鴨居・敷居の痕跡が認められた。

④壁

- ・解体前の風呂は、腰壁をタイル張り、腰上を板壁としており、この板は幅広の板を3寸幅に見える溝切加工した板であった。

- ・風呂場に張られたタイルは淡陶株式会社（現在のDanto Tile株式会社）で製造された2種類があり、浴槽近くの壁には昭和10年以降に製造され、それ以外の洗い場に張られた腰壁のタイルは大正10年以降に張られたものであった。

- ・脱衣室の便所よりの腰壁は二重に張られており、上の板を剥がすと便所の腰壁に張られていた板と同様の幅広の板壁が確認できた。



図3-5-7 覆屋東側下屋変遷図

図3-5-8 覆屋東側下屋変遷図

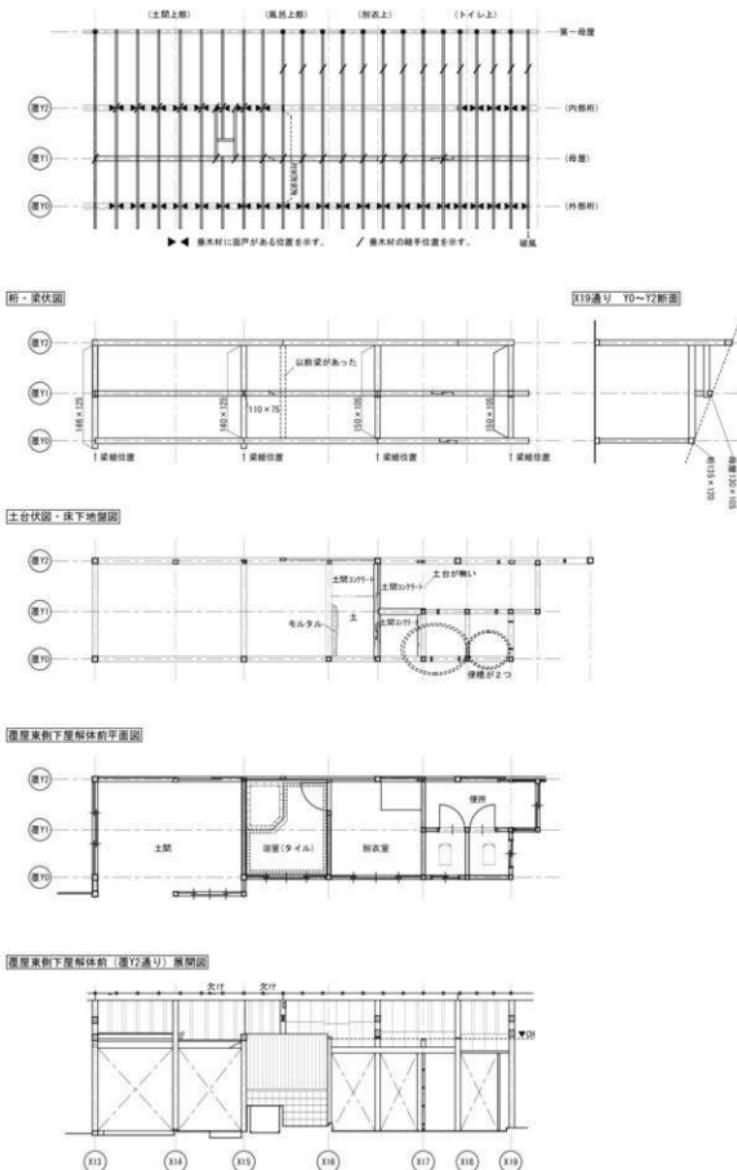


図3-5-8 覆屋東側下屋変遷図

⑤屋根・垂木

垂木は数ヶ所で離手があり、また、現在の面戸の場所とは関係のない面戸溝が切られていた部分が見つかった。現在の面戸は軒先桁の上に入っているが、覆Y 2通りから東に3尺の箇所で、X 13～X 15・16の中間まで面戸溝が入っていた。

<復原の詳細>

覆屋下屋は水廻りであることから、何度か改修が行われたと考えられる。便所部分は便槽の範囲と、X 16～17の中間部に柱柄が見つかり、壁に小便器の痕があったことから、大便器2ヶ所に続き、南側に半間幅の小便器スペースがあったと考えられる。この際、解体前に北側に拡張されていた手洗い場はなく小窓があった。便所に出入する開口部は引違ひ板戸であったと考えられる。

便所に隣接する風呂場は、小屋裏に残った梁位置から想定し、当初は脱衣場が伴わない1間幅であった時期があった。その後、便所南側に半間の脱衣場を設けた風呂場となつたと考えられる。風呂場も何度か改修された事から、2種類のタイルが使用されていたと思われる。

風呂場南側の土間部分は、風呂用の窓やボイラーを設置するスペースとして転用されたが、当初は6尺幅の大戸が一本引きで通り、米蔵へ物資を運搬する際の動線であった。また、その大戸上部に残る庇の痕跡と、垂木に残る面戸溝から、屋根は土間全体にかかっていない時期もあったと思われる。

この覆屋下屋部分は何度か改修が行われているが、便槽の位置や軸部に残る間仕切りの位置、建具の形式をもとに復原を行った。なお、変遷図も参照されたい。

2. 東下屋上間の東面北方1間分の壁、ガラス窓引違および北面東端の小壁を撤去する。

<解体調査により判明した内容>

- ・この部分の敷居・鴨居は2本溝であった。

<復原の詳細>

- ・便所の手洗い場を北へ拡張した際、引違ひ窓の片

方を撤去し、小壁を設けて1本引きに変更している。便所の復原で拡張した手洗い場を撤去したことから、建具を当初の引違ひガラス戸に変更した。

3. 東下屋上間の南側（通り土間突当たり）の空間の東面の壁およびガラス窓引違を西へ606mm移動する。

<解体調査により判明した内容>

覆Y 0通りのX 12、X 13の柱の対面には、腰上窓用の敷居・鴨居の痕跡が確認された。また、腰下には板壁の痕跡が残っていた。

<復原の詳細>

建具位置を西側へ移動し、柱の敷居・鴨居痕跡から建具の寸法は、既存の4枚引違ひガラス戸と同様であるため、再利用した。また、腰壁は東側下屋の外壁と同様の縦板張りとした。

4. 北面西側の窓を撤去する。

<解体調査により判明した内容>

窓が取り付いた北西隅の柱東面には、外壁を取付ける横脚線を切断した痕跡が残っていた。

<復原の詳細>

窓を撤去し、外壁の横脚線を復原して外壁を張った。

5. 窓鉄格子を復する。

主屋の窓鉄格子部分と同様。

第6節 構造補強

第1項 構造規模

1. 主屋

階数	: 木造 2階建
屋根	: 切妻造一部寄棟亜鉛板葺き
桁行	: 17.275m
梁間	: 9.078m (下屋含まず)
最高軒高さ	: 7.305m
軒高さ	: 5.615m

2. 米蔵

階数	: 木造平屋建
屋根	: 切妻土居土塗
桁行	: 10.89m
梁間	: 6.31m
最高軒高さ	: 5.277m
軒高さ	: 4.124m

3. 文庫蔵

階数	: 木造 2階建
屋根	: 切妻土居土塗
桁行	: 10.962m
梁間	: 4.815m
最高軒高さ	: 5.46m
軒高さ	: 4.35m

4. 覆屋

階数	: 木造平屋建
屋根	: 切妻金属板葺き
桁行	: 17.275m
梁間	: 16.107m
最高軒高さ	: 8.169m
軒高さ	: 4.860m

第2項 設計荷重

[定荷重]

1. 主屋

部位	固定荷重 (N/m)	備考
亜鉛板葺き屋根	690	t=0.35mm
床(墨敷き)	640	
床(板敷き)	360	
外壁	1,610	
内壁	1,470	
木製建具	200	

2. 米蔵

部位	固定荷重 (N/m)	備考
土居葺き塗	3,240	
床(墨敷き)	640	
外壁	3,360	
内壁	1,470	
木製建具	200	

3. 文庫蔵

部位	固定荷重 (N/m ²)	備考
土居葺き塗	3,240	
床（畳敷き）	640	
外壁	3,360	
内壁	1,470	
木製建具	200	

第3項 積載荷重

1. 主屋

部位	積載荷重 (N/m ²)			備考
	床構造用	架構用	地震力用	
亜鉛鉄板 葺き屋根	0	0	0	
1・2階 床	1,800	1,300	600	

4. 覆屋

部位	固定荷重 (N/m ²)	備考
亜鉛鉄板 葺き屋根	690	t=0.35mm
床（畳敷き）	360	
床（板敷き）	360	
外壁	1,610	
内壁	1,470	
木製建具	200	

2. 米蔵

部位	積載荷重 (N/m ²)			備考
	床構造用	架構用	地震力用	
亜鉛鉄板 葺き屋根	0	0	0	
1・2階 床	1,800	1,300	600	

3. 文庫蔵

部位	積載荷重 (N/m ²)			備考
	床構造用	架構用	地震力用	
亜鉛鉄板 葺き屋根	0	0	0	
1・2階 床	1,800	1,300	600	

4. 覆屋

部位	積載荷重 (N/m ²)			備考
	床構造用	架構用	地震力用	
亜鉛鉄板	0	0	0	
葺き屋根				

[風圧力]

1. 主屋

Vo = 32m/s

Zb = 5

ZG = 450

a = 0.2

軒高 = 5.165m

棟高さ = 7.035m

計算上の高さ = 6.1m

Er = 0.72

Gf = 2.5

E = 1.29

q = 795N/mm²

2. 覆屋

Vo = 32m/s

Zb = 5

ZG = 450

a = 0.2

軒高 = 4.86m

棟高さ = 8.169m

計算上の高さ = 6.51m

Er = 0.73

Gf = 2.5

E = 1.33

q = 816N/mm²

[積雪荷重]

1. 主屋

単位積雪重量 0.02kN/m²

単位積雪量 1m

積雪荷重 1.1kN/m² (Co = 0.55 として計算)

2. 覆屋

主屋に同じ。

[地震荷重]

地震地域係数 Z = 1.0

振動特性係数 Rt = 1.0

地盤種別 第2種地盤

第4項 耐震診断方針

1. 診断方法及び診断上の仮定

- ・参照資料をもとに建物の荷重と耐力を算定し、重文診断要領に基づき、等価線形化法による限界耐力計算にて診断を行う。覆屋については、現行建築基準法第42条に規定される計算により行う。

・地盤種別は第2種地盤とする。

・表層地盤における加速度の増幅率 Gs の計算は、平成12年建告第1457号第10第1項に規定される略算法とする。

・経年変化は考慮せず、基礎も損傷しないものとする。

・小屋組、床組等の水平構面は剛床を仮定し、建物全体を一體として計算する。

・等価線形化法による地震検討を主とし、横架材・小屋組の鉛直荷重に対する検討、屋根葺材、外装材の暴風に対する検討等は行わないものとする。

・剛床仮定のもと、各層各方向について鉛直構面の水平耐力要素の復元力特性曲線を足し合わせて層の復元力特性とし、それに基づいて層の損傷限界と安全限界を決定する。従って、個々の水平耐力要素の損傷限界と安全限界は定義されない。

・鉛直構面の水平耐力要素としては以下を仮定する。

(1) 土塗壁（重文診断要領により復元力特性を算定）

(2) 垂壁（腰壁）付き独立柱（重文診断要領により復元力特性を算定）

(3) 筋交い木摺り壁は、伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアルにより算定。

筋交いは端部金物がないことを踏まえ低減して算定。

- 各接合部はピンとして扱い、仕口部のモーメント抵抗は考慮しないものとする。ただし貫・差し鴨居等の横架材接合部は、その接合形式により耐力を適切に評価する。
- 垂壁（腰壁）付き独立柱の復元力特性算定は、各変形レベルにおける柱の折損を考慮し、折損時より大きな変形レベルにおいては耐力をゼロとする。

2. 耐震要素の復元力特性算定根拠

（1）土壁

重文診断要領により算定する。（重文診断要領の抜粋資料参照）

（2）垂壁（腰壁）付き独立柱

限界耐力計算のマニュアルにより算定する。

垂れ壁腰壁が取りつく柱は、負担せん断力によって折損が生じる場合、最大耐力はその時点の耐力とする。

（3）ホゾ・貫等の接合部、筋交い、木摺り壁等

限界耐力計算のマニュアルにより算定する。

（4）必要性能（設計クライテリア）の設定

限界耐力計算法は建物の振動特性から地震応答値を直接的に求める計算法であり、その性質から伝統的木造建築物の安全性検証によく用いられる方法である。検証用の地震の大きさと限界変位の設定については、建築基準法に合わせ以下の2つのレベルとする。

- 建築基準法の想定する中地震に対して応答変位角 1/120～60rad 以下
- 建築基準法の想定する大地震に対して応答変位角 1/30～15rad 以下

計算は、南北方向（以下、X 方向）と東西方向（以下 Y 方向）について行う。

上記基準に準拠し、診断時における設計クライテリアを以下のように定める。

稀地震時 1/120

極稀地震時 1/25

第5項 現況の耐震診断結果

1. 地震時の耐力

（1）主屋

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/65	NG	応答値無	NG
Y	1/79	NG	応答値無	NG

（2）米蔵

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/362	OK	1/60	OK
Y	1/184	OK	1/27	OK

（3）文庫蔵

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/241	OK	1/22	NG
Y	1/97	OK	1/11	NG

（4）覆屋

文庫蔵・米蔵の上に載荷される形になっており、現状では診断不可。分離の上、建築基準法施行令第42条に規定される壁量を設ける事で耐震性を確保する事とする。

2. 風圧時の耐力

（1）主屋

方向		判定		判定
X	稀風圧	OK	極風圧	OK
Y	稀風圧	NG	極風圧	NG

（2）米蔵

屋内のため検討を省略。

（3）文庫蔵

米蔵に同じ。

（4）覆屋

方向		判定
X	稀風圧	OK
Y	稀風圧	NG

第6項 耐震補強方針の検討

1. 主屋

現状の景観が大きく変化しないことに留意する。そのため今回補強案として採用したのは、鉄骨フレームによる補強要素を、建物内押入れに配置する方法を探用した。これにより、外観の目立つ箇所への変更を最小限とするとともに、既存建物と新設する補強壁を明確に分ける事で、将来的にさらに良い補強方法が考案された際に、その妨げとならないようにした。鉄骨造のため、撤去も比較的容易である。

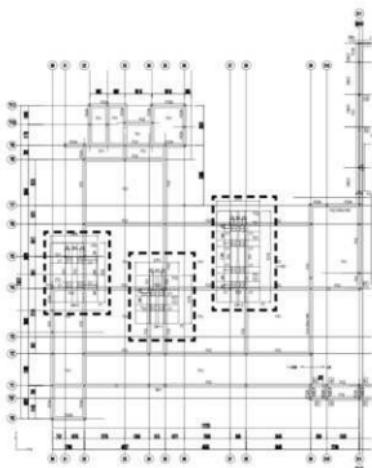


図3-6-1 鉄骨耐震フレーム配置図

■：鉄骨耐震フレーム設置箇所を示す。

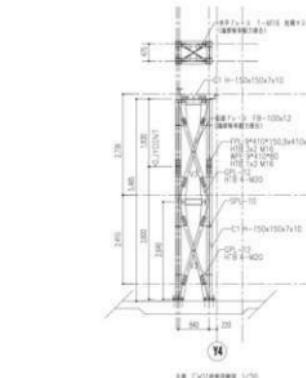
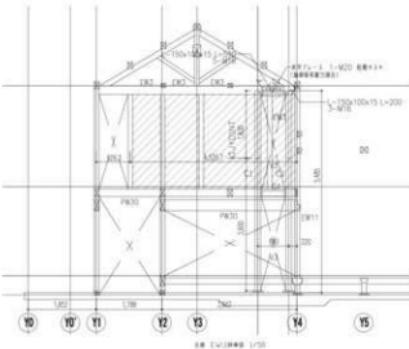


図3-6-2 鉄骨耐震フレーム詳細図

2. 米蔵、3. 文庫蔵

X方向既存壁により耐震性能はほぼ足りている。Y方向は両蔵の間に鉄筋コンクリート造による壁を設け、鉄骨プレースで両蔵と壁とを緊結する事で、必要な耐震性能を確保する事とした。覆屋が両蔵の屋根で支えられているが、鉄骨トラス梁と鋼管柱によるフレームで既存木造トラスを挟む形で設け、既存蔵への荷重を除荷した。

4. 覆屋

現状では米蔵及び文庫蔵に屋根荷重を支持させていたため、その荷重により両蔵の屋根が破損している箇所がある。そのため棟通りに鉄骨によるトラス梁を設ける事で、両蔵と分離させる。また現状では耐震要素がないため、構造用合板厚さ12mm両面張りと面格子壁を軸組に設ける事で、必要な耐震性を確保することとした。

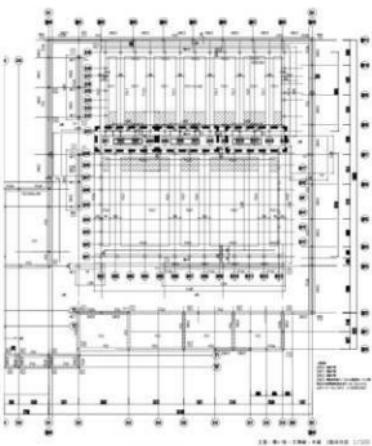
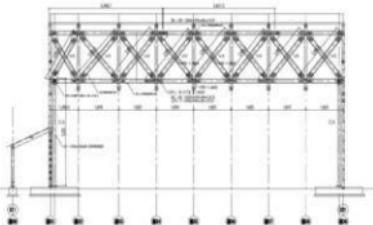


図3-6-3 蔵・覆い屋補強部材配置図

■：鉄骨耐震フレーム設置箇所を示す。

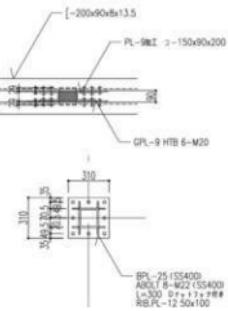
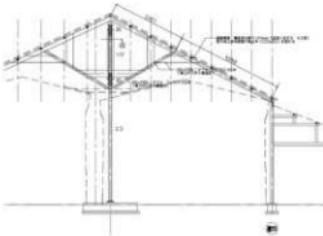


図3-6-5 覆い屋屋根補強フレーム詳細図

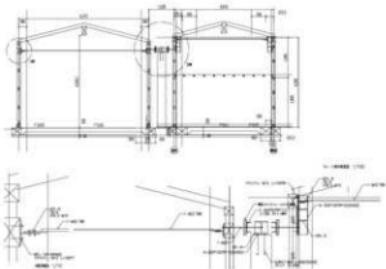


図3-6-4 蔵補強壁詳細図

[風圧時の耐力]

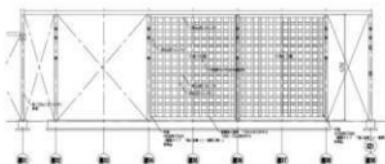


図3-6-6 覆い屋補強壁（面格子）

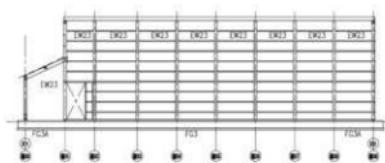


図3-6-7 覆い屋外壁補強（構造用合板）

1. 主屋

方向		判定		判定
X	稀風圧	OK	極風圧	OK
Y	稀風圧	OK	極風圧	OK

2. 米蔵

屋内のため検討を省略。

3. 文庫蔵

米蔵に同じ。

4. 覆屋

方向		判定		判定
X	稀風圧	OK	極風圧	OK
Y	稀風圧	OK	極風圧	OK

第7項 补強後の耐震診断結果

[地震時の耐力]

1. 主屋

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/610	OK	1/84	OK
Y	1/584	OK	1/103	OK

2. 米蔵

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/342	OK	1/56	OK
Y	1/331	OK	1/55	OK

3. 文庫蔵

方向	稀地震	判定	極稀地震	判定
X	1/636	OK	1/105	OK
Y	1/309	OK	1/27	OK

4. 覆屋

方向	必要壁		存在壁	判定
X	102.7m	<	116.1 m	OK
Y	102.7m	<	229m	OK

＜まとめ＞

今回の補強は、既存部の耐震要素の置換ではなく、既存部分に接続する形で補強要素を配置した（覆屋壁を除く）。これは既存建物の改変を最小限にする事、既存部分と補強部分を明確にし、文化財的価値を棄損しない事、将来的にさらに改修が必要な場合やより良い改修方法が考案されたときに置換しやすい、このような理由で今回の補強方法を採用した。

まだ施工途中だった令和4年3月16日に、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4を記録する地震が発生した。秋田市内でも震度4を観測したが、本建物は補強工事が完了していたこともあり、どの建物も無傷であった。



写3-6-1 主屋 鉄骨補強



写3-6-4 覆屋 鉄骨補強



写3-6-2 米蔵 鉄骨補強



写3-6-5 覆屋 構造用合板張補強



写3-6-3 文庫蔵 鉄骨補強



写3-6-6 覆屋 面格子補強

第4章 資料

旧松倉家住宅に関わる資料や、今回の修復整備工事に関係する資料をあげる。

1. 古写真

- ・『秋田市史第十五巻 美術・工芸編』より昭和前期の様子



写4-1 旧松倉家住宅 (昭和前期の様子)

- ・『秋田の町家秋田市町家調査報告書』(1991年発行

著者：五十嵐典彦）より

五十嵐氏は秋田県の町家研究の第一人者で、秋田県内の古い町家や寺社の悉皆調査を行い、著書も多く、旧松倉家住宅の調査写真も掲載されている。



写4-2 旧松倉家住宅南側正面



写4-3 旧松倉家住宅通り庭



写4-4 松倉家住宅 台所

2. 勝平得之のスケッチ

秋田市鉄砲町（現在の大町六丁目）出身の木版画家・勝平得之は、生涯秋田を離れることなく、豊かな自然や風俗、風景を描き続けた。秋田市立赤れんが郷土資料館に所蔵されるスケッチ帳には、旧松倉家住宅を描いたスケッチが残されており、その中に「7、11、21」とメモがある。前後のスケッチから昭和7年11月21日に描いたものと推測される。



図4-1 勝平得之の旧松倉家住宅のスケッチ

3. 下水道の図面

昭和14年に旧松倉家住宅に下水道を敷設した際の設計図が残されており、水場の位置などが分かる。

なお、秋田市の下水道工事は昭和7年（1932）6月から開始され、同12年3月に完成した。

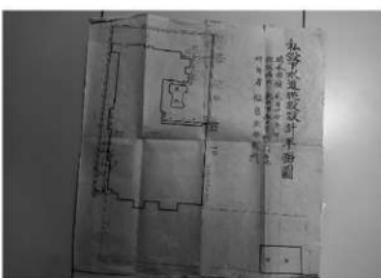


図4-2 下水道敷設図

4. タイルの資料

主屋便所や覆屋東側下屋の浴室・便所の復原根拠となつた、タイルの製造年に関する資料をあげる。

[和製タイルについて]

日本でのタイル製造の研究は、日本各地の焼き物の産地で主に行われた。明治 20 年頃に常滑の伊奈製陶所、明治 30 年頃に淡路島の淡陶社にて湿式のタイル製造研究が開始された。明治 39 年（1906）にイギリスから硬質の壁タイルが輸入され、明治 41 年（1908）に不二見焼合資会社で国産タイルが製造されるようになった。また、明治 33 年頃に備前陶器が耐火煉瓦の製造を基に、湿式の釉薬を使用した張付煉瓦の製造を開始し、明治 42 年（1909）に東宮御所の外部の一部に使用された。

その後、関東大震災などを受け、国産タイルは急速に発展を遂げる。大正初めから昭和 10 年代にイギリスのヴィクトリアンタイルを模倣した多彩色タイルを生産し、「和風マジョリカタイル」と呼ばれ、東南アジア・インド・中南米・アフリカ等へ広く輸出された。

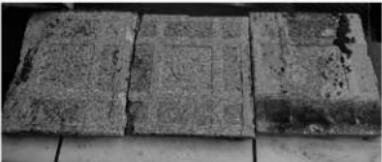
タイルの裏面に刻まれたマークと裏面の型から、製造年が判別できることから、製造元の協力の元、解体したタイルからいくつかの製造年が分かった。

[主屋便所]

主屋便所には床・床コーナー・壁・壁ポーダーにタイルが使用されており、いずれも同じ色、柄であった。



写4-5 主屋便所の内装タイル



写4-6 主屋便所の内装タイル裏面

タイルのマークは「佐

藤化粧煉瓦工場」(岐

阜県豊岡市)のもので、

大正 5 年（1916）に工

場が設立、内装の白色

硬質タイルの製造を開

始している。昭和 5 年（1930）に上山化粧煉瓦工場



写4-7 タイルの裏面の「S」マーク

となる。

便所部分は、外壁の墨書から昭和 10 年（1935）

に増築されたものであり、時代としても合致している。

[覆屋下屋風呂]

風呂には腰壁・壁ポーダー・床のモザイクタイル・床ポーダー・浴槽内部の下部・浴槽内部上部と外部の 6 種類が使用されていた。



写4-8 覆屋下屋風呂場の内装タイル



写4-9 覆屋下屋風呂場の内装タイル裏面

浴槽の外部と内部上部に使用されたタイルは、主屋便所のタイルと同様であった。

床モザイク・床ポーダーは裏面に刻印はなかった。浴室内部の下部に張られた青いタイルは、菱形中央に S のマークが見られたが、製造元を確認できなかった。

壁に張られた白タイルは菱形に DK のマークがあり、淡陶社が大正前期～中期に製造した製品であることが、現在の（株）Danto Tile の協力で判明した。



写4-10 タイル裏面の「DK」マーク

5. 「松倉家日記」関連箇所の翻刻

(27) 南秋田郡馬喰町籠場組合世話係委嘱候事

明治廿一年六月廿日

(107) 油營業金高御届

一、金壱百貳壱円也

明治廿三年一月廿全年十二月マテ壱ヶ年間賣捌金
高右之通リニ候也

明治廿四年五月十九日秋田市馬口勞町十九番地
松倉庄右衛門

第印 松倉寅之助 印

(123) 廃業御届

私儀嘗て油類壳捌營業罷在候所、今般都合ニ依リ
該營業ヲ廢シ候間此段御届上候也

明治廿五年五月廿四日 秋田県知事 廣瀬進一殿

(143) 仲買人營業御免許願

私儀、株式会社秋田米穀取引所ニ於テ仲買營業仕度
就テハ取引所ニ閑スル法令及同取引所ノ定款並
ニ營業細則等遵守可仕候間、營業御免許被成下度別
紙履歴書相添、此段奉願候也

明治廿七年九月 日 秋田縣秋田市馬口勞町
廿番地平民 松倉庄右衛門 印
農商務大臣 子爵 榎本武揚 殿

(162) 廃業御届

私儀 今般都合ニ依リ株式会社秋田米穀取引所仲
買營業致候間免許状相添、此段及御届候也
明治廿八年九月四日 株式会社秋田米穀取引所仲買
人

秋田縣秋田市馬口勞町二十番地 松倉庄右衛門
印

農商務大臣子爵 榎本武揚殿

一、看板 壱枚

一、仲買代理人鑑札壹枚 松倉寅之助分

一、仲買店 壱軒

右拙者仲買廢業候ニ就テハ為返却候也

明治廿八年九月四日 松倉庄右衛門

株式会社秋田米穀取引所 理事長 佐藤 文左衛門

門殿

(171) 証

一、金八円五拾錢也

右ハ秋田米穀取引所仲買店南第二借用中同處へ
造作シタル便所賣上代金ニテ正ニ受取候也

明治廿九年三月 松倉庄右衛門
秋田米穀取引所御中

(214) 葉煙草貯蔵場御届

一、土蔵 秋田市馬口勞町所有者 松倉庄右衛門

一、土蔵 同 松倉庄右衛門

右ハ今般葉煙草貯蔵處置候二付キ別紙圖面相添所
有者連署ヲ以テ此段御届上候也

明治三十四年十月七日

辺河郡戸鶴町葉煙草壳買業 中前惣吉 印

秋田市馬口勞町 所有者 松倉庄右衛門 印

増田専売支局 御中

葉煙草貯蔵場御届圖面 壳買業 中前惣吉
秋田市馬口勞町七十七番地

(圖には壱号土蔵・弐号土蔵が並列して建ち、周囲に
狭い廊下を巡らしている)

第5章 総括

第1節 久保田城下町の町家について

第1項 外町の町割り

久保田城下外町の町家の間口は4間を基準としているといわれる。しかし、寛文3年（1663）とされる「外町屋敷間数絵図」を見ると、間口4間が主となっているのは大町3町（一丁目～三丁目）と茶町3町（菊ノ町、扇ノ町、亀ノ町）だけであり、他は平均すると3間以下の屋敷地が多く見られる。

また、奥行については、大町は25間、その他は20間になっており、1間を6尺5寸とする旨も記載されている。

1間の基準寸法については、慶長期の城下町形成時には、全国各藩広く京間割りが用いられ、江戸においても当初は6尺5寸で町割りされたが、明暦3年（1657）の大火を契機に、1間を6尺とする田舎間で割り直されたと言われる。久保田城下についても6尺5寸で町割りが計画され、その後6尺3寸や6尺で取引されることもあった。

現在、秋田市の旧城下町外町地区は、間口に関しては売買などにより変わっているものも多いが、奥行についてはそのままの背割りとなっている土地が多く、近世の町割りが残っている。

第2項 外町の火災

久保田城下町外町は、城下町が形成された江戸前期から近代に至るまで、度重なる大火に見舞われ、更には地震や風水害にもしばしば遭っている。

藩政前期から明治期にかけては千軒前後を焼失する大火が数回起きており、その中でも焼失軒数から推測して特に被害が甚大だったのは、明治19年（1886）の俵屋火事である。「松倉家日記」にも、俵屋火事が詳細に書かれており、「明治十九年戊四月三十日旧午後十一時十分川反四丁目俵屋ヨリ出火折しも辰巳之風烈シケ飛火風ト共ニ吹火（後略）」と記録が残っている。

『ふるさと旭南』によると、馬口勞町においても、享保19年（1734）と文政9年（1826）、そして明治37年（1904）に火事があったとされている。また、秋田魁新報にも詳しい記事がある。旧松倉家住宅はこの明治37年の火事で主屋を焼失しており、現在の主屋はその後の同39年に建築したものである。

登録有形文化財那波紙店主屋は、登録時の調査によると建築年代は明らかではないが、「明治19年（1886）の俵屋火事で焼失し、翌年に秋田市土崎港にあった民家（屋根部分）を移築した。」という伝承が残ることや、「江戸時代の町家形式を受け継ぐ間取りや屋根の外観の様子から、明治20年以降の明治中期頃と考えられる。」とされている。現在、久保田城下町に点在する伝統的建物のほとんどが、明治以降に建てられたものであり、近世の町家はほぼ残っていない。

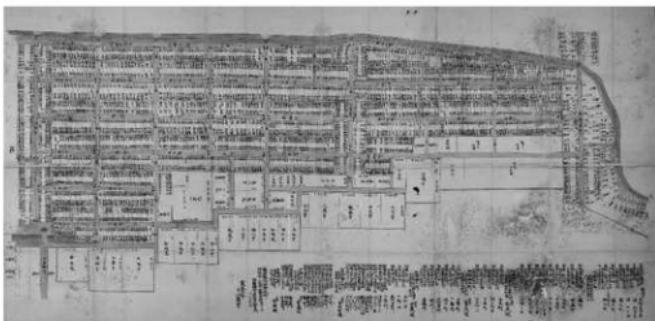


図5-1-1 外町屋敷間数絵図（秋田県指定有形文化財・秋田県公文書館蔵）

第3項 外町の町家の特徴

近世の町家の外観等については文献や絵画等の資料からうかがい知ることができる。

古川古松軒が幕府巡見使に随行して、久保田に来たのは天明8年（1788）7月で、その際の紀行文『東遊雑記』に久保田城下町についての記載がみえる。「市中三十六町ありて、三千八百余軒の地なり。町のもようみな杉皮の屋根にて、上に石をかずかず並べおしとなし、壁も板壁にして、ひさしはおなじように一間余もさて、これを雪道と称して雪のふるせつの通り路とす。往来筋には富曉にみゆる家居もなく、かしここに草ぶきの小家まじりて、上方筋の城下とちがいて見苦し。」

「杉皮葺き石置き屋根、一部茅葺もあり、壁は板壁、1間余りの庇を出し降雪時の通り路とする。」という内容である。

また、江戸後期に荻津勝孝によって描かれたと伝えられる「秋田街道絵巻」（秋田県指定有形文化財・秋田市立千秋美術館蔵）「秋田風俗絵巻」（秋田県指定有形文化財・秋田県立博物館蔵）、嘉永7年（1854）作の「足栗毛」（秋田県立博物館蔵）においても江戸期の町家の様子がうかがえ、切妻造妻入りで通りに面して小店が並ぶ町並みが見える。

秋田の町家の研究としては、五十嵐典彦氏が藩政期から明治期における膨大な史料に基づき、秋田の町家の形態とその変遷についてまとめられた『あきたの町並みと町家』があり、以下、引用する。

- ①妻入形式が主流であった。これは江戸後期も変わらず、近代に引き続く。
- ②屋根は、江戸前期は切妻造妻入りで、街道筋は板葺きに石置き屋根が一般的であったと思われる。しかし、たび重なる大火の影響を受けて、江戸中期から後期にかけては、寄棟造茅葺も混在していた。板や茅の不足時には緊急避難として苫葺きというきわめて便宜的で簡素は屋根葺きも一時的に用いられた。
- ③江戸前期は、街道筋を中心に二階建てが推奨された。しかし、江戸後期の絵画史料によれば、平

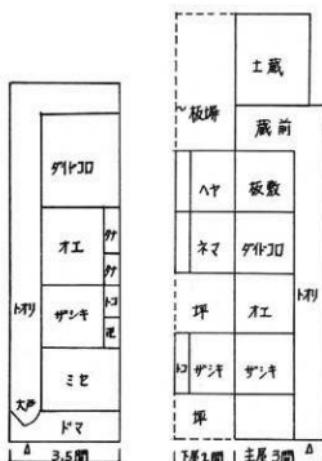


図5-1-2 町家の間取り図（『秋田の町家～秋田市町家調査報告書』五十嵐典彦著より）



図5-1-3 「屋敷図面」(那波家文書、那-6067-1-3、秋田市立中央図書館明徳蔵)

屋も混在していた。

④外壁は板目張りであるが、正面破風下の小壁は漆喰塗りにして、梁・貫と柱・束を縦横に組んで、意匠的に見せて妻飾りにした町家もあった。その妻飾りの町家の中には、棟木の下に構造的には意味のない地棟梁は一尺ほど外に突き出したものもあった。この地棟梁は、内部の小屋組側は二尺ほどの長さしかない。これは卯建と同じで、家格の表示であろう。

⑤町家の中には、隣地を買い増して広くなった屋敷間口に、主屋から曲がりを付設して鍵座敷にした町家もあった。この形式は豪商を始め、資力のある町家に取り入れられた。こうした特定の町家の大型化は、内蔵にも発展し、2棟、3棟の土蔵を建て並べた。一部豪商の町家形式の大型化は遅くとも江戸後期には完成していた。こうした鍵座敷型の町家の形式は、明治朝以降も定型化して継承されたことが現存例からわかる。

⑥各町並みには、主屋全面一間のこみせ（小店、小見世）を付設して、各家を通行できるような形式であったが、明治時代以降は各家のこみせの境が壁で区切られ、内部化されていった。

秋田の外町の町家の特徴としては、間取りについては、『秋田の町家』で「片側に通り庭を通し、最奥を蔵前の土間とする。通り間に沿って部屋を一列か二列配置する。また前面に庇をつけ、そこを土間とする。その結果、前土間と通り庭が矩折れに接続してL形になる。通り庭と蔵前の土間も矩折れに続くからコの字形の土間になる町家も多い。」と述べられている。

また、外觀については、切妻造妻入りの形式で、屋根の葺き材については小羽葺が元々の特徴で、藩政期には茅葺にするようお触れがあったりなどもしたが、基本的には小羽葺が主流であったようだ。妻面は漆喰塗りの壁で、化粧材の梁や束で装飾し、蟻羽（けらば）を深く出しているものが伝統的形式である。

第2節 旧松倉家住宅の特徴

第1項 屋敷割

前述にもあるように「外町屋敷間数絵図」の現在の旧松倉家住宅が建つあたりには、「庄右衛門」の記載がある。松倉氏は屋号を庄右衛門としていたが、第1章第2節でも述べたとおり、同絵図の庄右衛門と松倉氏との関係は不明である。しかし、実際、旧松倉家住宅が現在建つ場所とは重なる。同絵図の馬口勞町通りと「酒田町」とある通りの角から吉兵衛、半兵衛、庄右衛門、善兵衛、さらにそれらを背割りして、その北側にある水路を挟んでその北側の久左衛門の土地が現在の旧松倉家住宅家の敷地に重なる。奥行はいずれも同絵図では20間となっており、現在の都市計画図や旧松倉家住宅の敷地図と比べてみても、大差はない。ただ、吉兵衛と久左衛門の境のあたり（水路があつたあたり）で道路幅が変わっているが、都市計画図と絵図を照らし合わせると、現在の敷地の奥行は20間



図5-2-1 「外町屋敷間数絵図」馬口勞町付近



図5-2-2 外町屋敷間数絵図を参考にして都市計画図に町割りを重ねた図

と大きく違わない。いつかの段階で道路拡幅があり、その際に奥行 20 間のまま奥へ引っ込ませたという可能性はなかろうか。いずれにしても、旧松倉家住宅の敷地は同絵図の屋敷割よりも大規模な敷地となっており、時期については不明であるが、敷地形状からしても近隣地と合併したものと考えられる。

第 2 項 間取りと小屋組

間取りは片土間 2 列型である。秋田の町家には、座敷 1 列目部分を 2 階建棟とし通り庭部分を下屋で下ろすものもあるが、旧松倉家住宅は、1 列目と通り庭を 2 階建棟として、棟を 3 つめの座敷であるオエまで通す。片土間 2 列型に鍵型で座敷がつくが、小屋組のかけ方と間取りを照らし合わせてみると、一列目に鍵型に上・下座敷を取付けている。そして、主屋筋はオエと土間境で切れるが、棟木の通りを同じくして一段下がった高さで、板の間と土間の上部に切妻型で屋根をかける。さらに部屋 8 帖、居間 8 帖は下屋でおろしており、板の間・土間の屋根の西側を吹き下ろした部分が下屋とつながっている。

上記の通り、通り庭を 2 階建棟に含むか否かによって屋根のかけ方が変わってくると思われる。また、旧松倉家住宅の場合は、上座敷と下座敷は置き敷居で間仕切られており、置き敷居と襖を外すと 20 間もの大きい座敷となる。上座敷と下座敷は一体のものであるという空間的機能により、このような小屋組のか

け方になったのではないかと推測される。

片土間 2 列型で鍵型座敷付きとなると間取りはさらに複雑になってくるため、小屋組のかけ方も単純ではなくなる。室の性質から空間のゾーニングを行い、それを基に構造が決まってくる。そのような計画の仕方がうかがえる。

第 3 項 2 階建

寛永 6 年（1629）、初代藩主佐竹義宣が通町と大町 3 町は家並みを板葺き屋根の 2 階建に統一するよう指示したことが、梅津政景によって記された県指定有形文化財『政景日記』にある。大町は中心的役割を帯びた町、通町は羽州街道沿いであり他藩の人々の目に触れる機会が多いことから、メインストリートを整然とした家並みにして景観を整えようとした。

当時、江戸幕府より家作禁令が出され、住宅の建築について規制がなされていた。高さについての制限もあった。また、家作禁令によるものか、藩独自の規制かは定かではないが、街道沿いの町家は参勤交代の藩主を上から見下ろしてはならないと、2 階建を禁止する地域もあったとされるなか、久保田城下においては、町並みを整えよく見えるようにと 2 階建を推奨したと考えられる。

建築年代は戦後以降と考えられる旧城下町の町家においても、通りに面したところは 2 階建にしているものもあり、外町の町家の形式がかなり時代を下って

も踏襲されてきていることがうかがえる。旧松倉家住宅についても明治 39 年（1906）建築であるので、藩政期の建築規制に左右されることなく建築することは可能であったはずだが、通りに面した部分のみ 2 階建にするという形式を踏襲したと考えられる。また立派な妻飾りや蟇羽の深さ、また 2 階の通りに面した建具を開け放つと物見ができる

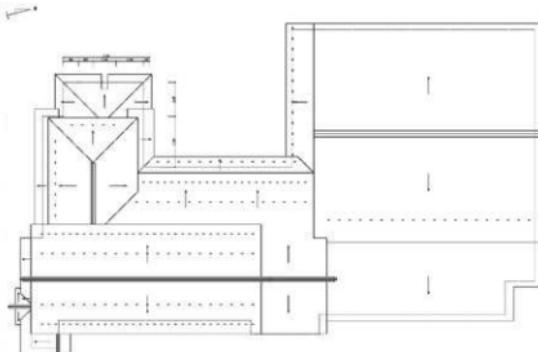


図 5-2-3 旧松倉家住宅屋根伏図

る仕様となっており、高欄も幕板の中備えを設える仕様など、豪華な造りとなっている。

明治の建築であっても、近世の町家の形式がそのまま引き継がれてきていることは非常に興味深い。

第4項 小店

古川古松軒の『東遊雑記』の中で小店のことを降雪時の通り路と称している。小店のような、町家の前面に取り付けられる1間ほどの下屋は日本海側の各地や江戸でも見られた。呼称は地方ごとに異なり、弘前・盛岡・秋田の各藩内では小店、米沢では小間店、越後では雁木、江戸では庇下通りといった。

『あきたの町並みと町家』によると、「こみせの発生由来については、玉井哲夫も本来は市の仮設店舗の場として機能していたものが、常設店舗の発展とともに市機能は消滅し、積雪時の通路としての機能のみが残ったものではないだろうかと述べ、こみせという名称自体が、本来の店とは異なる仮設店舗的な内容を伝えているように思われると言っている。」とある。

もともとは小店内部で商売を行い、また、降雪時の通路としての機能も有していたのが、小店内で商売するという機能がなくなつてからも通路としての機能は残った。さらに時代が下り、日々毎に小店は区切られ通路としての機能もなくなつてからも「小店」という名称と室の形式だけ残つたものだといふ。

旧松倉家住宅においては、敷地が奥まっており隣家と立ち並んでいる配置ではないため、小店としての機能は不要であるが形式として残っている。

また、小店と店の間仕切りは戸戸が本来の装置であったようだが、旧松倉家住宅においては格子となつていて、市指定有形文化財旧金子家住宅の小店と店座敷境は、檜材を内丸面に面取りし、透き漆で意匠的に仕上げた差鴨居に戸戸を落とし込む形式となつておらず、開け放しにして商売を行っていた。旧松倉家住宅の小店と店座敷境の差鴨居は匙面に面取りされ、透き漆で仕上げられており、4枚引きのガラス付き障子戸が入る。その障子戸の外側には、指鴨居と柱に取付けられた枠に格子が嵌められる。指鴨居の

意匠的に仕上げた部分に格子枠が取り付いていることから、格子は後に設置した可能性も否定できない。しかし、松倉家は様々な家業を営んでいたが、現在確認されている限りでは、明治期には直接物品販売を行うような家業を主としているようではなく、また、昭和になり、^{やまととう}山長商店という小売業を行った際には、南側の通りに面して店舗を増築している。このことからみても、旧松倉家住宅の店座敷は商売を行う空間という機能は薄かったと思われ、格子が取付いていることがそれを表していると考える。つまり、家業によって伝統的な形態も変化していくことの表れではないかと考える。

また、一般的な小店の側柱には溝が彫ってあり、降雪時はこの溝に2枚ないし3枚の板戸を落とし込んで、雪が小店に入り込まないようにしていた。そして採光のために柱間の上部には障子の欄間を嵌めていた。旧松倉家住宅は、小店の本来の機能は無いが、2枚の板戸を落とし込む形式となっており、上部はガラス欄間である。開放することができるのは、本来、小店で商売をするためだったと考えられるが、旧松倉家住宅においては、小店の落とし込み板戸が形式として残つたものであろう。



写5-2-1 旧金子家住宅の小店



写5-2-2 旧松倉家住宅の小店

第5項 オエ

秋田の民家・町家における「オエ」「オイ」という室名称について解説しているものをあげる。

『秋田の町家』では「茶の間 茶の間は秋田ではオエと呼ぶ町家が多い。店座敷と台所の中間に配置される。本来は接客・祭祀空間であり、仏壇・神棚が隅に置かれるのが一般的である。しかし最近は台所が調理専用になり、居間、食事場として使う場合が多い。」とある。

また、『秋田の民家』においては、秋田型の上層農家において「オイは神棚と仏壇を設けた祭祀の主室であるとともに家長が客をもてなす接客空間である。」とある。

「オエ」「オイ」「オウエ」の語源については『建築学大系28 独立住宅』において太田博太郎氏が言及している。「オウエはオエ、オイ、オーエなど各地で言っているが、(中略) オウエがユカ上をさすものとするのは認められるであろう(後略)」とある。また、オウエとは土間から見た床上部分を指すことを述べている。堅穴住居がそうであるように、生活の中心は土間であったが、そこに開炉裏が切られるようになる。さらに炉の一方にムシロを敷き、一方は土間のままといった形に変化し、次第に床を設けるようになったとも述べている。確かに、重要文化財旧奈良家住宅のオエイや重要文化財三浦家住宅のオエは開炉裏の下手側(土間側)は板敷きで上手側(仏壇や神棚がある側)は畳敷となっており、上記のようにオウエが変化してきた後の形式であると推測される。

では、旧松倉家住宅のオエについてであるが、オエは、通り庭に沿って配置した一列目の座敷列の最奥に位置する。店座敷とオエの間には中の間があり、指鴨居上部に神棚がある。仏壇については、工事前は下座敷の南側に配置されていたが、家人への聞き取りにおいて、元々は部屋8帖と居間8帖の間の押入の部分に仏壇が取められていたという。

祭祀とは、神や先祖をまつることを言うが、旧松倉家住宅において神棚と仏壇がオエとは異なる別の室にあるので、秋田型民家のオエとは性質が異なるように

思える。市指定有形文化財旧金子家住宅のオエも同様、神棚・仏壇がなく、開炉裏もない。

もとは農家のオエと同様祭祀空間であったものが、町家においては敷地における制約がある中、間取りや室の機能の多様化により、祭祀空間としての機能もオエから他室へと変容していったのではないかと考える。

第6項 構造の特徴

2階建棟の2階座敷が乗る部分の小屋組は段首組で、大きく水平斜材が入っているが、中の間・オエ部分の小屋組はキングポストトラス構造である。また、板の間と土間の上部についてはキングポストトラス構造に水平の梁材を用いており、キングポストトラスに和小屋の要素が採用されたような小屋組となる。

2階建棟の小屋組はキングポストトラスを基本としているが、2階が載る部分は、伝統的工法で強度的に実績がある登梁形式を採用し、さらに水平斜材を入れることで、2階が載ることによる構造の捻じれを防いだと考えられる。また、板の間と土間の上部は、桁の高さが東西で異なり、棟位置が梁間の中央にないためトラスを組めない。そのことから頸杖と横架材を使用した、キングポストトラスと和小屋の混合されたような構造となっていると考える。

明治期に西洋の構造技術が日本に伝わり、それまでに日本の伝統的な和小屋による構造形式が主流であったが、新しい構造形式が広まっていった。旧松倉家住宅に近い村山家住宅(明治37年建築)においてもキングポストトラス構造を用いており、秋田においても近代の技法を積極的に取り入れていることがわかる。その中でも、旧松倉家住宅は上記のように建物の間取りに合わせて小屋組を工夫して組んでいたことが推測され、他には類を見ない独創的なものとなっていることが『秋田県の近代和風建築』にある「小屋組の変遷」の図と対比することで確認できる。

秋田市旭南の村山家住宅の小屋組は、トラス組と和小屋組を交互に配置するものであり、トラス組の部分はシンプルで理に適った純然たる理想的なトラス構造

と言えよう。その一方で旧松倉家住宅の板の間・土間上部の小屋組は新技術と伝統技術を混合したようなトラス構造である。

また、旧松倉家住宅では、本来あれば柱が必要である箇所の梁をボルトで吊り、柱を省略するという技術を主屋と覆屋境の土間の小屋組の2箇所で用いている。非常に挑戦的な技術を用いており、その理由としては、①空間を広くとるための工夫として棟梁が新しい技術を採用した、②馬口労町の火災による木材高騰のあおりを受けながらの主屋再建だったため、少しでも材を減らしたかった、③すでに主屋が建築され間取りが決まっている中での制約ある施工だったために、平面の自由度確保のためボルトを使用することにより柱を省略した等が推察され、当家住宅における特徴の一つであると考える。

覆屋の小屋組についても非常に特徴的である。トラス構造に似せた形状であるが、通常であれば桁に梁が架かり、そこにトラスが組まれるが、覆屋の桁の高さがその内部の米蔵、文庫蔵の高さよりも低いため桁から桁に横架材を架けることができず、2棟の土蔵の屋根部分に直接梁を載せ、そこに真東を立て頬杖で母屋を支える構造となっている。よって覆屋の屋根荷重が2棟の土蔵に直接かかることとなる。このことは、構造的に非常に負担になっていたため、今回の工事では覆屋の屋根荷重が独立するように構造補強を施したほどで、とても脆弱な構造であった。このような構造を採用した要因については、覆屋の柱と壁板はすべて15.5尺の長材であったことから、火災後の再建という状況の中で入手可能な材料で応急的に覆屋を建築する必要があったからではないかと想像する。そして、既存2棟の土蔵の覆屋という半ば仮設的な役割の建築であることから、制約がある中で工夫を凝らした、非常に個性的な構造が生み出された可能性が考えられる。

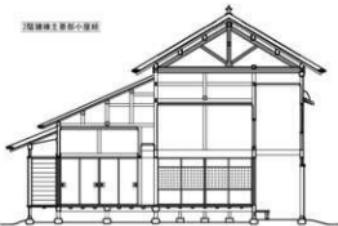
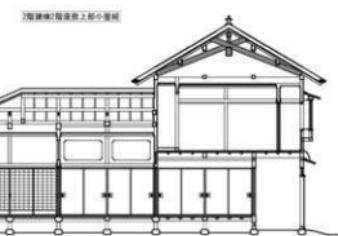


図5-2-4 旧松倉家住宅の小屋組比較

小屋組の変遷（年代順）

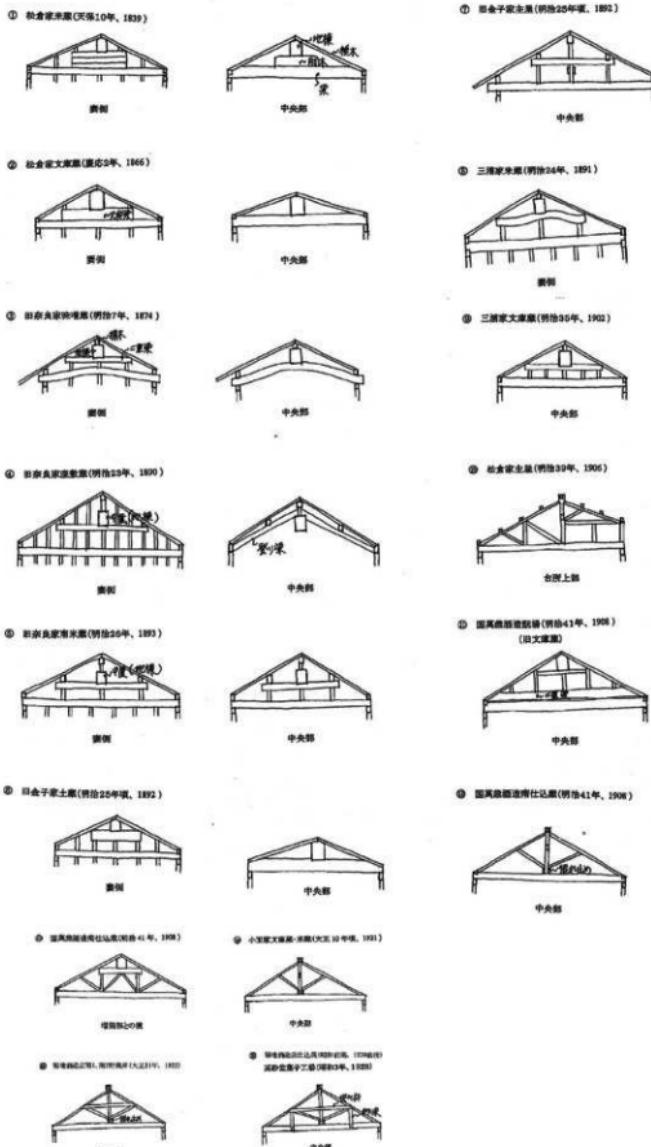


図5-2-5 秋田県の近代和風建築の小屋組みの変遷（「秋田県の近代和風建築」より）

第7項 意匠の特徴

西縁と南縁の建具上部の小壁は、貝を碎いたものを糊材のようなもので固めた貝壁である。貝をよく見ると、様々な種類の貝が使用されているが、海岸で拾えるような小さな二枚貝を主に使用している。座敷の中ではなく縁側の壁に使用するというところも特徴的である。

また、上座敷の床柱は一見すると黒柿材の一本ものを使用しているかに見えるが、注視するとかなり精巧に貼り付けたものであることがわかる。明治になり、合板などの技術が進んできたのと同様に、1本ものに見せるための新技術の採用であり、旧松倉家住宅における意匠の特徴となっている。

大仙市の重要文化財旧池田家住宅洋館（大正11年建築）においても、国産ベニヤ材を最初に生産しはじめた「新田ベニヤ」という大正8年設立の会社のベニヤ材を使用しており、当時としてはまだ珍しかったベニヤ材をあえて使用したと、保存修理工事報告書にあった。旧松倉家住宅を建築した池永棟梁も同様に、新しい建材を積極的に使用したと推測される。



写5-2-3 旧松倉家住宅上座敷床の間床柱



写5-2-4 旧松倉家住宅貝壁

第3節 まとめ

第1項 旧馬口労町について

旧松倉家住宅が位置する地区は、江戸期から昭和42年まで「馬口労町」と呼ばれていた。佐竹氏転封に伴い久保田城下の町割りをした際に寺内村の前城町から町人ごと移り、馬口労町と称することになったという。

寛文12年（1672）、馬口労町は藩より伝馬役を仰せ付けられ、また、馬宿として指定された。久保田成立当初は大町3町および茶町3町が、久保田を通過する往還者すべてにおいて伝馬と人足を負担していたが、馬口労町が馬宿に仰せつけられたことにより御伝馬役と一般往還用の伝馬・人足が区別され、大町3町・茶町3町が御伝馬役を、また馬口労町が一般往還用の伝馬・人足を負担することとなった。

また、江戸期の早い時期から馬市が開催され大変賑わったといふ。

旧松倉家住宅敷地東側の茶町筋の通りのさらに1本東の大町筋の通りが羽州街道ではあるが、元々は茶町筋の通りが羽州街道であったとされる。

『政景日記』によると、寛永6年（1629）、大町と馬口労町が直結するよう改修せよと義宣から政景に命じているが、茶町の衰退を懸念した政景が反対した。しかし、羽州街道の割り直しが行われ現在の位置を通ることとなった。

馬口労町は羽州街道と酒田街道（羽州浜街道）が通り、刈穂橋のたもとに船着き場があり舟運による物流の要所でもあるなど交通の要衝であり、また、馬市が開催され、宿屋町であるなどの歴史を持つ。久保田城下町、ひいては秋田藩内外の人と物が行き交い、町人はその中で商売し生活を営んだ。久保田城下の中でも他とは少々違う雰囲気の町の風景があったのではないかと想像できる。

第2項 松倉家について

寛文3年(1663)の作とされる「外町屋敷間数絵図」の現在の旧松倉家住宅に近い場所には、敷地の形状こそ現在と違うが、庄右衛門という名前を見る事ができる。

また、松倉家の「過去帳」によると寛延2年(1749)に初代の記載がある。

さらに、松倉家に伝わる「松倉家日記」によると、明治23年9月13日「明治元年一月に当市内へ住居ス」という記載があり、「秋田の今昔」には「初代松倉庄右衛門は仙北の人で幕末から。」という記述もある。

「外町屋敷間数絵図」の庄右衛門が松倉家の先祖にあたるかどうかの史料はないが、その江戸の初めごろから「庄右衛門」を屋号とする家が現在の旧松倉家住宅に近い場所にはあったということになる。

家伝によると江戸時代は油を商う商家であり、明治18年頃、当時の7代目当主が油屋を廃業し、田を購入して地主に転身したと言われている。その規模は大略、当時の南秋田郡外旭川、川尻、八橋などに田80町歩、河辺郡大正寺に20数町歩、山林30町歩を所有したという。その他、馬口勞町内にも松倉家の土地をいくつか所有していたことが『松倉家日記』の記述からわかっている。

また、『松倉家日記』からは、明治28年9月に「米穀取引業」の許可を取り下げる届を秋田市長に提出していた旨の記述や、初代市議会議員にもなっていたという記録もある。

明治に入り廃藩置県によって大区小区制が明治5年に始まることにより、明治10年に馬口勞町に戸長が置かれ、当時の松倉家住宅の2階が戸長役場であったという。

明治37年に馬口勞町に火災があり、旧松倉家住宅も主屋を焼失し、新築したのが現在の主屋である。竣工までに2年を要し、明治39年に完成した。

馬口勞町という久保田城下においても特徴ある職わりをみせた町内において、松倉家はかなりの有力者であったことがうかがえる。

第3項 旧松倉家住宅について

旧松倉家住宅に見られる建築様式は、まさに秋田の伝統的町家の形式を有している。切妻、妻入り、妻飾り、蟻羽の深さ、小店、通り庭、卯建などは秋田の町家の特徴そのものである。「足栗毛」や「秋田街道絵巻」、勝平得之の「雪の街」にもあるような町家が秋田の町家である。

これらの町家と旧松倉家住宅を比較してみると、大きく異なることがある。もちろん、江戸期の町家と明治期の町家、という意味でも違うのだが、もう一つ異なる点が、通りに直接面しておらず、敷地のやや奥まった所に建つことが違いである。これは、旧松倉家住宅は町中に建っているが敷地が広く、いわゆるウナギの寝床と言われる短冊状の敷地とは異なることや、通りに直接面して商売をするような商店ではないことなどの理由があると考える。

前述のとおり小店は、仮設店舗としての機能や隣家とつながりを持ってアーケードのような役割を担っていたものであるが、旧松倉家住宅の小店は敷地に奥まった箇所にあり、隣家とも繋がらない配置であるので本来の機能は失われている。店座敷についても、店頭販売等を主とした商業ではなかったので店としての機能は薄い。しかし、江戸期の町家の間取りが形式として踏襲されており、伝統的な片土間2列型鍵座敷付きの形式をしっかりと色濃く残している。

また、構造の観点からいうと、伝統的技法に近代の新しい技法を積極的に取り入れており、秋田の町家の形式を踏襲しながらも、建物の形態や間取り、規模が大きく強度を持たせる必要性があることなどに対して、積極的に自由な発想でもって斬新な技法を取り入れたことがうかがえる。これらのことことが旧松倉家住宅の大きな特徴であると考える。

旧松倉家住宅からは、秋田の町家の室等の機能が時代と共に変化したこと、江戸時代の屋敷割が徐々に変化していく中で敷地を大きくできたこと、さらに商業による違い、近世の伝統技法と近代の新技法の融合などにより、独自の町家建築の形態となったことなどがわかる。さらに、室の機能は変化してもとの機能

をもたなくなっている中でも、江戸期の純然たる伝統的な町家の形式をとどめよく残し伝えている。

加えて、馬口勞町という特徴ある町において、様々なな家業を営み、各方面で多大な影響力をもちながら豊

かに発展した松倉家だからこそ、様々な歴史を今に伝え読み解くことができる旧松倉家住宅という貴重な文化財建造物が生まれたと考えられる。



図5-3-1 「足栗毛」（御城下大町巻丁目より通り町の遠景、秋田県立博物館蔵）



図5-3-2 「秋田街道絵巻」伝 萩津勝孝
(上巻・土崎湊部分の一部、秋田県指定有形文化財、秋田市立千秋美術館蔵)
※土崎にも妻入り町家の町並みがみられる



図5-3-3 「秋田風俗絵巻」伝 萩津勝孝（通町付近、秋田県指定有形文化財、秋田県立博物館蔵）



図5-3-4 「雪の街」勝平得之（秋田市立赤れんが郷土館蔵）



写5-3-1 戦前の茶町通りの様子（秋田市立赤れんが郷土館蔵）

参考文献

- ・秋田魁新報（明治37年8月29日）
- ・『東北の民家』 小倉強、相模書房、1955
- ・『職人の歴史』 遠藤元元著、至文堂、1956
- ・『秋田県の民家』 秋田県教育委員会、1973
- ・『秋田の今と昔』 井上隆明著、歴史図書社、1977
- ・『建築学大系28 独立住宅』 彰国社、1977
- ・『図説久保田城下町の歴史』 渡部景一著、無明舎出版、1983
- ・『秋田の町家 秋田市町家調査報告書』 五十嵐典彦著、1991
- ・『秋田市における地名の分類（下）』 秋田地名研究会、1994
- ・『近世秋田の町人社会』 金森正也著、無明舎出版、1998
- ・『秋田市史 第十五巻 美術・工芸編』 秋田市、2000
- ・『秋田市史 第三巻 近世通史編』 秋田市、2003
- ・『秋田市史 第十六巻 民俗編』 秋田市、2003
- ・『秋田市史 第四巻 近現代I通史編』 秋田市、2004
- ・『秋田市指定文化財旧金子家住宅復元整備工事報告書』 秋田市教育委員会、2004
- ・『秋田県文化財調査報告書第382集 秋田県の近代和風建築—秋田県近代和風建築総合調査報告書一』 秋田県教育委員会、2004
- ・『秋田市史 第五巻 近現代II通史編』 秋田市、2005
- ・『国指定名勝旧池田氏庭園洋館保存修復工事報告書』 秋田県大仙市、2011
- ・『あきたの町並みと町家—歴史空間の継承にー』 五十嵐典彦著、秋田ふるさと育英会、2013
- ・『ふるさと旭南』 旭南地区町内会長連合会、2013
- ・『古地図で行く秋田』 五十嵐典彦著、無明舎出版、2021

図版写真編

竣工



1 塗工 南東面より



2 塗工 北東より



3 売工 玄関 南東より



4 売工 北西より



5 埃工 主屋 下座敷、上座敷



6 埃工 主屋 店座敷



7 竣工 主屋 中の間



8 竣工 主屋 部屋8帖



9 基工 主屋 才工



10 基工 主屋 居間8帖



11 墓工 主屋 小店



12 墓工 主屋 通り庭



13 竣工 主屋 西縁



14 竣工 主屋 便所



15 嫁工 主屋 2階座敷



16 嫁工 主屋 2階南縁



17 竣工 覆屋



18 竣工 覆屋 便所



19 竣工 米蔵



20 竣工 文庫蔵

修理前



1 修理前 南東より



2 修理前 主屋 南面



3 修理前 北東より



4 修理前 覆屋 北面



5 修理前 北庭から北西面



6 修理前 主屋・覆屋 南より



7 修理前 主屋 上座敷



8 修理前 主屋 下座敷



9 修理前 主屋 店座敷



10 修理前 主屋 中の間



11 修理前 主屋 部屋8帖



12 修理前 主屋 才工



13 修理前 主屋 居間8帖



14 修理前 主屋 小店



15 修理前 主屋 通り庭



16 修理前 主屋 西縁



17 修理前 主屋 南縁



18 修理前 主屋 水屋



19 修理前 主屋 台所



20 修理前 主屋 2階座敷



21 修理前 主屋 2階北部屋



22 修理前 主屋 2階南部屋



23 修理前 覆屋 通り庭 南より



24 修理前 覆屋 通り庭 東より



25 修理前 米蔵 東面入口



26 修理前 文庫蔵 南面入口



27 修理前 米蔵 北より



28 修理前 米蔵 南より



29 修理前 文庫蔵 1階 南より



30 修理前 文庫蔵 2階 北より

解体



1 解体中 既存建物 東面



2 解体完了 既存建物 南東より



3 解体中 既存建物 南面



4 解体中 既存建物 南西面



5 解体完了 既存建物 東より



6 解体前 既存建物 北面



7 解体中 既存建物 北西面



8 解体完了 既存建物 西より



9 解体完了 既存建物 北西面



10 解体前 既存建物、塀 北より



11 解体中 既存建物、塀 東面



12 解体完了 既存建物、塀 東面

組立



1 主屋 床組解体状況



2 主屋板の間 軸部解体状況



3 主屋 2階解体状況



4 米蔵 壁解体状況



5 文庫蔵 床組解体状況



6 覆屋 屋根解体状況



7 主屋 根切状況



8 主屋 先打設基礎配筋状況



9 主屋 コンクリート先打設状況



10 主屋 コンクリート先打設状況



11 米蔵 基礎配筋状況



12 米蔵 コンクリート先打設状況



13 主屋 掲家状況



14 主屋 掲家状況



15 主屋 掲家状況



16 主屋 掲家状況



17 主屋 掲家状況



18 覆屋 掲家状況



19 主屋 基礎状況



20 主屋 基礎配筋状況



21 主屋 基礎配筋状況



22 主屋 コンクリート打設状況



23 覆屋 確石設置、型枠状況



24 覆屋 確石設置、コンクリート打設状況



25 藏 切石既存状況



26 藏 碓石既存状況



27 藏 基礎配筋状況



28 藏 コンクリート打設状況



29 藏 切石設置状況



30 藏 切石設置状況



31 主屋 土台繕い設置状況



32 主屋 土台繕い設置状況



33 米蔵、覆屋 土台設置状況



34 米蔵 柱繕い状況



35 米蔵 柱繕い状況



36 文庫蔵 土台設置、柱繕い状況



37 主屋 ジャッキダウン後状況



38 覆屋、蔵 ジャッキダウン後状況



39 覆屋 ジャッキダウン後状況



40 主屋 仮設足場設置状況



41 覆屋 仮設足場設置状況



42 覆屋 仮設足場設置状況



43 主屋 床組材防蟻処理状況



44 主屋 床組締い状況



45 主屋 床組立状況



46 主屋 屋根材締い状況



47 主屋 軸部補強状況



48 主屋 小屋組補強状況



49 主屋 2階部屋解体状況



50 主屋 2階部屋解体状況



51 主屋 2階部屋修理状況



52 主屋 2階部屋修理状況



53 主屋 床組修理状況



54 主屋板の間 床組修理状況



55 覆屋 屋根解体状況



56 覆屋 屋根解体状況



57 主屋 屋根解体状況



58 主屋 屋根解体状況



59 主屋 屋根解体状況



60 主屋 屋根解体状況



61 主屋 ガルバリウム鋼板葺施工状況



62 主屋 株ガルバリウム鋼板包み完了



63 覆屋 屋根解体状況



64 覆屋 屋根解体状況



65 覆屋 屋根解体状況



66 覆屋 屋根解体状況



67 覆屋 底下地完了



68 覆屋 波板葺完了



69 主屋 2階底 修理前状況



70 主屋 2階底 施工状況



71 主屋 2階底 柿葺施工状況



72 主屋 2階底 柿葺完了



73 主屋 小舞組



74 主屋 内壁部分小舞組狀況



75 主屋 内壁解体状况



76 主屋 檜間修理状况



77 主屋 内壁修理状况



78 主屋 内壁修理状况



79 米藏 外壁修理状况



80 米藏 外壁修理状况



81 米藏 外壁修理状况



82 米藏 外壁修理状况



83 藏 外壁修理状况



84 米藏 出入口修理状况



85 文庫藏 出入口修理状況



86 文庫藏 出入口修理状況



87 文庫藏 外壁修理状況



88 文庫藏 出入口漆喰塗施工状況



89 米蔵 出入口黒漆喰塗施工状況



90 文庫藏 出入口漆喰塗施工状況



91 米蔵 出入口黒漆噴塗施工状況



92 米蔵 外壁漆喰塗施工状況



93 米蔵 たたき施工状況



94 米蔵 たたき施工状況



95 主屋 南縁たたき施工状況



96 覆屋 土間たたき施工状況



97 蔵 建具縫い状況



98 蔵 建具縫い状況



99 主屋 建具縫い状況



100 蔵 建具縫い状況



101 蔵 建具縫い状況



102 蔵 建具縫い状況



103 主屋 豊修繕ワークショップ



104 主屋 2階置敷込み状況



105 主屋 破風鶴金物取付状況



106 主屋 玄関庇押さえ金物取付



107 主屋 庇押さえ金物取付



108 主屋 緞格子取付



109 主屋 構造補強鉄骨組立状況



110 主屋 構造補強鉄骨組立状況



111 米蔵・文庫蔵 構造補強設置用コンクリート壁 配筋状況



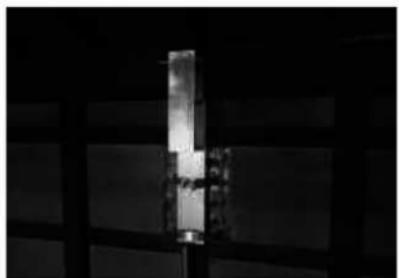
112 米蔵・文庫蔵 構造補強用コンクリート壁



113 米蔵 構造補強状況



114 文庫蔵 構造補強状況



115 文庫蔵 構造補強状況



116 文庫蔵 構造補強状況



117 覆屋 構造補強鉄骨組立状況



118 覆屋 構造補強構造用合板張施工状況



119 覆屋 構造補強面格子施工状況



120 覆屋 構造補強面格子施工状況



121 雨水排水施工状况



122 小店前石强施工状况



123 南庭碎石敷状況



124 板堀施工状況



125 板堀鐵骨下地施工状況



126 物置設置状況



127 板塀施工状況



128 板塀塗装状況



129 駐車場碎石敷施工状況



130 駐車場アスファルト施工状況



131 看板、チェーン、スロープ設置状況

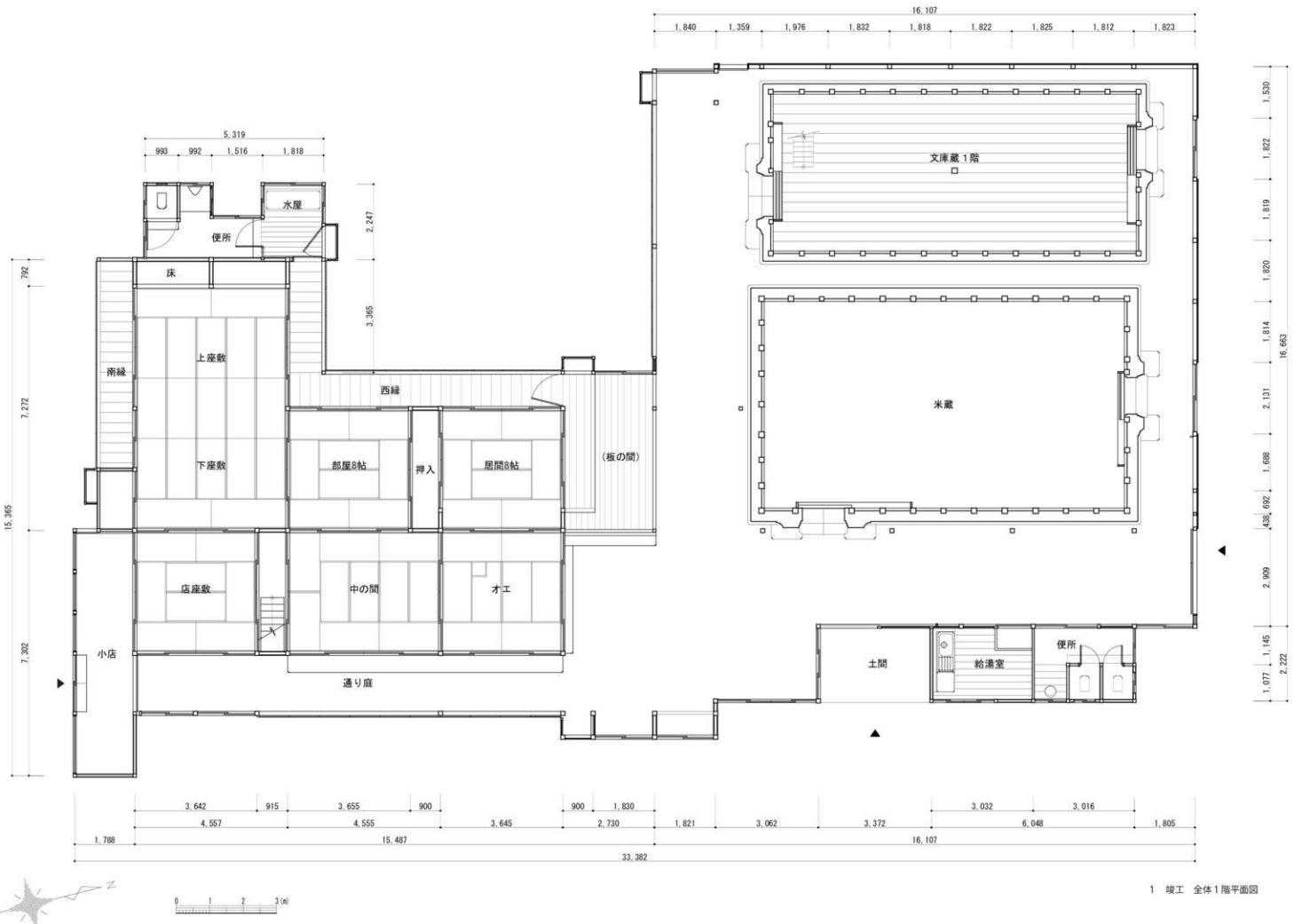


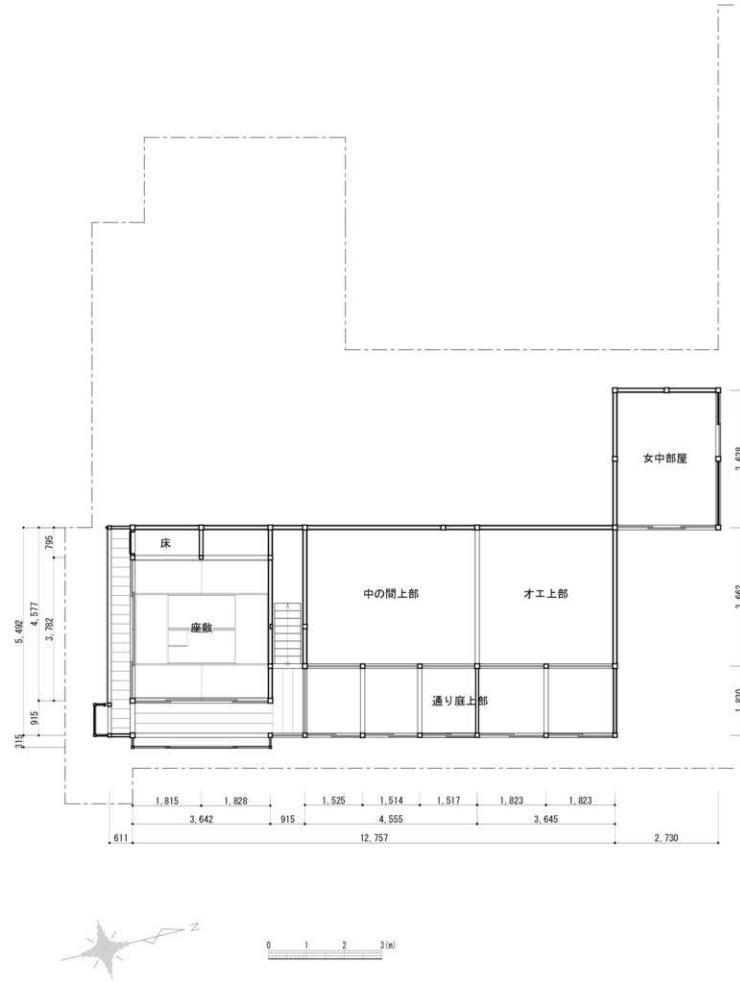
132 看板設置状況

図面編

■床面積表（竣工）

主屋	1階	211.52 m ²
	2階	39.42 m ²
	合計	250.94 m ²
米蔵	合計	68.71 m ²
文庫蔵	1階	52.78 m ²
	2階	52.78 m ²
	合計	105.56 m ²
覆屋	合計	300.84 m ²
管理棟	合計	51.74 m ²





2 竣工 全体2階平面図



全体 南立面图



全体 東立面图

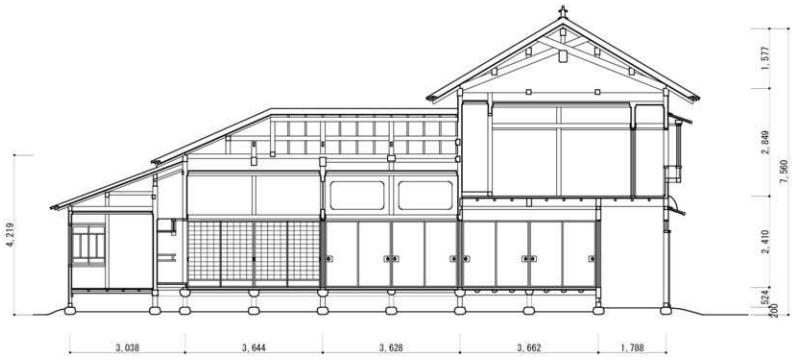


全体 北立面图

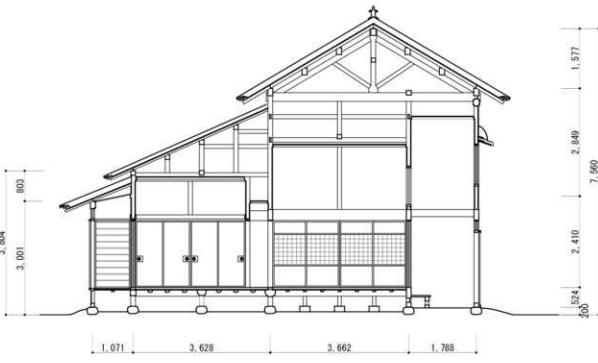


全体 西立面图

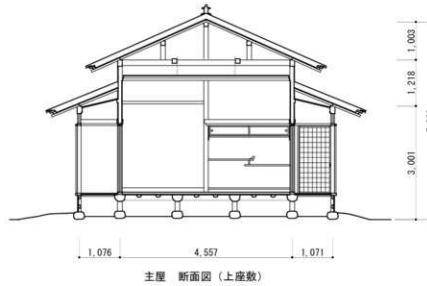
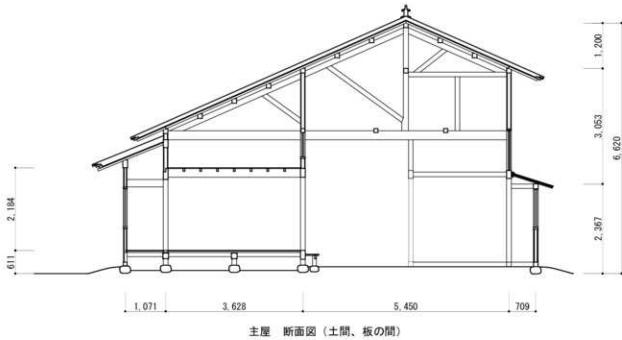
0 1 2 3 (m)



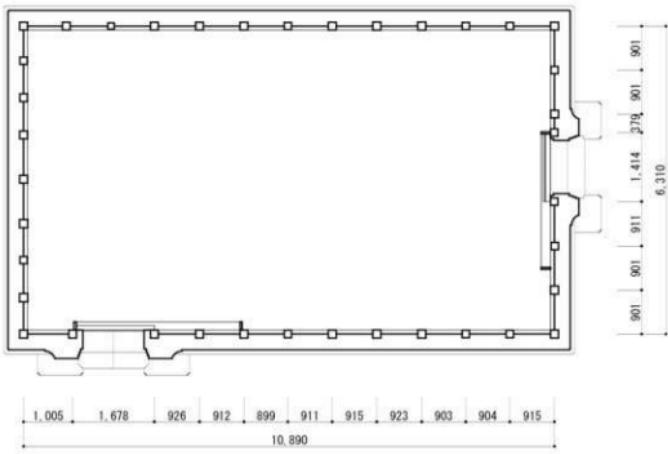
主屋 断面図（店座敷、上・下座敷）



主屋 断面図（才工、居間8帖）



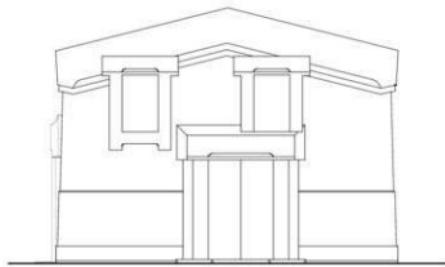
0 1 2 3 (m)



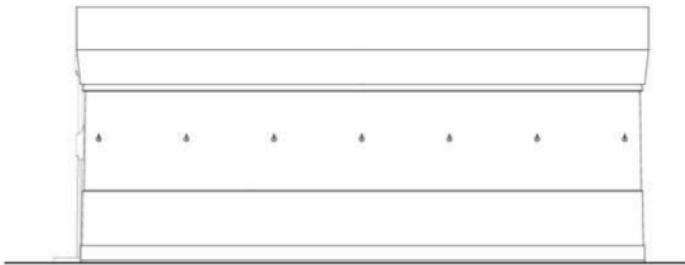
7 竣工 米蔵 平面図



0 1 2 3(m)

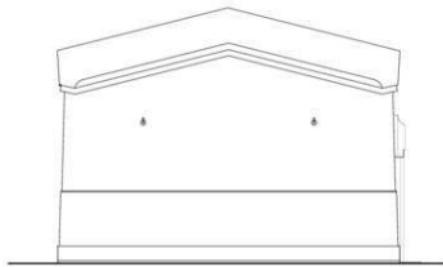


米藏 北立面图

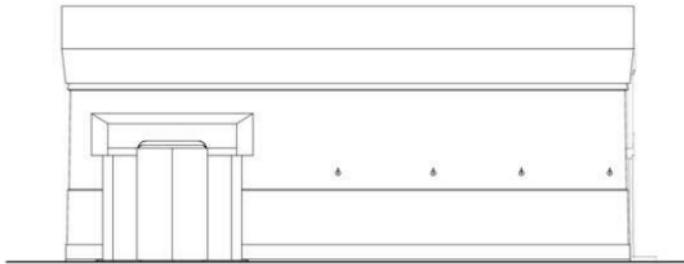


米藏 西立面图

0 1 2 3 (m)

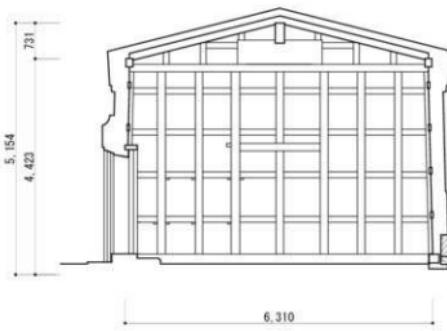


米藏 南立面图

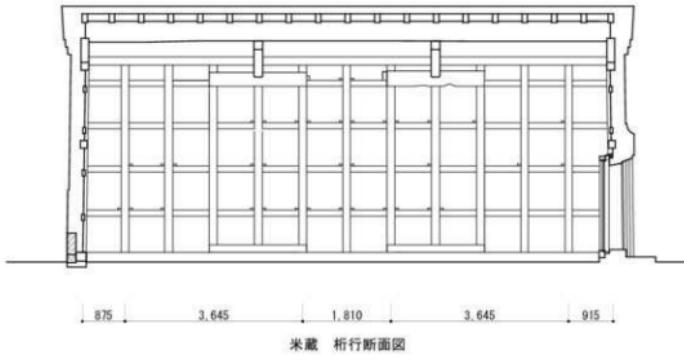


米藏 東立面图

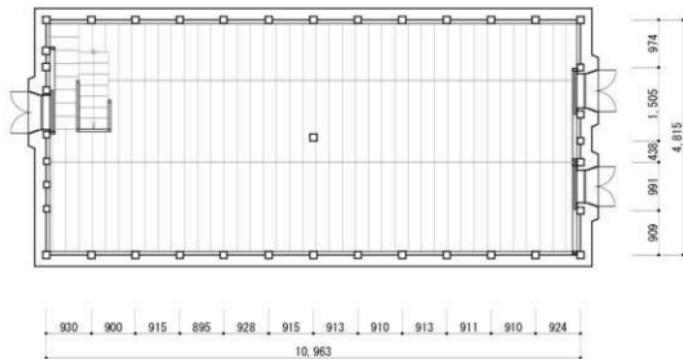
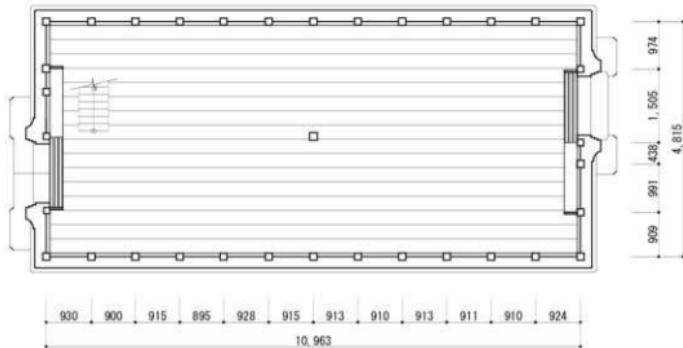
0 1 2 3 (m)

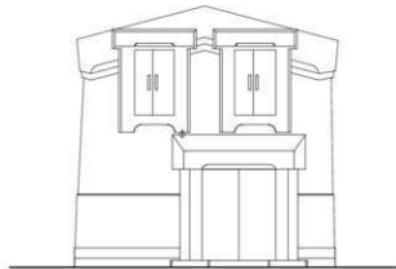


米蔵 梁間断面図

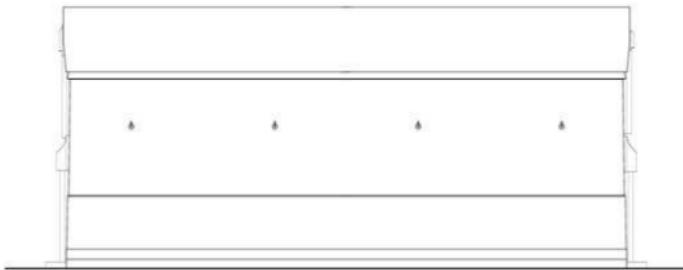


米蔵 枝行断面図

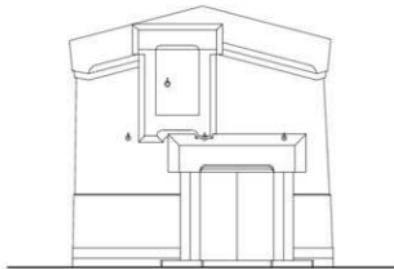




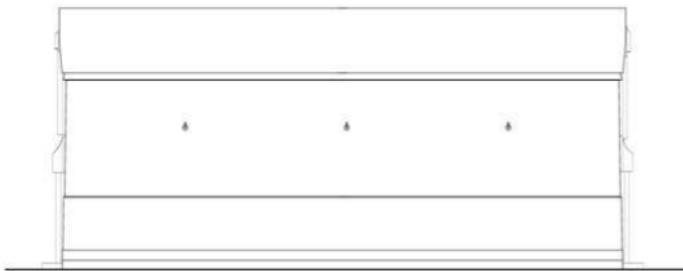
文庫蔵 北立面図



文庫蔵 西立面図



文庫蔵 南立面図

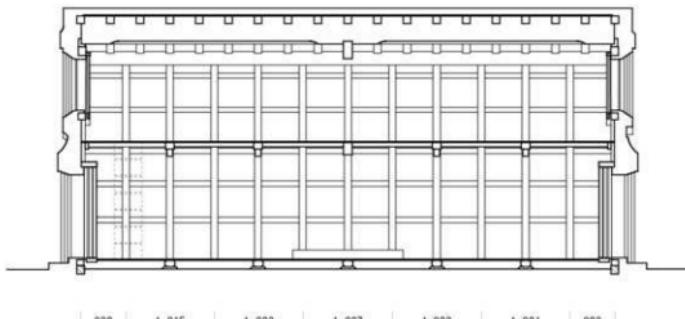


文庫蔵 東立面図

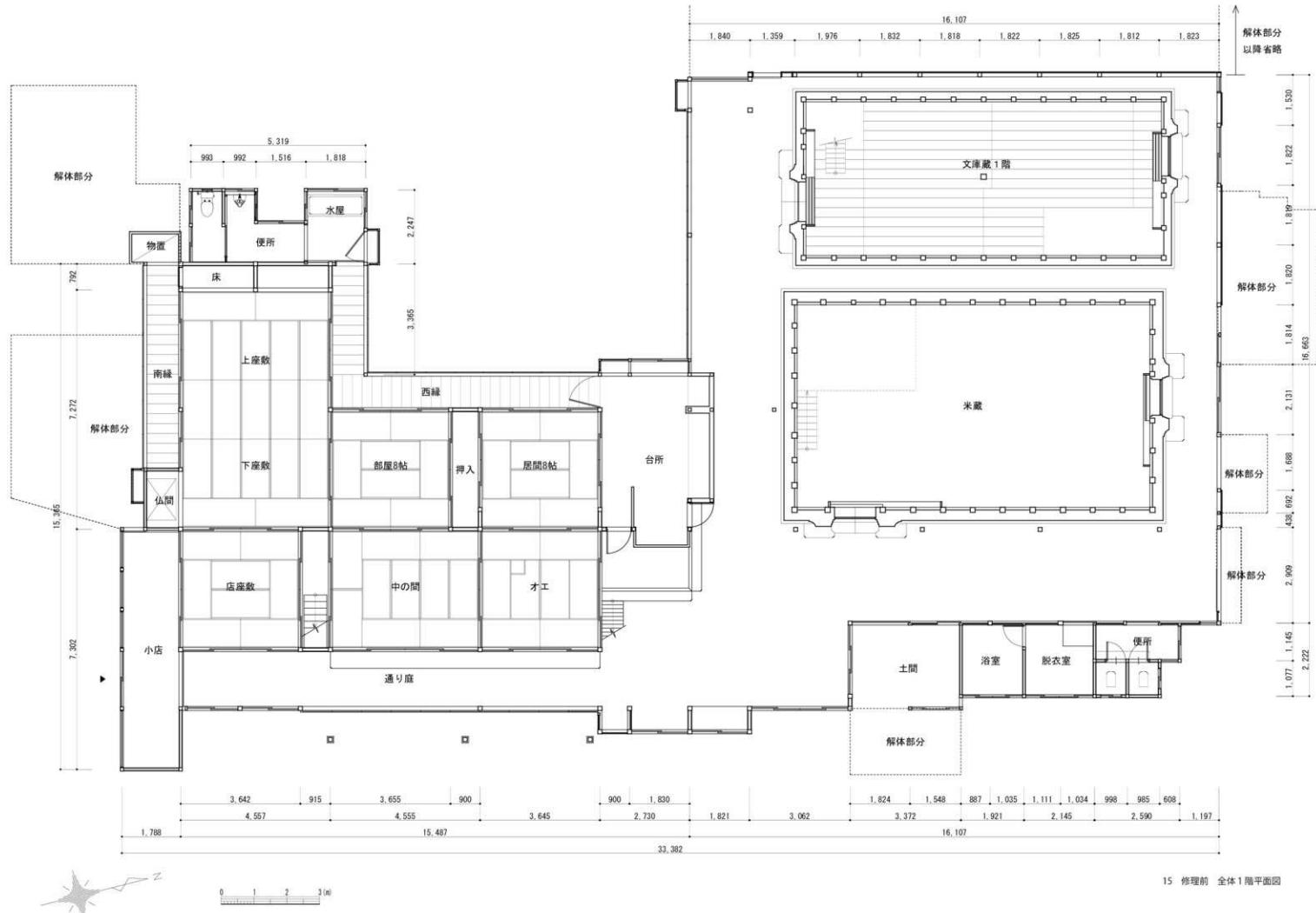
0 1 2 3(m)

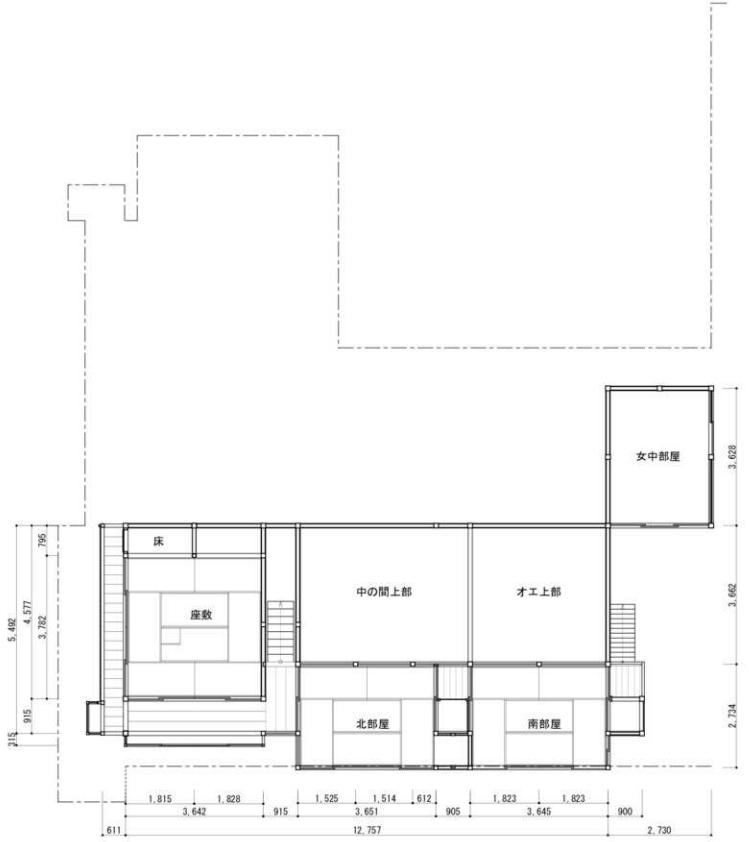


文庫蔵 梁間断面図



文庫蔵 柱行断面図





16 修理前 全体2階平面図



全体 南立面图



全体 東立面图

0 1 2 3 (m)

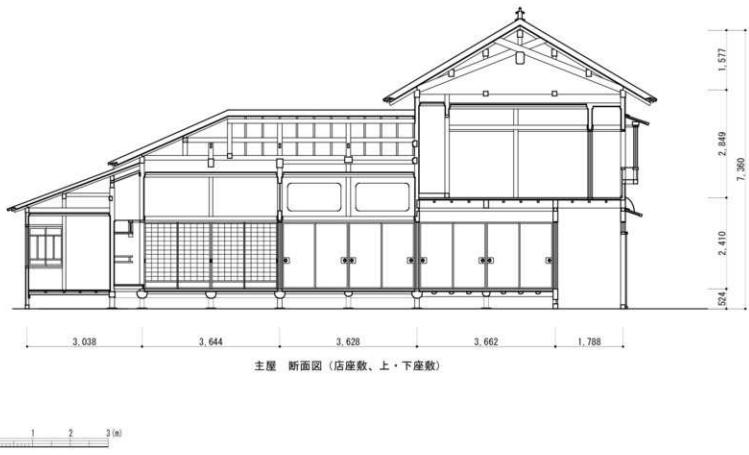


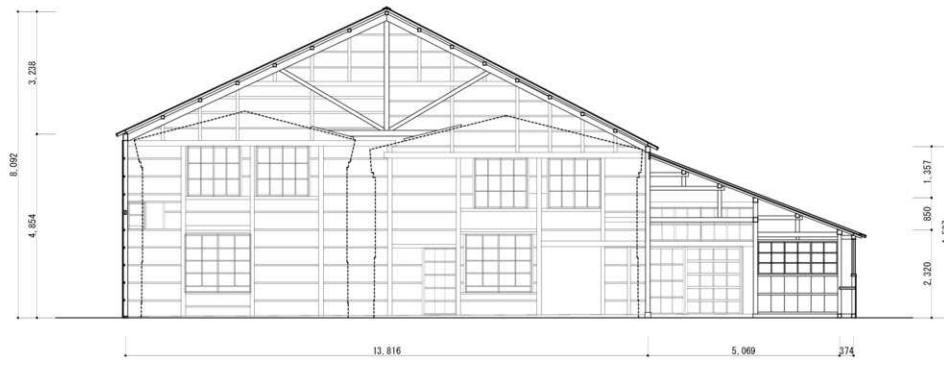
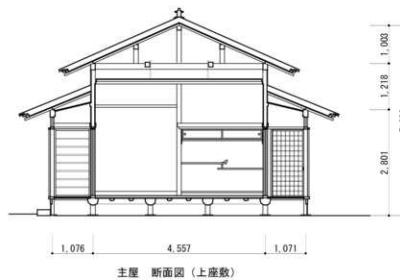
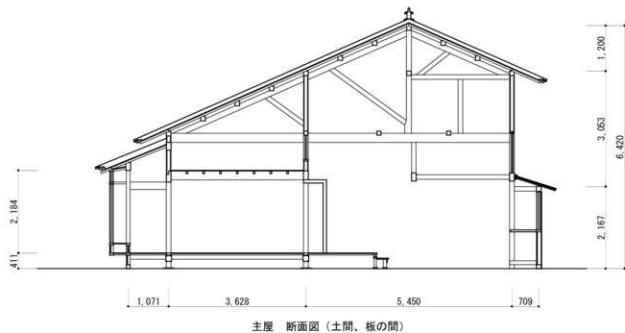
全体 北立面图



全体 西立面图

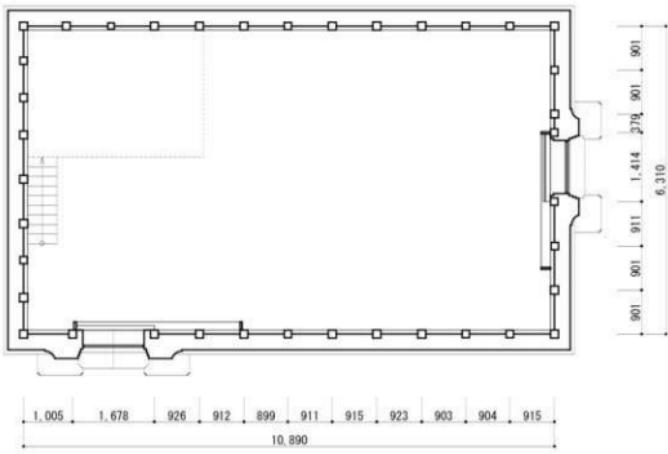
0 1 2 3 (m)





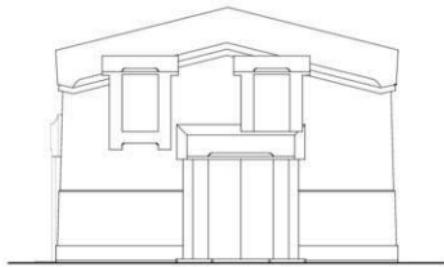
0 1 2 3 (m)

覆屋 断面図
（便所）

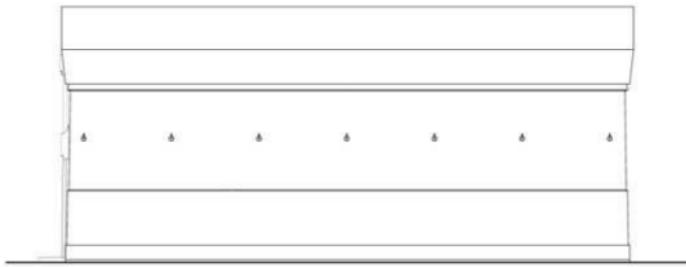


0 1 2 3 (m)

21 修理前 米蔵 平面図

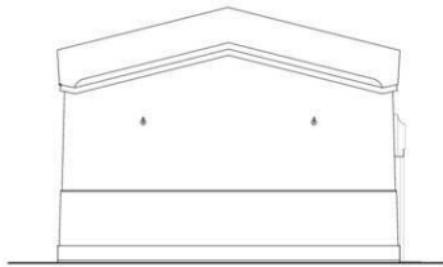


米藏 北立面图

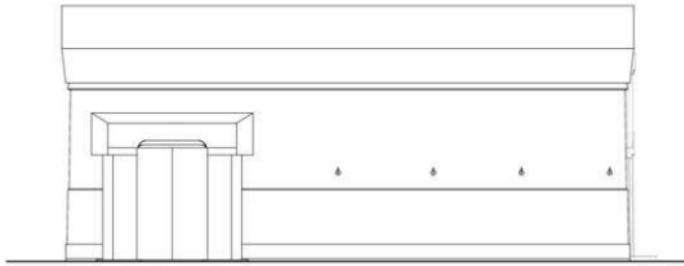


米藏 西立面图

0 1 2 3(m)

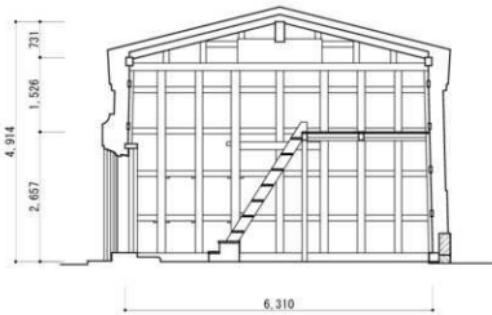


米藏 南立面図

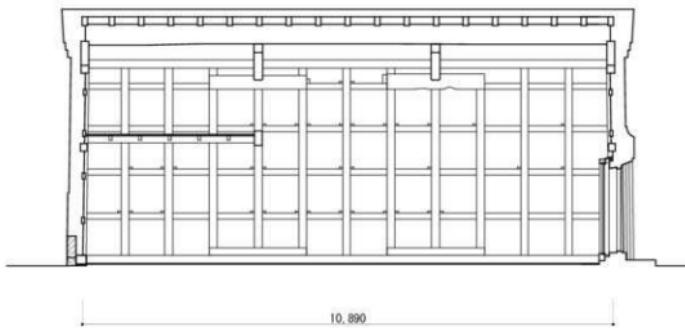


米藏 東立面図

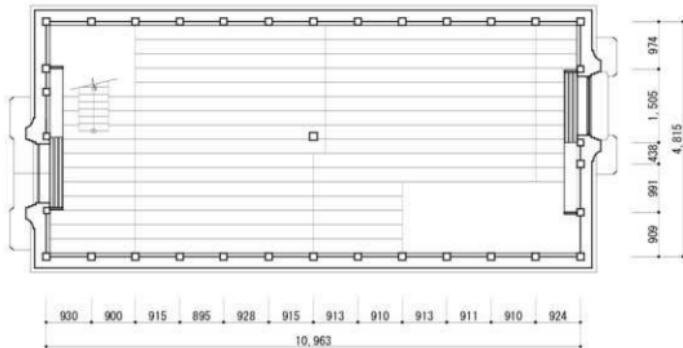
0 1 2 3(m)



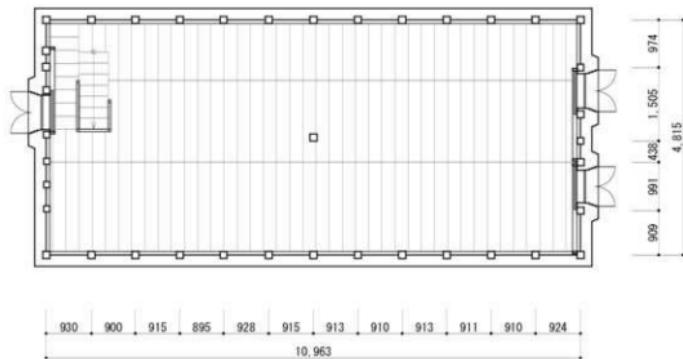
米蔵 梁間断面図



米蔵 柱行断面図

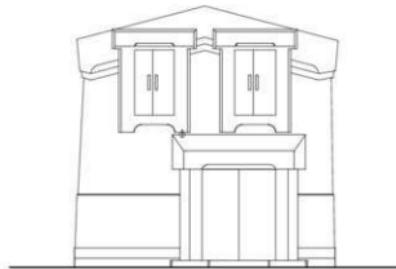


文庫蔵 1階平面図

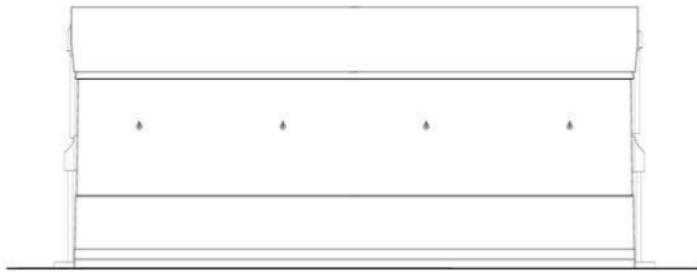


文庫蔵 2階平面図

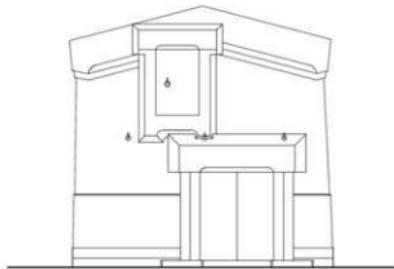




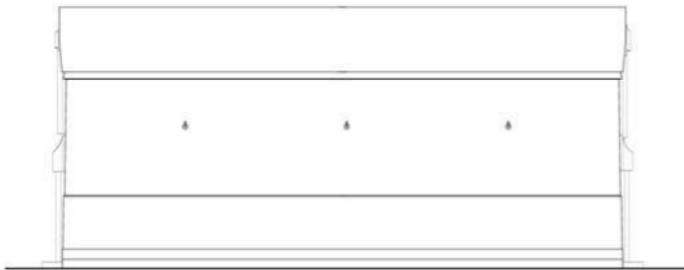
文庫蔵 北立面図



文庫蔵 西立面図



文庫蔵 南立面図

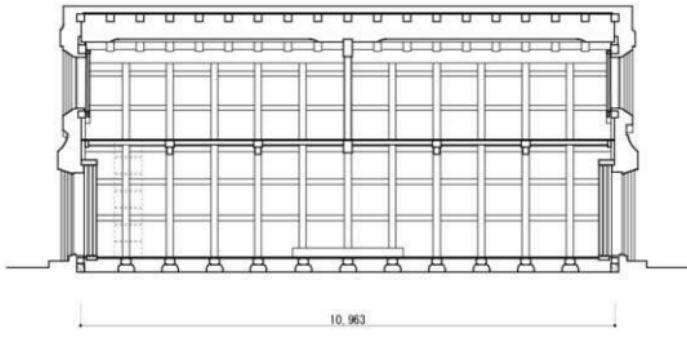


文庫蔵 東立面図

0 1 2 3(m)



文庫蔵 梁間断面図



文庫蔵 柱行断面図

秋田県指定有形文化財 旧松倉家住宅修復整備工事報告書

発 行 令和5年3月29日

発行者 秋田市
〒 010-8560
秋田県秋田市山王一丁目1番1号

編 集 秋田市観光文化スポーツ部文化振興課
〒 010-8560
秋田県秋田市山王一丁目1番1号

株式会社伝統建築研究所
〒 982-0801
宮城県仙台市太白区八木山本町一丁目38番3号

印刷・製本 有限会社平電子印刷所
〒 970-8024
福島県いわき市平北白土字西ノ内13番地

